震　災　編

目　　次

震　災　編

第１章 総　則

第１節 対策の基本方針 ・・ 震-1- 1
第２節 市の地勢と地震災害 ・・ 震-1- 2
　１ 地勢 ・・ 震-1- 2
　２ 過去の地震災害 ・・ 震-1- 4
　３ 本市を含む首都直下で発生する地震 ・・・ 震-1- 7
第３節 想定地震と被害想定 ・・ 震-1- 8
　１ 想定地震と条件 ・・ 震-1- 8
　２ 被害想定結果 ・・・ 震-1- 8
　３ 津波の想定 ・・ 震-1-12
第４節 減災目標 ・・ 震-1-13
　１ 方針 ・・・ 震-1-13
　２ 防災減災施策 ・・ 震-1-13

第２章 災害予防計画

第１節 防災体制の整備 ・・ 震-2- 1
　１ 市の防災体制の整備 ・・ 震-2- 1
　２ 市における業務継続体制の整備 ・・ 震-2- 2
　３ 消防体制の整備 ・・・ 震-2- 2
　４ 応急医療体制の整備 ・・・ 震-2- 3
　５ 広域防災体制の整備 ・・・ 震-2- 4
第２節 自主防災組織・事業所の防災活動の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 震-2- 5
　１ 自主防災組織の強化 ・・・ 震-2- 5
　２ 事業所防災体制の強化 ・・ 震-2- 6
第３節 防災意識の向上 ・・ 震-2- 8
　１ 防災訓練の充実 ・・ 震-2- 8
　２ 防災教育の普及推進 ・・・ 震-2- 9
　３ 防災広報の充実 ・・ 震-2-10
第４節 建築物等の耐震化の推進 ・・ 震-2-12
　１ 市街地の整備 ・・・ 震-2-12
　２ 建築物等の耐震化 ・・ 震-2-12
第５節 火災予防対策 ・・・ 震-2-15
　１ 火災予防に係る立入検査 ・・ 震-2-15
　２ 出火防止 ・・・ 震-2-15
　３ 初期消火 ・・・ 震-2-16
　４ 延焼拡大の防止 ・・ 震-2-17
　５ 建築物の不燃化 ・・ 震-2-17
　６ 防災空間の整備 ・・ 震-2-18
第６節 土砂災害・液状化等の予防対策 ・・ 震-2-19

１　防災地区の指定 …… 震-2-19
２　土砂災害（急傾斜地）対策 …… 震-2-19
３　液状化対策 …… 震-2-21
４　地盤沈下防止対策 …… 震-2-22
第７節　津波災害予防対策 …… 震-2-23
１　津波防災施設の整備 …… 震-2-23
２　津波に対する自衛体制の確立 …… 震-2-24
第８節　防災施設等の整備 …… 震-2-26
１　防災拠点等の整備 …… 震-2-26
２　防災倉庫等の整備 …… 震-2-26
３　飲料水・食料等の備蓄 …… 震-2-27
第９節　通信施設の整備 …… 震-2-29
１　災害通信網の整備 …… 震-2-29
２　情報伝達体制の整備 …… 震-2-30
第１０節　避難体制の整備 …… 震-2-31
１　避難場所等の指定 …… 震-2-31
２　避難の事前準備 …… 震-2-33
３　避難施設・設備等の整備 …… 震-2-33
４　避難体制の周知 …… 震-2-34
第１１節　災害時における要配慮者対策 …… 震-2-37
１　要配慮者の範囲 …… 震-2-37
２　避難行動要支援者に対する対応 …… 震-2-37
３　社会福祉施設等における防災対策 …… 震-2-39
４　外国人に対する対策 …… 震-2-40
５　その他地域で配慮が必要な方への対応 …… 震-2-40
第１２節　帰宅困難者等対策 …… 震-2-41
１　一斉帰宅の抑制 …… 震-2-41
２　帰宅困難者の安全確保 …… 震-2-41
３　関係機関と連携した取組み …… 震-2-42
第１３節　調査・研究 …… 震-2-43
１　地震・津波対策に関わる情報の収集 …… 震-2-43
２　専門調査の実施 …… 震-2-43

第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制の確立 …… 震-3- 1
１　参集・配備 …… 震-3- 1
２　職員の動員 …… 震-3- 3
３　災害対策本部設置前の体制 …… 震-3- 3
４　災害対策本部 …… 震-3- 4
５　地区対策支部 …… 震-3-13
６　避難所 …… 震-3-14
７　災害救助法の適用 …… 震-3-17
８　災害時会計・出納対策 …… 震-3-18
第２節　情報の収集・伝達 …… 震-3-19

１　情報通信手段の確保 ･･ 震-3-19
２　地震情報等の収集伝達 ･･ 震-3-21
３　災害情報の収集・記録 ･･ 震-3-23
４　被害報告 ･･ 震-3-23
第３節　災害時の広報 ･･ 震-3-27
１　災害広報 ･･ 震-3-27
２　報道機関への対応 ･･ 震-3-29
３　市民相談 ･･ 震-3-30
第４節　消防・救助・救急活動 ･･ 震-3-31
１　消防活動 ･･ 震-3-31
２　救助活動 ･･ 震-3-33
３　救急活動 ･･ 震-3-33
４　消防の広域応援要請 ･･ 震-3-34
第５節　自衛隊への災害派遣要請 ･･ 震-3-35
１　災害派遣要請 ･･ 震-3-35
２　受入体制 ･･ 震-3-37
３　撤収要請 ･･ 震-3-37
４　経費負担区分 ･･ 震-3-37
第６節　広域応援の要請 ･･ 震-3-38
１　千葉県への応援要請 ･･ 震-3-38
２　指定地方行政機関等への応援要請 ････････････････････････････････････ 震-3-38
３　協定締結自治体への応援要請 ･･ 震-3-39
４　消防機関の相互応援 ･･ 震-3-40
５　水道・下水道事業体の相互応援 ･･････････････････････････････････････ 震-3-40
６　海外からの支援受入れ ･･ 震-3-41
７　広域避難者の受入れ及び支援 ･･ 震-3-41
第７節　警備・交通規制 ･･ 震-3-42
１　千葉県警察災害警備計画 ･･ 震-3-42
２　交通規制計画 ･･ 震-3-43
３　緊急通行車両の確認等 ･･ 震-3-44
４　運転者のとるべき措置 ･･ 震-3-45
第８節　避難対策 ･･ 震-3-46
１　避難指示等 ･･ 震-3-46
２　避難・誘導 ･･ 震-3-49
３　避難所等の開設と運営 ･･ 震-3-50
４　避難所等の閉鎖 ･･ 震-3-51
５　津波警報等発表時の避難 ･･ 震-3-52
第９節　災害時における要配慮者への対応 ････････････････････････････････ 震-3-54
１　要配慮者の安全確保 ･･ 震-3-54
２　避難生活支援 ･･ 震-3-55
第１０節　帰宅困難者等への対応 ･･ 震-3-57
１　一斉帰宅抑制の呼びかけ ･･ 震-3-57
２　大規模集客施設、駅等における対応 ･･････････････････････････････････ 震-3-57
３　帰宅困難者等の把握と情報提供 ･･････････････････････････････････････ 震-3-58

４　一時滞在施設の開設及び施設への誘導 …… 震-3-58
５　徒歩帰宅支援 …… 震-3-58
６　帰宅困難者（特別搬送者）の搬送 …… 震-3-59
第１１節　医療・救護対策 …… 震-3-60
１　医療救護体制 …… 震-3-60
２　医療・救護活動 …… 震-3-62
３　医療用資機材・医薬品等の確保 …… 震-3-63
４　被災者の健康管理 …… 震-3-63
第１２節　行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬 …… 震-3-65
１　行方不明者の捜索 …… 震-3-65
２　遺体の処理と安置 …… 震-3-66
３　遺体の埋火葬 …… 震-3-67
第１３節　救援物資供給活動 …… 震-3-68
１　給水活動 …… 震-3-68
２　食料の確保・供給 …… 震-3-71
３　生活必需品等の供給 …… 震-3-72
４　救援物資の受入れ …… 震-3-73
第１４節　緊急輸送対策 …… 震-3-75
１　輸送方法 …… 震-3-75
２　重要路線の確保 …… 震-3-76
３　トラック輸送 …… 震-3-77
４　ヘリコプター輸送 …… 震-3-77
５　その他の輸送 …… 震-3-78
第１５節　清掃・障害物の除去 …… 震-3-79
１　廃棄物（ごみ）の処理 …… 震-3-79
２　し尿の処理 …… 震-3-80
３　障害物の除去 …… 震-3-81
４　環境汚染の防止 …… 震-3-82
第１６節　防疫・保健衛生対策 …… 震-3-83
１　防疫・感染症対策 …… 震-3-83
２　保健衛生活動 …… 震-3-84
３　動物対策 …… 震-3-84
第１７節　住宅等応急対策 …… 震-3-86
１　被災建築物の応急危険度判定 …… 震-3-86
２　崖地の危険防止 …… 震-3-87
３　住家の被災調査・り災証明書の発行 …… 震-3-87
４　被災建築物の応急修理 …… 震-3-87
５　住宅の解体 …… 震-3-88
６　応急仮設住宅の建設 …… 震-3-88
７　空き家の斡旋 …… 震-3-89
第１８節　文教対策 …… 震-3-90
１　災害発生時の対応 …… 震-3-90
２　避難所としての対応 …… 震-3-91
３　地区対策支部としての対応 …… 震-3-91

４　応急教育 …… 震-3-91
５　応急保育 …… 震-3-92
６　文化財の保護 …… 震-3-92
第１９節　ボランティアの協力 …… 震-3-93
１　ボランティアの受入れ …… 震-3-93
２　ボランティア活動 …… 震-3-94
第２０節　ライフライン施設の応急復旧 …… 震-3-96
１　上水道 …… 震-3-96
２　下水道 …… 震-3-97
３　廃棄物処理施設 …… 震-3-97
４　電気 …… 震-3-98
５　ガス …… 震-3-99
６　電話 …… 震-3-100
７　郵便 …… 震-3-100
第２１節　交通応急対策 …… 震-3-102
１　鉄道 …… 震-3-102
２　バス …… 震-3-104
３　道路・橋梁 …… 震-3-104

第４章　災害復旧計画
第１節　市民生活安定のための支援 …… 震-4- 1
１　被災者総合相談窓口 …… 震-4- 1
２　災害公営住宅の建設等 …… 震-4- 2
３　災害弔慰金・障害見舞金の支給 …… 震-4- 2
４　被災者生活再建支援金の支給 …… 震-4- 3
５　災害援護資金の貸付け …… 震-4- 4
６　生活福祉資金の貸付け（社会福祉協議会） …… 震-4- 5
７　市税等の減免 …… 震-4- 6
８　国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険における対応 …… 震-4- 7
９　義援金等の受付・保管及び配分 …… 震-4- 8
１０　災害応急資金融資 …… 震-4- 8
１１　郵便物の特別取扱い等 …… 震-4- 9
１２　雇用の確保 …… 震-4- 9
１３　公共料金の特例措置 …… 震-4- 9
１４　市民への周知・広報 …… 震-4-10
第２節　生活関連施設の復旧 …… 震-4-11
１　災害復旧事業 …… 震-4-11
２　国の財政援助等 …… 震-4-11
第３節　災害復興 …… 震-4-13
１　災害復旧・復興本部 …… 震-4-13
２　災害復旧・復興計画の重点事項 …… 震-4-16
３　各種事業の推進 …… 震-4-16

附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第１章 総　則

第１節 計画策定の趣旨 ･･･ 附-1- 1
第２節 基本方針 ･･･ 附-1- 2
　１ 計画の内容 ･･･ 附-1- 2
　２ 計画の範囲 ･･･ 附-1- 2
　３ 計画の前提条件 ･･･ 附-1- 3
　４ 計画の実施 ･･･ 附-1- 3
　５ 計画の位置づけ ･･･ 附-1- 3

第２章 東海地震関連情報

第１節 東海地震関連情報の発表時の対応 ･････････････････････････････････ 附-2- 1
第２節 東海地震関連情報の伝達 ･･･ 附-2- 2

第３章 東海地震注意情報発表時の対応措置

第１節 活動体制 ･･ 附-3- 1
第２節 応急対策 ･･ 附-3- 1
　１ 対策の基本方針 ･･･ 附-3- 1
　２ 市民への広報 ･･ 附-3- 1
　３ 施設等への情報伝達 ･･･ 附-3- 1
　４ 関係機関の準備等 ･･ 附-3- 1
　５ 広報活動 ･･ 附-3- 3
　６ 混乱の防止 ･･ 附-3- 3

第４章 警戒宣言発令時の対応措置

第１節 活動体制 ･･ 附-4- 1
　１ 市の活動体制 ･･ 附-4- 1
　２ 防災関係機関の活動体制 ･･･ 附-4- 1
第２節 警戒宣言の伝達及び広報 ･･･ 附-4- 3
　１ 警戒宣言の伝達 ･･･ 附-4- 3
　２ 警戒宣言時の広報 ･･ 附-4- 4
第３節 災害警備対策 ･･ 附-4- 5
　１ 基本的な活動 ･･ 附-4- 5
　２ 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動･･････････････････････････ 附-4- 5
第４節 水防・消防対策 ･･ 附-4- 7
第５節 公共輸送対策 ･･ 附-4- 8
　１ 東日本旅客鉄道株式会社の措置 ･･････････････････････････････････ 附-4- 8
　２ 京成電鉄株式会社の措置 ･･･ 附-4- 9
　３ バス、タクシーの措置 ･･ 附-4- 9
第６節 交通対策 ･･ 附-4-10
　１ 警察のとる交通対策 ･･･ 附-4-10
　２ 道路管理者の対策 ･･ 附-4-10

第７節 上・下水道、電気、ガス、通信等対策 ･････････････････････････････････ 附-4-12
１ 上水道対策 ･･･ 附-4-12
２ 下水道対策 ･･･ 附-4-13
３ 電気対策 ･･･ 附-4-13
４ ガス対策 ･･･ 附-4-14
５ 通信対策 ･･･ 附-4-15
６ 工業用水道対策 ･･･ 附-4-15
第８節 学校・病院・社会福祉施設対策 ･･････････････････････････････････････ 附-4-17
１ 学校対策 ･･･ 附-4-17
２ 病院・診療所対策 ･･･ 附-4-17
３ 社会福祉施設対策 ･･･ 附-4-18
第９節 避難対策 ･･･ 附-4-19
第１０節 救護救援・防疫・保健活動対策 ･････････････････････････････････････ 附-4-20
１ 救護救援対策 ･･･ 附-4-20
２ 防疫・感染症対策 ･･･ 附-4-20
３ 保健活動対策 ･･･ 附-4-20
第１１節 その他対策 ･･･ 附-4-22
１ 食料、医薬品の確保 ･･･ 附-4-22
２ 緊急輸送の実施準備 ･･･ 附-4-22
３ 市が管理、運営する施設対策 ･･･ 附-4-22
４ 特定動物の逃走防止 ･･･ 附-4-23

第５章 市民等のとるべき措置

第１節 市民のとるべき措置 ･･ 附-5- 2
第２節 自主防災組織のとるべき措置 ･･･････････････････････････････････････ 附-5- 4
第３節 事業所のとるべき措置 ･･ 附-5- 5

第１章 総　則

第１節 対策の基本方針

～　東日本大震災の教訓を踏まえた地震・津波災害に強いまちづくり　～

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、本市でも過去に類を見ない被害が発生し、対応における様々な課題も露呈したことから、その教訓を踏まえ、地震災害に強いまちづくりや対策にあたる人材の育成を図り、ハードとソフトを織り交ぜた総合的な防災対策の推進を図る。

東日本大震災や令和 6 年能登半島地震等の教訓や、減災という観点からの予防と災害発生後の応急対策の二つの視点から、行政の日頃からの備え、いざというときのための体制整備はもちろんのこと、火災発生後速やかな初期消火活動や近隣が一体となった避難行動など、市民自らの責任による行動が、被害の拡大を防ぐ上で重要なことである。

災害発生時には、早期に都市機能が回復できるよう都市基盤の整備を基本とした「防災都市づくり」を進めるとともに、「市民自らが自らの身の安全とまちを守る」という防災の基本に立ち、市・市民・事業所等の役割を明らかにし、「地震・津波災害に強いまちづくり」を進めることとする。

第２節 市の地勢と地震災害

1 地勢

(1) 位置・面積

習志野市は、千葉県の北西部に位置し、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市と接し、南は東京湾に面している。海岸線は、千葉港の一部を形成している。

市域は、東西 8.9km、南北 6.2km で北東半部が関東ローム層で覆われた台地で、南西半部が埋立地や海岸平野からなっており総面積は、20.97 km^{2}である。

■本市の位置等

緯度及び経度					海　抜		市　域	
区分	東　端	西　端	南　端	北　端	最 高	最 低	東 西	南 北
東経	140°05′06″	139°59′11″	140°01′10″	140°04′06″	30.6m	0. 8m	8. 9km	6. 2km
北緯	35°42′14″	35°39′37″	35°39′10″	35°42′31″				

(2) 地形・地盤

習志野市の地形は、台地とそれらを刻む谷底平野(谷津）、さらに海岸平野、埋立地よりなる。地盤は、概ね地形に対応するが、次表に示すような地層が重なり合って構成されている。

このうち成田層を除く地層は、地層のしまり具合や硬さを表す指標であるＮ値が小さいため、地層が厚く重なるところでは、地震時の「揺れ」が大きくなり、建物などの被害が大きくなる特徴がある。

また、砂層（例えば砂州推積物）が分布するところでは、地震時に砂が流動する「液状化」が発生しやすく、建造物や盛土の不同沈下や地割れなどのおそれがある。

■市域に分布する地層の特性

大区分	小区分	構成物質	層厚（m）	Ｎ値
台地の地盤	砂丘砂	細粒砂	1～3	3～5
	関東ローム層	火山灰起源の粘性土	3～6	3～5
	常総粘土層	火山灰起源の砂質粘土	2～4	3～5
	成田層	中粒砂、シルト	30以上	0～50以上
低地の地盤	腐植土層	腐植土	3～5	0～1
	シルト～粘土層	シルト、粘土層	2～10	0～3
	砂州堆積物	中粒砂	2～5	3～5

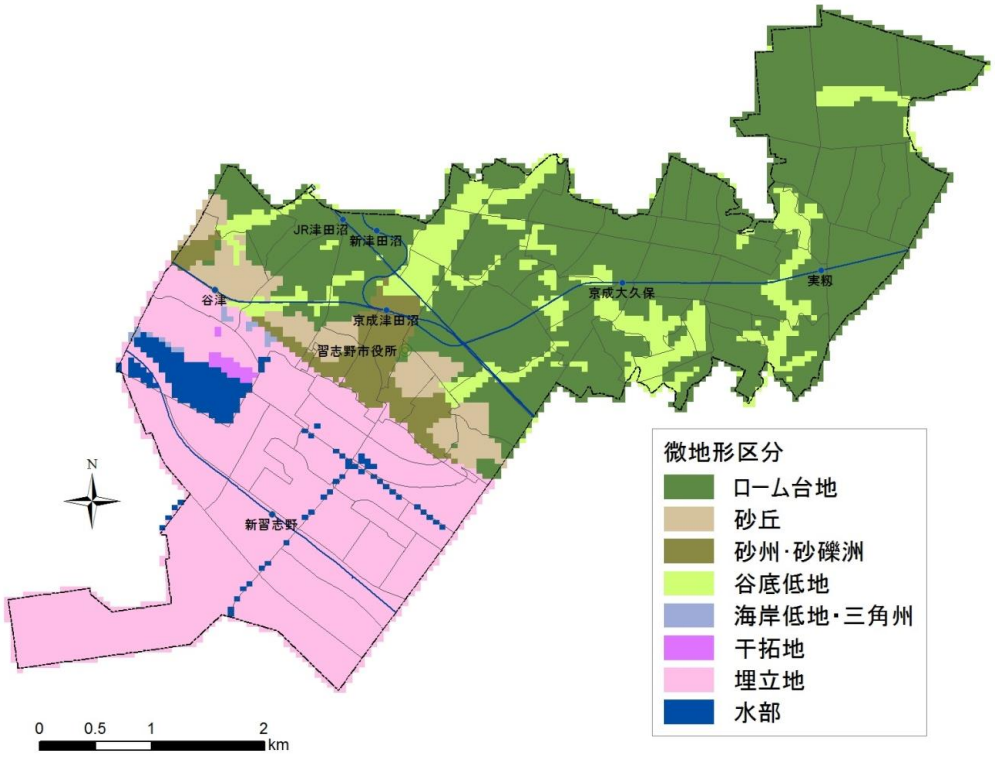

■習志野市の微地形区分

(3) 気候

習志野市の気候は概ね温暖で、海洋性気候に属している。

年平均気温が 16.7℃（平成 30 年～令和 4 年：習志野市統計書令和 5 年版）、年間平均降水量は　869.3㎜（平成 30 年～令和 4 年：習志野市統計書令和 5 年版）、風向は冬に北西の風、夏に南西の風が卓越している（習志野市消防年報令和 3 年版）。

※令和 3 年度の合計降水量は機械故障により 6～8 月は欠測。

２ 過去の地震災害

(1) 地震災害の発生状況

南関東地域は、日本海溝と相模トラフに囲まれ、太平洋プレート、北米プレート及びフィリピン海プレートという三つのプレートが重なり合う地域であるため、地震活動が活発である。

これまでに本市に被害を及ぼした地震として、大正 12 年（1923 年）9 月 1 日に発生した大正関東地震（関東大震災）、昭和 62 年（1987 年）12 月 17 日に発生した千葉県東方沖地震、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）などがあげられる。

大正関東地震は、東京都を中心に甚大な被害をもたらした地震であったが、市内の被害は土蔵の一部破損 2 棟にとどまった（「津田沼町役場報」による）。千葉県東方沖地震では、市内は震度 5 であったが、屋根瓦損壊 22 棟を数えた。東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、市内で震度 5 強を観測し、地震の揺れや液状化の影響により、人的被害、建物被害、ライフライン施設被害など、甚大な被害が発生した。市では、地震発生直後に災害対策本部を設置し災害対応にあたったが、様々な対応上の課題が生じた。

(2) 東日本大震災について

１）全国・千葉県の被害

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に、牡鹿半島東方沖約 130ｋｍを震源として発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0、最大震度 7 を記録する巨大な地震であった。強い揺れの範囲が広く、また波高 10m以上・最大遡上高 40mに達する巨大津波の影響により、東北地方と関東地方の太平洋沿岸地域を中心に、壊滅的な被害をもたらした。さらに、この地震と津波の発生により、東京電力福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失したことにより核燃料の溶融・水素爆発などが発生し、広域避難、東北から関東地方一帯を中心に放射性物質が拡散した。

総務省消防庁の被害報によると、全国で死者 19,775 人、行方不明者 2,550 人、負傷者 6,242 人、住家被害は、全壊 122,050 棟、半壊 283,988 棟、一部破損 750,064 棟などの被害が発生した（令和 6 年 3 月 1 日時点）。

千葉県においても死者 22 人、行方不明者 2 人、負傷者 268 人、住家全壊 807 棟、半壊 10,313 棟、一部破損 57,523 棟などの被害が発生した（令和 5 年 3 月 7 日時点）。

２）市内の被害

習志野市では震度 5 強を観測し、市内各地で被害が発生した。特に、国道 14 号よりも海側の埋立地区を中心に、大規模な液状化による被害が認められた。

人的・住家被害は、死者 1 名、負傷者 7 名、全壊 9 棟、半壊 717 棟、一部損壊 4,619 棟、火災による焼失 1 件であった（令和 6 年 3 月 1 日時点）。

市役所本庁舎（当時）をはじめ公共施設においても、揺れによる天井や壁の破損、液状化による被害も発生し、また、ライフライン施設への影響も多数あり、特に液状化の影響により、下水道施設に多くの被害が発生した。

このほかに、ＪＲ津田沼駅をはじめとする市内の交通施設や避難所などにおいて、帰宅困難者を含む避難者が多数発生した。

■東日本大震災による市内の被害の概要

（習志野市「東日本大震災 1 年記録誌」及び「東日本大震災 2 年記録誌」並びに
消防庁「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について」による）

災害現象	被害の概要
地震動	習志野市　鷺沼：震度 5 強（市役所本庁舎横震度計） 震度計観測時刻：午後 2 時 47 分 32 秒
液状化	埋立地区を中心に各地で発生 断水、下水道管破損、道路隆起・陥没、ガス漏れ・漏水等多数発生
家屋被害・人的被害	令和 6 年 3 月 1 日時点
住家被害	① 全壊.....9 棟　③ 一部損壊.....4,619 棟 ② 半壊.....717 棟
火　災	① 出火件数.....1 件　② 焼失数.....1 件
人的被害	① 死者.....1 人　② 負傷者.....7 人 （うち重傷者 2 人）
避難者 帰宅困難者	① 避難所..... 2,953 人（12 か所開設） ② 保育所帰宅困難児童.....191 人（14 保育所、1 こども園） ③ 放課後児童会..... 8 人（5 児童会）
主な公共施設被害	平成 23 年 3 月 17 日時点
市庁舎	旧庁舎ガラス破損、柱、梁、壁、床にヒビ割れ多数発生 耐震指標Ｉｓ値の低下　※一時仮庁舎へ移転
市立幼稚園 ・保育所等	① 敷地内地盤被害....8 園所 ② 建物損傷.....5 園
市立小・ 中学校	① 敷地内地盤被害....8 校　③ プール損傷.....3 校 ② 体育館損傷.....3 校　④ 校舎損傷....ヒビ等多数発生
社会教育 施設	習志野文化ホールの天井落下 3 公民館・旧鴇田家住宅で液状化、地盤沈下発生
主なライフライン施設被害	平成 23 年 3 月 22 日時点
電　気	一時停電地区発生
ガ　ス	ガス臭、マイコン復帰等.....約 700 件
上水道	① 断水.....約 5,400 戸 ② 赤水、漏水、問合せ等.....約 1,600 件
下水道	排水不良区域.....約 500ha （国道 14 号よりも海側の香澄・秋津・袖ケ浦・谷津地区） 緊急的に菊田川へ放流、簡易処理施設を設置
道　路	① 液状化による土砂堆積（国道 14 号よりも海側の地区） ② 隆起、陥没.....172 路線 ③ 車両通行止.....6 か所 （袖ケ浦 3 か所、香澄 1 か所、津田沼 1 か所、谷津 1 か所）

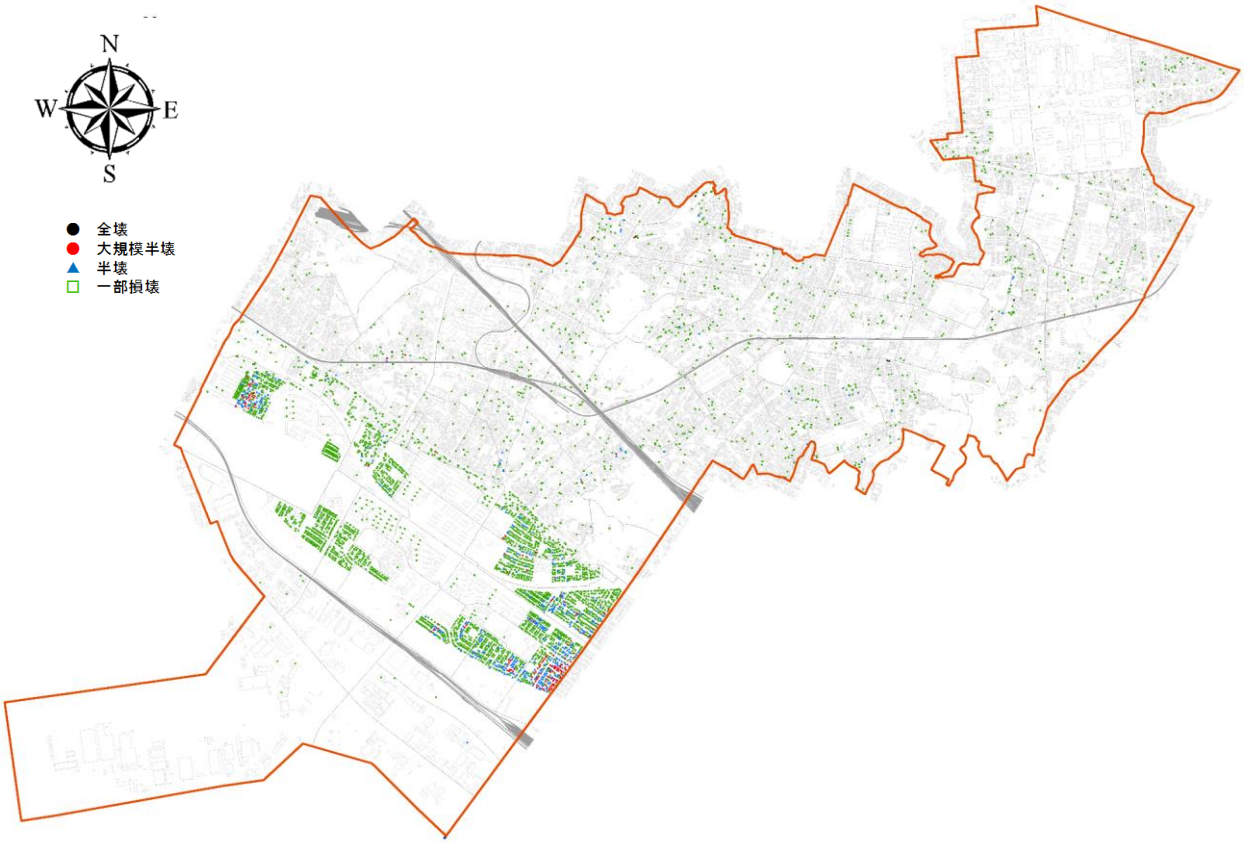

■東日本大震災における家屋の被災状況分布図
（出典：東日本大震災の検証報告書）

■家屋被害が多かった地区の分布（国道 14 号より海側）
（出典：東日本大震災の検証報告書）

３ 本市を含む首都直下で発生する地震

南関東地域の地下構造は複雑であり、地表部は北米プレートから構成されるが、その下に相模トラフから沈み込むフィリピン海プレート、さらに深いところに日本海溝から沈み込む太平洋プレートが存在する。本地域では、古い時代からマグニチュード７級の地震が数多く発生している。

首都直下で発生する地震については、海側のフィリピン海プレートと太平洋プレートが陸側の北米プレートの下に沈み込んでいるため、地震発生の様相は極めて多様であるが、中央防災会議では、地震の発生様式を次のように区分している。

本地域では、元禄型関東地震や大正型関東地震のようなマグニチュード８級の地震の発生頻度は 200～400 年であり、その間にマグニチュード 7 級の地震が数回発生している。大正関東地震から 90 年が経過している現在、マグニチュード７級の直下地震の発生が懸念されている。

「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（第二版）について（平成 26 年４月　地震調査研究推進本部）」によると、今後 30 年以内に南関東地域でマグニチュード７級の地震が発生する確率は 70%程度とされ、その切迫性が指摘されている。

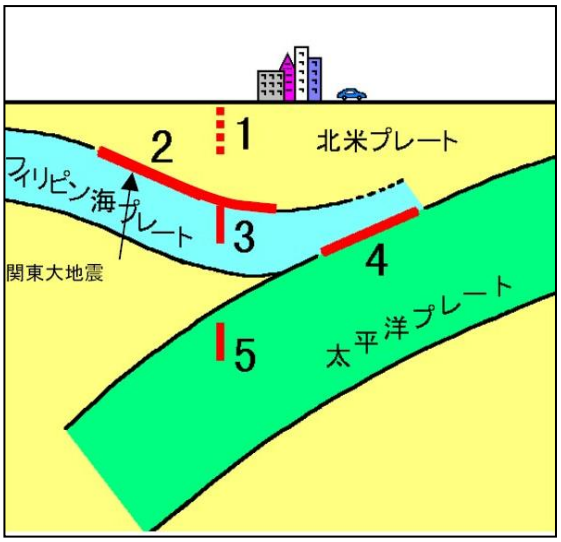

タイプ１	地殻内の浅い地震
タイプ２	フィリピン海プレートと北米プレートとの境界の地震
タイプ３	フィリピン海プレート内の地震
タイプ４	フィリピン海プレートと太平洋プレートとの境界の地震
タイプ５	太平洋プレート内の地震

■南関東で発生する地震のタイプ分類（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」資料より）

第３節 想定地震と被害想定

1 想定地震と条件

令和４年度習志野市防災アセスメント調査では、マグニチュード７級の地震である「千葉県北西部直下地震」を想定し、地震被害想定を行った。

「千葉県北西部直下地震」は、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」において千葉県が設定した地震で、市内に最も大きな影響を及ぼす地震である。

2 被害想定結果

(1) 地震動・液状化

「千葉県北西部直下地震」による市内の地震動の強さは、震度６弱から６強である。震源域から距離が近いため、市北西端の谷津５、６丁目付近などを除くほぼ全ての地域で震度６強の強い揺れに見舞われる。

また、国道 14 号よりも海側の埋立地と市内の沖積低地において、液状化危険度が高くなる。

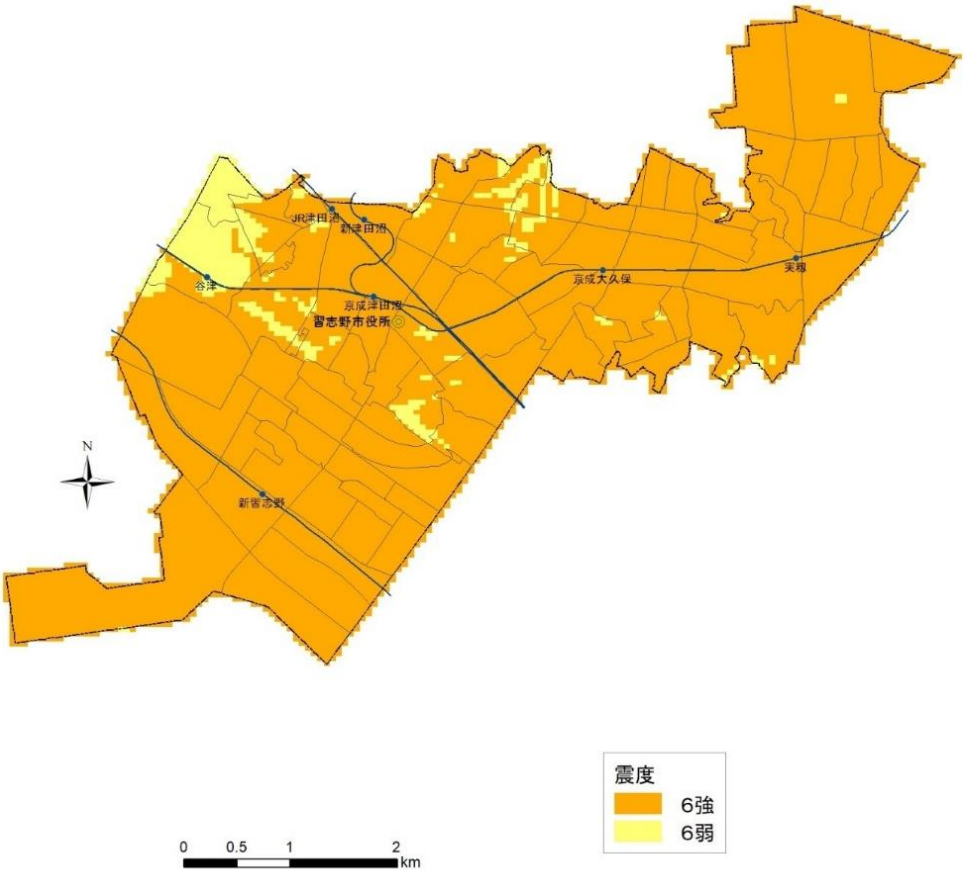

■千葉県北西部直下地震（M7.3）による震度分布
（50m メッシュ単位）

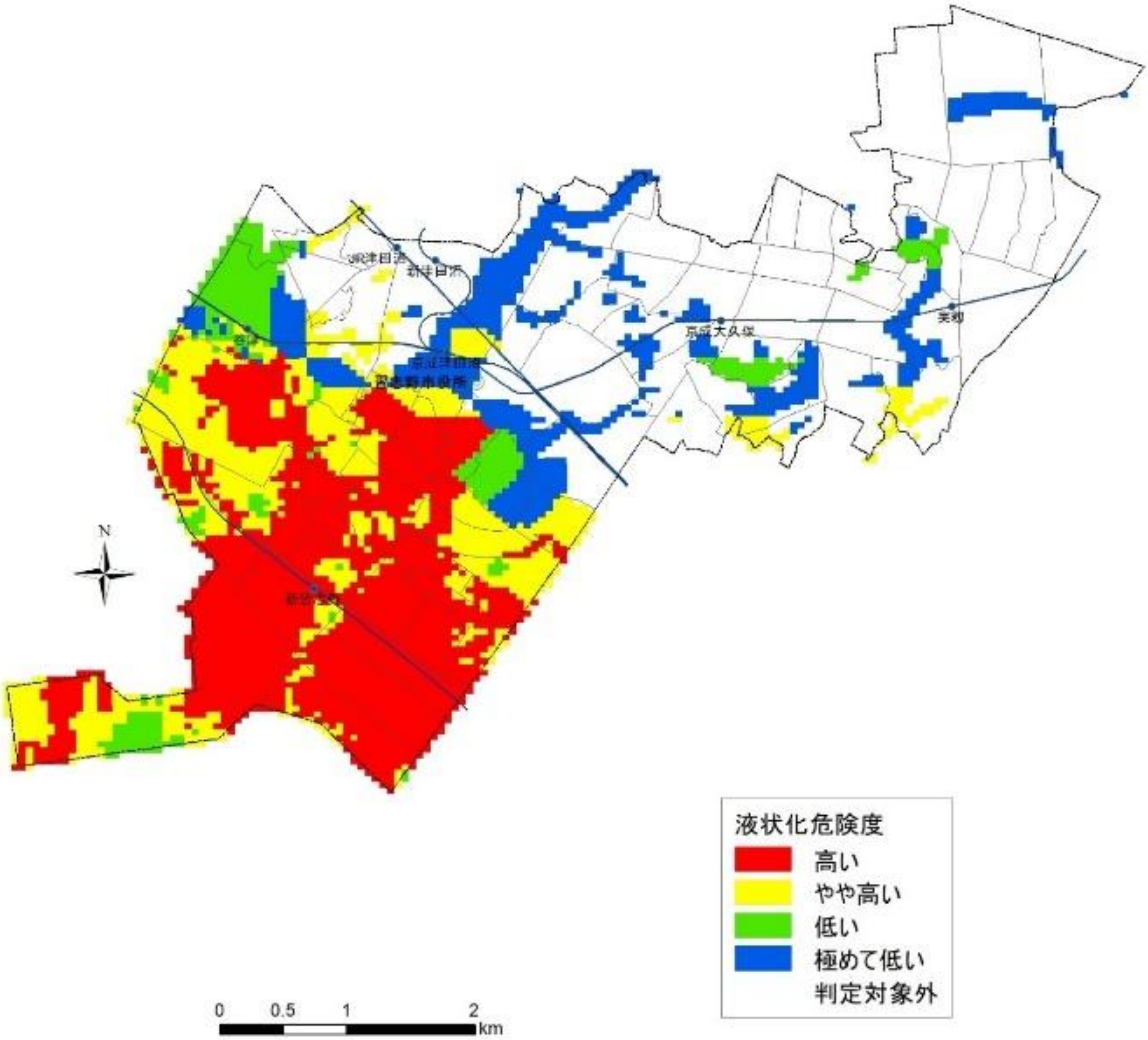

■千葉県北西部直下地震（M7.3）による液状化危険度分布図
（50mメッシュ単位）

(2) 揺れによる建物被害

建物棟数（棟）	全壊棟数（率%）		半壊棟数（率%）	
37,195	2,370	（ 6 ）	5,672	（ 15 ）

(3) 液状化による建物被害

建物棟数（棟）	全半壊棟数（率%）	
37,195	27	（ 0.07 ）

(4) 地震火災被害

建物棟数（棟）	焼失棟数（率%）		全壊を除く焼失棟数（率%）	
37,195	2,985	（ 8 ）	2,756	（ 7 ）

(5) ライフライン被害

1）上水道被害

供給人口（人）	1 日後の断水人口（人）	1 週間後の断水人口（人）	2 週間後の断水人口（人）	1 ヶ月後の断水人口（人）
175,065	128,708	93,415	56,749	15,438
断水率（%）	74	53	32	9

2）下水道被害

下水道処理人口（人）	1 日後の機能支障人口（人）	1 週間後の機能支障人口（人）	2 週間後の機能支障人口（人）	1 ヶ月後の機能支障人口（人）
175,065	110,813	67,776	34,441	8,127
機能支障率（%）	63	39	20	5

3）ガス管被害

全建物棟数	1 日後のガス停止棟数（棟）	1 週間後のガス停止棟数（棟）	2 週間後のガス停止棟数（棟）	1 ヶ月後のガス停止棟数（棟）
37,195	36,997	36,857	35,786	24,440
機能停止率（%）	99	99	96	66

4）停電の状況

全建物棟数	被災直後の停電軒数（軒）	1 日後の停電軒数（軒）	1 週間後の停電軒数（軒）
37,195	35,739	21,549	766
停電率（%）	96	58	2

5）電柱・電話柱被害

電柱被害			電話柱被害		
電柱本数（本）	被害本数（本）	被害率（%）	電話柱本数（本）	被害本数（本）	被害率（%）
12,731	2,472	19.4	7,153	1,389	19.4

(6) 交通施設被害

１）緊急輸送道路の被害

緊急輸送道路種別	道路延長（ｋｍ）	被害箇所数（箇所）
緊急輸送道路 1 次路線	17.9	2
緊急輸送道路 2 次路線	9.8	1
習志野市災害時重要路線	12.1	1
合計	39.7	4

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。

２）橋梁の被害

名称	被害状況
鷺沼中央跨線橋	落橋・大被害
千鳥橋	落橋・大被害
谷津第一跨線橋	落橋・大被害
菊田川 2 号橋	落橋・大被害
菊田川 3 号橋	落橋・大被害
新京成跨線橋	落橋・大被害
袖ケ浦 2 号立体橋	落橋・大被害
鷺沼西跨線橋	落橋・大被害
あじさいばし	中規模被害
鷺沼東跨線橋	落橋・大被害
東 15 号橋	落橋・大被害
まろにえ橋	落橋・大被害
ふれあい橋	落橋・大被害
菊田川 1 号橋	落橋・大被害
しらさぎ橋	大規模被害
中央公園橋	中規模被害

(7) 人的被害

死者数（人）	負傷者数（人）	
		うち重傷者数（人）
226	1,527	174

(8) 避難人口

1 日後			1 週間後		
避難者数（人）			避難者数（人）		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外
38,928	23,357	15,571	57,255	28,628	28,628
2 週間後			1 ヶ月後		
避難者数（人）			避難者数（人）		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外
65,762	26,305	39,457	49,967	14,990	34,977

(9) 帰宅困難者

区分	帰宅困難者数（人）					
	千葉県	東京都	茨城県	埼玉県	神奈川県	合計
習志野市内に通勤・通学する他の市区町村民	9,886	3,458	389	1,427	574	15,734
他の市区町村に通勤・通学する習志野市民	7,259	13,486	99	746	1,912	23,502

(10) 震災廃棄物

	木造	非木造	火災による焼失	合計
重量（トン）	246,273	317,061	168,258	731,591
体積（㎥）	467,918	202,919	319,689	990,526

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。

3 津波の想定

千葉県では、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づいて津波浸水想定区域を設定し、平成30年11月に公表している。

この津波浸水想定区域は、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や、発生頻度は極めて低いものの、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される5つの地震を選定し、最大となる浸水域と浸水深を設定したものである。

それを基に、習志野市における浸水面積、最大津波水位、最大津波水位到達時間及び影響開始時間を想定した。

■浸水面積、最大津波水位及び最大津波水位到達時間、影響開始時間

浸水面積（ha）	最大津波水位		影響開始時間※3（分）
	（T.P.m）※1	（分）※2	
21	3.2	163	1分未満

※1　10ｃｍ未満切り上げ

※2　大津波水位到達時間は、地震発生から津波水位が最大になるまでの時間

※3　影響開始時間は、海岸線から30ｃｍ沖合の地点において潮位面から±20ｃｍの海面（水位）変動が生じるまでの時間

第４節 減災目標

１ 方針

千葉県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定し、その目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ「千葉県地震防災戦略」（平成 29 年 7 月改定）を策定している。

本市では、「千葉県地震防災戦略」及び平成 24 年 10 月に策定した「習志野市防災対応方針」に基づき、今後市として推進・強化すべき地震防災対策について、減災目標を以下のとおり定め、千葉県、市民、事業者などと協力して、対策を推進するものとする。

２ 防災減災施策

(1) 市庁舎等の防災対策の推進

１）市庁舎等の防災拠点としての機能強化

市庁舎及び令和 3 年度に完成した消防庁舎において、情報システムのバックアップ、通信手段の多重化、災害対策の実施に配慮した配置、災害発生時の電力供給設備の確保等により、災害対策拠点としての機能を備えた施設の整備を進める。

２）物資の集積・備蓄拠点の確保

災害発生時に支援物資等を受け入れ、物資の保管や避難所等への仕分けなどの対応を行うためのスペースを市庁舎に確保し、集積・備蓄拠点としての機能を確保する。

３）防災行政無線のデジタル化

災害発生時の多様化かつ高度化する通信ニーズに対応するため、防災行政無線システムのデジタル化を推進する。

(2) 公共施設における防災対策の推進

１）公共施設の防災機能の強化

本市における公共施設再生計画に基づく事業の実施に伴い、今後整備する公共施設の防災機能を強化するため、耐震化等の施設の安全化、必要な物資・資機材の確保等を推進する。

２）都市基盤施設及びライフライン施設の整備

上・下水道、ガスなどのライフライン施設・設備の耐震化及び液状化対策を進めるとともに、道路・橋梁等の長寿命化に向けた管理やメンテナンス対策を推進する。

３）市有建築物の耐震化促進

「第 2 次公共建築物再生計画」と整合を図りつつ、今後も整備プログラムを定め、耐震化の促進に取り組む。

４）緊急輸送交通網の確保

県指定の緊急輸送道路又は市が指定する重要路線について、道路沿いの建物（特定建築物）の施設管理者及び住民による建築物の耐震化の促進に努める。

(3) 自助・共助の活動促進による地域防災力の向上

１）自主防災組織の結成・加入促進

各地区内への自主防災組織の結成及び住民の加入を促進し、自主防災組織活動カバー率 70%

を目指す。

２）住宅の耐震化促進

住民への広報などを通じて住宅の耐震化についての普及・啓発を推進し、令和７年度までに住宅における耐震化率95%を目指す。

(4) 防災関連施設（設備）の設置推進

１）防災倉庫の設置促進及び整備

現在全ての避難所への防災倉庫の設置が完了しており、老朽化した防災倉庫の更新や、必要に応じて増設を図る。

２）避難所への災害用通信設備の整備

防災行政無線など災害発生時に有効な通信設備について、避難所となる全ての施設へ、令和２年度までに整備を行った。

第２章　災害予防計画

第１節 防災体制の整備

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 市の防災体制の整備	各部局、防災関係機関
2. 市における業務継続体制の整備	○政策経営部
3. 消防体制の整備	○消防本部、総務部
4. 応急医療体制の整備	○健康福祉部、総務部、消防本部
5. 広域防災体制の整備	○総務部、政策経営部、消防本部

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、災害対策の中心となる災害対策本部における初動対応の不備や、災害対策に対する市職員の認識不足などにより、対応に関する多くの課題が露呈したことから、全庁的な防災体制の強化を図る。

1 市の防災体制の整備

(1) 庁内体制の整備

災害発生初動期においても、迅速かつ円滑に対応できる体制となるよう、災害対策本部及び本部事務局の機能強化を推進し、災害発生時の対応全般の総合調整を行う危機管理監を中心に、災害対策本部の円滑な運営ができるよう、体制を整備する。

市職員は、一人ひとりが災害発生時に迅速に行動できるよう、日頃から災害発生時の参集場所や参集基準、各自の役割などについて確認する。また、庁内各部局での職員の役割分担を明確化するとともに、定期的な防災訓練や研修を通じて、それぞれの役割・対応の習熟に努め、防災意識や危機管理意識、災害対応能力の向上を図る。

なお、庁内各部局の役割については、定期的に関係機関と協議し、適宜必要な体制の見直しを図る。

(2) 地区対策支部体制の整備

地区の情報拠点となる地区対策支部の設置・運営の担当職員として、地区対策支部職員を庁内各部局から選任する。地区対策支部職員は、地震発生後速やかに支部での対応が行えるよう、定期的に教育及び訓練を受けるとともに、「地区対策支部運営マニュアル」等を活用し、設置・運営の手順や流れなどの習熟に努める。

また、地区対策支部職員は、日頃から学校職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、設置・運営に関わる関係者と事前に協議し、各主体の役割などについて確認する。

(3) 避難所運営体制の整備

庁内各部局から避難所配備職員を選任し、円滑な避難所生活となるよう開設・運営の支援に当たる。避難所配備職員は、避難所の開設・運営の支援を行うに当たって、「避難所運営マニュアル」等を活用し、日頃からその手順や流れなどの習熟に努める。

また、避難所配備職員は、日頃から学校職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、開設・運営に関わる関係者と事前に協議し、各主体の役割などについて確認する。

(4) 市関連施設の体制整備

学校、幼稚園、保育所等の市関連施設においては、施設管理者が職員の非常参集、避難体制、保護者・関係機関との連絡体制を確立するなどの事前準備を行い、災害時対応マニュアル等を作成する。施設職員は、マニュアル等を活用し、日頃から災害発生時の対応について確認するなど習熟に努める。

また、災害発生時における庁内各部局との情報連絡体制についても、事前に検討する。

(5) 人材の育成

各種防災体制の整備を図るとともに、それらを効果的に運用していくため、過去の災害経験や教訓を踏まえ、研修や訓練を充実させ、大規模災害に対応できる幅広い知識や視野をもった職員の育成強化に努める。

２ 市における業務継続体制の整備

災害発生時は、被災者の救出救護や市民生活の再建など、全庁的な体制により全力を注いで災害対策に当たることは当然のことながら、行政としての重要業務を継続する必要もある。そのため、限られた資源の有効活用や業務継続体制について、逐次、業務継続計画（ＢＣＰ）の強化を図り、業務継続に必要な体制の整備に努める。

また、主体的に災害対策に当たる庁内各部局が、被災者の生活が安定するまでの間、継続して災害対策業務を行うよう、体制の整備や人員の確保、業務の調整などを図り、被災者への混乱を軽減するよう努める。

３ 消防体制の整備

大規模地震や大規模火災における、市民の安心・安全を向上させるため、消防防災体制や危機管理体制を強化する。また、地域防災の中核的存在として消防団を育成するとともに、消防団員を確保する体制を検討する。

さらに、自主防災組織等との連携方策を検討し、組織強化を図る。

(1) 消防力の整備

市街地の拡大や人口の増加に対応し、火災等の災害発生時における迅速かつ的確な対応を遂行するため、消防車両や装備・資機材の整備・拡充を図る。

また、地震発生時には水道施設の破損等により、消火栓が使用できない場合があるため、耐震性を有する防火水槽の整備や自然水利の活用等を検討する。

(2) 人材の育成

消防車両や装備・資機材の整備・拡充を図るとともに、それらを有効活用するため、過去の災害経験や教訓を踏まえ、大規模災害に対応できる幅広い知識や視野をもった消防隊員の育成強化に努める。

(3) 救急・救助体制の整備

大規模災害に対応できるよう、高度な知識や技術をもった救助隊の育成強化を図るとともに、高度な救助資機材や特殊車両等の導入を図る。

また、傷病者への高度な応急処置が行えるよう、高規格救急車や高度救命処置用資機材の充実を図り、あわせて救急救命士等の計画的な養成を推進するとともに、住民に対する普通救命講習等の講習会を実施し、地域住民や事業所等が一体となった救急・救助体制の整備に努める。

(4) 消防団の体制整備

消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備及び消防団詰所の整備・拡充を推進し、地域の防災機能を強化する。また、消防団員を確保するため、広報・啓発に努めるとともに、事業所等と連携し、消防団員の活動環境の整備に努める。

(5) 初期消火体制の強化

大規模災害発生時における初期消火は、非常に重要であるため、自主防災組織を初期消火体制の担い手として育成する。なお、育成に当たっては、具体的な訓練指導マニュアルを策定し、消防本部や消防団と連携して教育・訓練を実施する。

4 応急医療体制の整備

大規模災害発生時に備えて、関係機関で構成する「習志野市災害医療対策会議」において、市内における応急医療体制について検討し、より実効性のある体制の整備に努める。

また、災害初動時に円滑な対応がとれるよう、各機関の役割等を明確にした「災害時医療救護活動マニュアル」を作成し、関係機関と共有する。

(1) 初期医療体制の整備

１）災害医療体制の整備

災害発生時に三師会の協力のもと、速やかに災害医療本部を設置し、円滑な運営ができるよう体制を整備する。また、災害発生時に編成される医療救護班は、三師会を中心に編成するため、日頃から災害の対応について、各機関の役割や通信機器等の習熟などに努める。

２）応急救護所の設置

多数の傷病者が発生した場合に、医療機関での診療が円滑に進むよう、傷病者の緊急度の見極め（トリアージ）や応急処置を行うための応急救護所について、設置場所や必要な資機材、運営方法などを整備する。

３）後方医療体制の整備

大規模災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な応急医療が行われるよう、救急告示病院を基幹とした、市内収容医療機関のネットワーク化を進めるとともに、近隣市の病院及び災害拠点病院との連携も考慮する。

また、引き続き市域における医療施設の拡充・強化を図るよう、千葉県その他の関係機関に要請する。

(2) 三師会等との連携の強化

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会や市接骨師会、県助産師会等と、応急救護所の設置・運

営、傷病者の搬送、医療救護班の編成、避難所での回診などについて協議し、応急医療体制の整備を図る。

(3) 応急救護所への医療器具及び医薬品の適正配備

災害発生時における応急救護所として位置づけられている中学校及び市施設への医療器具や医薬品の配備について、医師会等の指導協力を得て、適正な配備に努めるとともに、通信設備等の必要な資機材を事前に配備するなど、初動体制の確立を図る。

また、習志野保健所（健康福祉センター）に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受けられるよう、体制を整備する。

(4) 習志野保健所（健康福祉センター）との連携強化

災害発生時における医薬品等の供給・確保、防疫・衛生、保健活動等について、習志野保健所（健康福祉センター）と平常時から協議を重ね、円滑に支援が受けられるよう、連携強化を図る。

5 広域防災体制の整備

(1) 相互応援体制の整備

大規模地震発生時には、市のみでの災害対策が困難となることが予想されることから、近隣の地方公共団体等との相互応援体制の整備充実を図る。

また、広域での甚大な災害の発生に備え、遠方に所在する自治体との間の相互応援協定の締結も充実させるとともに、防災部局に限らず、各種災害対策業務に当たる庁内各部局において、多様な防災関係機関との災害発生時における応援協定の締結を推進する。

(2) 受援体制の整備

他市町村、千葉県、自衛隊、警察、消防、国土交通省等からの応援などを効果的に受けるため、受援に関する対応・流れを整理し、明確化するなど、受援体制の整備を図る。

(3) 広域避難者の受入体制の整備

被災地からの市域を越える避難者に対応するため、千葉県等からの要請に迅速に対応し、受入れ及びその後の対応が円滑に行えるよう、対応の手順を検討する。

また、市域を越える避難者に関する情報の共有や避難元との連携強化を図るとともに、受入施設の確保等、体制の整備に努める。

第２節 自主防災組織・事業所の防災活動の促進

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 自主防災組織の強化	○総務部、消防本部
2. 事業所防災体制の強化	○消防本部、総務部、習志野商工会議所

東日本大震災での教訓を踏まえ、地域の防災力向上を図るため、自主防災組織を中心とした共助力の強化を推進する。

1 自主防災組織の強化

(1) 自主防災組織の設立促進

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として市民自らが初期消火、安否確認、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要である。

特に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助としての防災活動の中心を担うのが自主防災組織である。本市における自主防災組織の設置数は、231 組織（令和 7 年 1 月 1 日現在）であり、未だ、地域により設置率には差がある。引き続き、まちづくり出前講座や広報などにより普及啓発し、さらなる組織設立を促進する。

(2) 自主防災組織の育成・活動支援

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言、女性をはじめ多様な人の視点・能力の活用、自主防災組織リーダー研修会の実施等により防災行動力の向上を図る。

また、災害発生時に地域で行うべき行動・対応を整理した「地区別活動マニュアル」を作成するとともに、地震被害想定調査の結果等を地区別に整理した地区別防災カルテとあわせて地域に配布し、地区単位での防災活動の基礎資料として活用を図る。

さらに、組織の管理運営等の事業費に対して助成金の交付を行い、各種防災資機材等の整備の充実を図る。

(3) 自主防災組織間の連携強化・新たなネットワークづくり

自主防災組織は、他の組織と連携することにより、災害発生時にさらに大きな力を発揮することが期待されるため、自主防災組織の連絡協議会等の設置や合同訓練の実施などにより、日頃から、近隣の自主防災組織や消防団、学校、町会・自治会等、連合町会との連携を強化し、新たなネットワークをつくり、地域防災力の強化を図る。

■自主防災組織の活動

【平常時】
- ○ 防災に関する知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
- ○ 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
- ○ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
- ○ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
- ○ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）
- ○ 要配慮者対策（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の把握、支援方法の検討など）
- ○ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）

【災害発生時】
- ○ 情報の収集及び伝達（地域内の被害状況、災害対策本部からの情報、津波予報及び警報、ライフラインの状況、地域住民に対する避難指示等）
- ○ 出火防止及び初期消火の実施
- ○ 地域内の安否確認の実施
- ○ 救出・救護の実施及び協力（救出活動・救護活動）
- ○ 避難に関する協力（避難誘導、避難所の運営等）
- ○ 給食・給水に対する協力（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）
- ○ 避難住民宅周辺の防犯パトロールの実施

2 事業所防災体制の強化

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっているため、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等の防火体制については、消防法第 8 条の 2 の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害発生時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

なお、平成 21 年 6 月から百貨店、旅館・ホテル、オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第 36 条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じ

た場合には防災機関のみでは十分な対策を図ることができないことが考えられるため、消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害発生時に企業が果たすべき役割を認識するとともに、災害発生時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（ＢＣＰ）を作成するように努める。特に、取組みが遅れている中小企業者等を対象に、習志野商工会議所等と連携し、普及啓発と取組みの促進を図る。

第３節 防災意識の向上

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 防災訓練の充実	○総務部、消防本部
2. 防災教育の普及推進	○総務部、こども部、教育委員会
3. 防災広報の充実	○総務部、政策経営部、消防本部

1 防災訓練の充実

震災時における防災活動を円滑に行うため、各種訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等、様々な条件を設定し、より具体的で実践的な訓練となるよう検討する。

また、訓練実施後には検証を図り、諸課題を明らかにしてその改善に努める。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関、千葉県等と連携して、市民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。

なお、実施時期については、適切な時期に実施する。

また、千葉県の行う九都県市合同防災訓練等の広域的な防災訓練にも協力し参加する。

■総合防災訓練の訓練項目（例）

１）予知対応型訓練
- ① 地震予知情報、警戒宣言、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ② 職員非常招集訓練　　③ その他

２）発災対応型訓練
- ① 災害対策本部設置訓練
- ② 警戒区域の巡視・設定、避難指示、避難誘導
- ③ 消火活動、救助活動、救急活動
- ④ 安否確認活動
- ⑤ 救援物資の準備、輸送
- ⑥ 食料、飲料水、医療、その他の救援活動
- ⑦ 交通対策、道路障害物除去、緊急輸送道路の確保
- ⑧ 地区対策支部の設置・運営
- ⑨ 避難所の開設・運営
- ⑩ 応急復旧
- ⑪ 災害支援
- ⑫ その他

(2) 個別訓練

防災計画等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。また、

各主体における訓練の実施を促進するとともに、必要に応じて支援する。

１）市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置・運営、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資機材等の操作の習熟等）、また、防災行政無線を活用した通信情報伝達訓練や緊急情報サービス「ならしの」（職員用）を活用した安否確認訓練を実施する。

２）消防訓練

消防職員は、大規模地震災害に対応した必要な訓練を行うとともに、消防団及び消防協力隊との連携訓練を実施し、職員・団員・協力隊員を練成強化する。

３）各施設等における訓練

学校、幼稚園、保育所等は、児童等の避難訓練や地震災害を想定した対応訓練等を実施する。

４）町会・自治会等、連合町会における訓練

町会・自治会等、連合町会においては、地域住民が主体となり地域の災害特性を考慮しつつ、それぞれ従来の固定的な性別役割分担に偏らないよう配慮し防災訓練を実施する。

５）関係機関連携訓練

防災関係機関等と協力し、地震災害を想定した連携訓練などを実施する。

■個別訓練項目（例）

① 避難訓練	② 図上訓練（ＤＩＧ）	③ 参集訓練
④ 消火訓練	⑤ 救急・救助訓練	⑥ 避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）
⑦ 安否確認訓練	⑧ 連携通信訓練	⑨ 帰宅困難者対応訓練
⑩ 給水訓練	⑪ 炊き出し訓練	⑫ シェイクアウト訓練
⑬ ロールプレイング方式訓練　　等		

２ 防災教育の普及推進

(1) 防災教育

地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災教育の普及促進を図る。まちづくり出前講座や地域で実施する防災訓練の支援等を活用し、地域住民の正しい防災知識を普及するとともに、市職員（地区対策支部職員・避難所配備職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加させ、地域住民を含めた社会全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。

学校等の教育機関においては、児童等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害発生時には自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。なお、防災教育の推進に当たっては、千葉県教育委員会が作成した「学校における地震防災マニュアル（平成 24 年 3 月）」や習志野市教育委員会が作成した「学校における地震防災マニュアル初版（平成 25 年 6 月）」等に基づき、児童等の発達段階に応じた指導を行う。

(2) 災害教訓の伝承

東日本大震災や近年発生した災害での被災、対応における教訓等を風化させることなく伝承していくため、被災の体験談や写真等の災害記録を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、

それらを活用した防災教育用の資料を作成し、市民が閲覧できるよう公開する。

また、市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが災害についての正しい知識をもち、自らが考え迅速な行動がとれる力を身につけることが必要となる。

このため、市及び関係機関は、あらゆる広報媒体や、専門家の知見を活用し、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすくそれぞれの立場に合った広報資料の作成に努める。

なお、防災知識の普及に当たっては、市民にとって特に重要となる知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識
(2) 地域防災力を向上させる知識
(3) 市や千葉県の防災体制に関する知識　　等

■広報手段と内容

1）広報手段

○ 講習会、説明会、まちづくり出前講座
○ ハザードマップ、パンフレット
○ ケーブルテレビ
○ 緊急情報サービス「ならしの」（住民用）
○ 防災行政無線（防災ラジオ・戸別受信機）
○ ソーシャルネットワーキングサービス
○ 広報紙
○ 防災啓発用のＤＶＤの貸出
○ Ｘ
○ ＬＩＮＥ
○ Ｙａｈｏｏ!防災速報
○ 広報車
○ 市ホームページ（URL http://www.city.narashino.lg.jp/）

2）広報内容

○ 地域防災計画の概要
○ 各防災機関の震災対策
○ 地震、津波に関する一般的な知識
○ 出火の防止及び初期消火の心得
○ 室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得
○ 避難経路
○ 一時避難場所と避難所に関する情報（位置づけ、対象施設等）
○ 避難方法、避難時の心得
○ 帰宅困難となった場合の心得
○ 要配慮者支援の心得
○ 災害発生時の情報収集、情報伝達の流れ
○ 食料、救急用品等非常持出品の準備
○ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
○ 各家庭における水、食料の備蓄

《予防》3 防災意識の向上

○ 地震に関するドライバーの心得
○ 救助救護の方法
○ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
○ 自動車へのこまめな満タン給油
○ 学校施設等の防災対策
○ 地震発生時の緊急初動措置
○ ライフライン施設の耐震性
○ 建物の耐震対策、家具の固定
○ 災害危険箇所
○ 自主防災活動の実施
○ 防災訓練の実施
○ 地震に関する調査結果
○ 講演会、シンポジウム等の実施
○ 発生した災害の情報及び市の対策
○ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備
○ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動　等

第４節 建築物等の耐震化の推進

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 市街地の整備	○都市環境部
2. 建築物等の耐震化	○都市環境部、政策経営部、企業局、千葉県企業局、 東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、 東日本電信電話株式会社、 東京電力パワーグリッド株式会社

1 市街地の整備

住宅密集地における集中的な被害を防ぐため、都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業や市街地再開発事業等を実施するときは、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

2 建築物等の耐震化

国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び同法に基づく「習志野市耐震改修促進計画（令和３年４月改定）」に沿い、公共建築物及び民間建築物の耐震化を図る。

(1) 公共性のある建築物の耐震化

１）公共性のある建築物は、不特定多数の人に利用されるため施設の重要度、優先度を勘案し、耐震化を推進する。

特に、防災上重要な消防署、学校、病院、社会福祉施設等については、早急に耐震診断を実施し、建て替え・改修・補修に取り組むよう啓発に努める。

２）市有建築物は、構造体の耐震性能だけではなく、行政の情報管理システムに関わる設備機器等の安全対策を図る。

(2) 民間建築物の耐震化

１）緊急性の高い施設等の所有者に対して、データベース等を活用し、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

■緊急性の高い施設

○ 用途や規模等の特性によって設定する建築物
・被災時にその機能確保が求められる建築物
例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等
・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者が利用する建築物
例：社会福祉施設、老人保健施設等、保育所、幼稚園、こども園、学校　等
・多数の者が利用する大規模な建築物（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める建築物）
例：店舗、旅館　等
○ 震災時の避難、救援、復旧活動等に使用する道路等として定めた沿道区域内等に在する建築物
○ 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物

２）民間建築物の耐震改修を促進するため、相談窓口の開設やパンフレットの配布、耐震相談会・講習会の開催などにより普及啓発に努める。

(3) 道路及び交通施設の耐震化等

１）道路

防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。特に、救援救護活動、緊急物資の輸送などの重要な役割を担う重要路線については、道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道づくりに努める。

２）橋梁

市街地や主要路線上の橋梁については、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の補修を着実に実施する。また、整備に当たっては、緊急度の高い橋梁から順次、修繕及び耐震対策を実施していく。

３）駅前広場等のエレベーター

必要に応じた施設の整備を含めた耐震化はもとより、閉じ込め防止対策や閉じ込められた場合の復旧方策についても検討する。

４）鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社の鉄道施設については、各指針等の基準に基づいて耐震対策に努める。

(4) ライフライン施設の耐震化

上・下水道、廃棄物処理施設、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市生活を維持する上で不可欠なものである。平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、本市においても上・下水道、廃棄物処理施設、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらの施設が地震により被害を受け、機能が麻痺することにより、平常の生活を維持することが困難となるような事態を回避するために、市は各事業者が実施するライフライン施設の耐震性及び代替性の確保、電線類の地中化に協力して、これらの推進に努める。

１）水道施設

水道施設の耐震化を図るとともに、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急

給水施設及び応急給水資機材の整備・拡充を図る。

２）下水道施設

処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。特に、管路施設については、液状化に強い施設の整備を推進する。

３）廃棄物処理施設

災害発生時に大きな課題となる廃棄物処理体制を確保するため、廃棄物処理施設の耐震化や液状化対策を推進する。

４）電力施設

地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、これらの推進に努める。

５）ガス施設

ガス製造設備、ガス導管、ガスホルダーなどのガス施設の耐震化を進めるとともに、緊急遮断装置の設置などにより二次災害発生の防止に努める。

６）通信施設

震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きいため、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう複数の通信手段を確保するなど、バックアップ通信施設の整備を図る。

(5) 落下物対策

「千葉県落下物防止指導指針（平成 2 年 11 月）」に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、専門知識の普及や啓発に努める。

人通りが多い道路や避難路に面する地上 3 階以上の既存建築物を対象に、窓ガラスや袖看板等の危険性があるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

また、家具や大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

(6) ブロック塀等の改修促進

通学路等を中心にパトロールを実施し、危険な塀等については、所有者に対し、改善を図るよう指導するとともに、耐震性の向上を図るため、施工管理の徹底や危険性のあるものについての補強措置を指導する。

第５節 火災予防対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 火災予防に係る立入検査	○消防本部、総務部
2. 出火防止	○消防本部、総務部
3. 初期消火	○消防本部、総務部
4. 延焼拡大の防止	○消防本部、消防団、消防協力隊
5. 建築物の不燃化	○都市環境部
6. 防災空間の整備	○都市環境部

1 火災予防に係る立入検査

消防本部は、春季（3 月 1 日から 7 日間）、及び秋季（11 月 9 日から 7 日間）の火災予防運動期間中、重点的に消防法第 4 条等の規定により、防火対象物の所有者等に対し、消防職員の立入検査を実施するなど、計画的な火災予防の徹底を図る。

■立入検査の主眼点

1）消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火・警報・避難設備や消防用水などが、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
2）厨房設備・ボイラー・乾燥設備・変電設備等の火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
3）ガス・電気・コンロ等の火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
4）劇場・映画館等公衆集合場所での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
5）指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
6）その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 出火防止

(1) 建築物等の防災

1）一般住宅等

火災に関する一般的な知識の広報活動や住宅防火診断の実施などにより、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法に関する指導を行い、出火防止の普及啓発を行う。

２）火災警報器の設置

消防法第９条の２により、全ての住宅に義務化となった住宅用火災警報器等の適正な設置及び適切な維持管理について、普及促進に努める。

３）防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者選任義務のある防火対象物の所有者等に対し、防火管理者の選任等の防火管理体制の確立を進める。また、小規模防火対象物についても、火災に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、劇場、旅館・ホテル、病院及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

４）消防同意制度の活用

消防法第７条の規定により、建築物の新築、増築、改築等の許可、認可、確認において防火の観点からその安全性を確保するため、消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 危険物製造所等の保安

消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立や保安要員の配置、教育等を行うように指導する。

また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

(3) その他火災予防条例に関する規制

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

少量危険物・指定可燃物について必要な助言、指導を実施する。

(4) 火災予防についての啓発

１）火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため市内各地で次のような啓発活動を実施する。

① 火災予防運動に係る広報活動

② 防災・防火管理者講習会等の実施

③ 危険物施設、建築物等の立入検査

④ 物品販売店、小・中・高等学校、保育所、幼稚園、こども園、百貨店、病院等の消防訓練

３ 初期消火

家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織等への初期消火に関する指導を徹底する。

４ 延焼拡大の防止

(1) 消防本部の体制強化

消防力を地震発生時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後の都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊への登録を含め、消防力の増強を図っていく。

(2) 消防団の強化

消防団は、地震発生時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火などの指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

消防団員の確保のため留意すべき事項

１）消防団に関する住民意識の高揚
２）処遇の改善
３）消防団の施設・装備の改善
４）女性消防団員の積極的確保、能力活用等
５）団員・分団の確保推進

(3) 地域消防力の向上

大規模災害発生時に自主防災組織が中心的な初期消火活動の担い手となれるよう、消防本部や消防団と連携して指導・教育を推進する。また、軽可搬型消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火活動を指導・訓練する。

(4) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害などにより断水又は大幅に機能が低下するおそれがあることから、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(5) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成 21 年 3 月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

５ 建築物の不燃化

地震発生時における火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等法令に基づき、建築物の不燃化を図る。

(1) 防火地域・準防火地域制度の活用

都市計画法により指定されている防火地域・準防火地域では、階数、延べ面積、用途等が一定基準を超える建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

本市では、各駅周辺等が指定されており、さらに、市街地の土地利用転換や再開発などの際に

必要に応じて指定する。

(2) 都市防災不燃化の推進

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯等周辺における一定範囲の建築物の不燃化推進に努める。

6 防災空間の整備

公園・緑地・道路・その他大規模な公共施設用地は、災害発生時には、建物の倒壊や火災から一時的に避難するための避難場所や避難路、また、延焼を防止する有効なオープンスペースとしての機能を果たすとともに、発災後の応急対策時には、物資備蓄、応急仮設住宅用地など様々な救援活動の場にも活用される重要な都市施設である。このため、市街地における有効な防災空間として、緑地の保全や公園・道路の整備及びその他大規模な公共施設用地の緑化を推進する。

(1) 緑地の保全及び緑化

緑地は地震の二次的災害である火災の延焼防止に大きな効果を発揮する他、避難地を火災のふく射熱から遮断する機能を有している。

地域の市街地特性を十分に踏まえた上で、防災上有効な樹林や農地を保全し、公園や道路等の公共緑化や住宅地の民有地緑化を推進する。

(2) 公園の整備

公園は、災害発生時における延焼防止、避難地や救援活動の拠点として重要な役割を持っていることから、防災機能を持たせた谷津奏の杜公園の整備を実施し、今後は、鷺沼地区に防災機能を持たせた近隣公園の整備を行う他、主要な公園に防災機能を持たせるように努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、災害発生時の緊急輸送のみならず火災の延焼遮断機能を持ち合わせている。そのため、幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点から検討し、必要性と効果の高い路線から整備を進める。

第６節 土砂災害・液状化等の予防対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 防災地区の指定	○都市環境部、総務部
2. 土砂災害（急傾斜地）対策	○千葉土木事務所、総務部
3. 液状化対策	○都市環境部、総務部、健康福祉部、企業局、千葉県企業局、習志野保健所（健康福祉センター）
4. 地盤沈下防止対策	○都市環境部

1 防災地区の指定

「習志野市防災地区の指定に関する条例」（昭和 48 年条例第 37 号）に基づき、がけ崩れ及び地盤沈下等により建築物の倒壊又は浸水のおそれのある地域を防災地区に指定し、必要な指導を行う。

現在、指定がされているのは次の地区である。

■実籾防災地区（軟弱地盤）

昭和49年習志野市告示第10号
指定年月日：昭和49年3月1日
指定面積　：165,400㎡
区　　域　：実籾町の一部
　　実籾1丁目の一部　大原神社下の造成地及びその周辺
　　実籾6丁目の一部　実籾小学校下の造成地及びその周辺

2 土砂災害（急傾斜地）対策

(1) 土砂災害防止法に基づく対策の推進

１）土砂災害警戒区域等の調査・把握

千葉県及び市は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の危険箇所の実態を調査し、必要な手続きを推進する。

２）土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域」と、建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を踏まえ、市長の意見を聴いた上で千葉県知事が指定するものである。

市は、以上の区域において、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が速やかにできるよう、警戒避難体制の確立を図る。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の円滑な避難に資するための土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。

３）土砂災害警戒区域の公表

土砂災害が発生するおそれのある場所を地域防災計画（資料編）に掲載するとともに、ハザードマップ、地区別防災カルテ等への掲載、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している土砂災害警戒区域等についても周知する。

■土砂災害警戒区域指定基準（急傾斜地の崩壊）

次の基準に基づき基礎調査を行い、市長の意見を聴いた上で知事が指定する。

① 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m以上の区域

② 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域

③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの２倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域

(2) 急傾斜地崩壊対策

１）急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）」第３条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、千葉県と市が協議の上、住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として千葉県が指定手続を行う。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

① 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ

② 急傾斜地の高さが 5m以上のがけ

③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が５戸以上あるもの 又は５戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

２）行為の制限

千葉県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

３）防止工事の実施

千葉県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努める。

４）急傾斜地等の調査

千葉県と協力して、定期的に危険箇所の調査を行い、実態を把握する。

５）急傾斜地崩壊危険区域の公表

急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について、市ホームページ、地区別防災カルテ等への掲載、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。

３ 液状化対策

(1) 液状化対策の推進

東日本大震災において､国道 14 号よりも海側の埋立地区や以北の一部の地区で液状化により、建物やライフライン施設に甚大な被害が発生した。

習志野市防災アセスメント調査等においても、国道 14 号よりも海側の埋立地区や菊田川沿いの低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下のおそれがあることが予測されている。

そのため、液状化の発生が予測される地域では、被災住宅地公民協働型復興検討会議での検討結果や液状化対策検討委員会での検討内容を踏まえ、大地震における地盤の液状化被害の低減等の対策を検討し、建築物、地下埋設物、土木構造物等必要な防止対策を行い、地震・液状化に強いライフライン施設づくりを推進する。

(2) 液状化対策の広報・周知

建築物については、建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、ボーリング等による十分な地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう、広報・啓発する。

また、習志野市防災アセスメント調査の結果や、千葉県が公表している「液状化しやすさマップ」（平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査）等を活用し、液状化に関する知識や液状化危険度について、住民への分かりやすい広報・周知に努める。

(3) 応急復旧・生活支援体制の整備

液状化により、ライフライン施設に被害が発生した際に、迅速に応急復旧を実施できるよう、体制整備を図る。また、ライフライン施設の被害に伴う上水道、下水道の途絶等に備え、トイレや飲料水等の応急対策についても、併せて推進する。

また、液状化による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これら在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや習志野保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関等と協力し、地域のネットワークによる取組みを促進する。

4 地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止は、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが重要である。

沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について法令等（「工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号)」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第　100 号）」、「千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号)」及び「習志野市環境保全条例（昭和 45 年条例第 20 号)」）に基づき適切な指導を行う。

第７節 津波災害予防対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 津波防災施設の整備	○総務部、都市環境部
2. 津波に対する自衛体制の確立	○総務部、消防本部

1 津波防災施設の整備

千葉県が発表した過去に大きな影響をもたらした地震・津波や東京湾内で想定される最大津波（東京湾口 10m）の津波浸水予測図及び、中央防災会議が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震・津波（南海トラフ巨大地震）については、いずれにおいても、菊田川などへの遡上が想定されるものの、現在の護岸施設で防御が可能であり、陸上への広範囲な浸水は想定されていない。ただし、満潮時や高潮時、また、護岸施設が崩落した場合などにおいては、浸水の被害が大きくなるおそれがあることから、不測の事態に備えるための対策を実施する。

(1) 防災施設の点検、診断及び改修、補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計規準に基づき築造されている。そのなかで、特に建設年次の古い施設は、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断実施について施設管理者に要請する。

(2) 水門・排水機場の設置

茜浜・芝園地区の津波対策については、本市域内の防潮堤は完了しているものの、菊田川の津波の遡上等を防止するため、さらに水門及び排水機場の設置について河川管理者である千葉県に対して設置を引き続き要請する。

また、水門及び排水機場の設置に当たっては、津波発生時において、現場操作員の安全の確保を最優先とし、水門等の操作を確実に実施できる管理体制を構築しておく。

(3) 釣客等用の避難啓発用掲示板・海抜表示板等の設置

海浜部での釣客等への避難啓発用掲示板や海抜表示板等の設置を推進する。

(4) 防災行政無線固定系子局の整備

沿岸地域への主要な情報伝達手段の一つとして、防災行政無線固定系子局の整備を推進する。

(5) 津波一時避難施設（津波避難ビル）等の指定と周知

「千葉県津波避難計画策定指針（平成 28 年 10 月改訂）」や、「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）（平成 29 年 7 月 5 日）」、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」等を踏まえ、国道 14 号よりも海側の地区を中心に、できるだけ短時間の避難が可能となるよう、津波一時避難施設（津波避難ビル）の指定等により避難施設の確保を推進する。

また、津波発生時の避難場所等の情報について、広報紙や市ホームページ、津波一時避難施設（津波避難ビル）への表示板設置などにより住民への周知・徹底を図る。（津波一時避難施設（津波避難ビル）の一覧は「資料編」参照）

２ 津波に対する自衛体制の確立

(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

１）市民自らの取組み

市民は、日頃から津波に対する正しい知識を身に着け、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で海岸や河川付近には近寄らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

２）市の取組み

市は、千葉県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、津波発生の原理、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信し、本市に訪れる可能性のある津波の浸水予測結果について、広報・啓発する。

また、地震・津波や津波警報等、津波避難行動等に関する正確な情報及び知識について、広報紙、パンフレット及びインターネットなどの多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、まちづくり出前講座、講演会などのあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、防災意識の向上を図る。

(2) 津波情報受伝達対策

１）休日・夜間等における体制強化

休日・夜間等の勤務時間外においても迅速な情報受伝達ができる組織体制や関係職員の早期参集体制の確立に努める。

２）千葉県から市への津波情報受伝達

千葉県防災情報システムの気象情報や全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により津波情報が伝達されるため、迅速・的確な情報収集に努める。

(3) 地域住民等への情報伝達体制の確立

防災行政無線や全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の受信機と防災行政無線の自動起動機、緊急速報メールの配信、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、地域団体などのあらゆる情報伝達手段を活用し、津波情報の迅速かつ的確な伝達に努める。また、市民自らもあらゆる情報伝達手段を活用し、積極的な情報収集に努める。

１）固定系無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、固定系無線を整備しており、今後もその整備拡充や更新を促進する。全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の受信機と防災行政無線の自動起動機についても、適正な維持・管理に努める。

２）緊急速報メール等の配信

多重的に情報を発信するため、緊急速報メール、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）を、自動配信連動システム等を活用して配信する。また、多くの人に情報が行き渡るよう、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）への登録者の増加を促進する。

３）地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に活動できる組織体制を指導育成する。

４）津波の海面監視、情報連絡

沿岸地域では、市、防災関係機関が役割分担を定め、強い地震（震度４以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で海面監視を実施し、津波等の異常発見と情報連絡に努める。

(4) 津波避難体制の確立

１）避難指示等の伝達

避難指示等の伝達が迅速に行うことができる情報伝達体制の整備に努める。

２）避難誘導体制

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の避難誘導を行うために、自主防災組織、消防団、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難誘導に当たっては、避難支援者の安全確保についても配慮し、安全を確保しながら避難誘導を行うよう行動ルールを検討する。

第８節 防災施設等の整備

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 防災拠点等の整備	○総務部、政策経営部、教育委員会
2. 防災倉庫等の整備	○総務部
3. 飲料水・食料等の備蓄	○総務部、企業局

1 防災拠点等の整備

(1) 市庁舎の整備

災害発生時においても、確実に災害対策業務を実施できるよう、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実や災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

また、市庁舎の整備に当たっては、物資集積拠点や給水施設、宿泊施設、燃料供給施設等の防災拠点等としての機能を有するよう、耐震・浸水対策や電力、燃料の安定供給に留意するものとする。

さらに、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

(2) 地区対策支部及び避難施設の整備

地区対策支部を設置する小学校及び避難所を開設する小・中・高等学校等の管理者に対し、非常用電源・照明設備、通信機器設備、換気設備、冷暖房設備等の整備を促進するとともに、運営に必要となる資機材を各施設へ設置する。

また、災害発生時に円滑に施設が利用できるよう、各施設の鍵の管理体制を整備する。

2 防災倉庫等の整備

(1) 防災倉庫の整備

災害から被害を最小限に防止して円滑な復旧活動を行うため、避難所や帰宅困難者の一時滞在施設への、耐震・耐火設計の防災倉庫の整備・拡充に努める。

また、災害発生時に各主体の判断で使用できるよう、危機管理課での管理に加え、自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長など、必要に応じた関係者にも倉庫の鍵を配布し、それぞれが管理する。

(2) 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫

事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫にあっても、その団体・地域の実情に応じて各自整備を進め災害に備える。

(3) 防災資機材等の整備

防災倉庫に必要な資機材等は、整備充実を図りその機能を有効適切に発揮できるよう日頃から点検整備し、その操作についても訓練等により習熟を図る。

3 飲料水・食料等の備蓄

(1) 飲料水・食料等の備蓄

災害発生時の応急対策においては、火災や倒壊により住宅を失った市民に対し、飲料水や食料、避難所生活で必要な生活必需品を速やかに供給支援できる体制を整備する。

■備蓄の方針・目標

1）方針

① 市民は、災害発生後 3 日間から 1 週間は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等を自主的に備蓄する。

［飲料水、非常食、非常用トイレ、給水容器、貴重品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、タオル、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、洗口液（液体ハミガキ）、マスク、消毒液、自動車へのこまめな満タン給油、その他各自が必要なもの］

② 事業所は、従業員等の飲料水・食料・非常用トイレ等の備蓄に努め、自立できる体制整備に努める。

③ 宿泊者、入院者、入所者等の多数の滞在者がある事業所は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

④ 学校等は、児童等や職員等の飲料水・食料・非常用トイレ等の備蓄に努め、応急的な対策に当たれるよう努める。

⑤ 市職員が継続して災害対策に当たれるよう、職員向け備蓄に努めるとともに、各職員も職場等に各自が必要な備蓄を行うよう努める。

2）市の備蓄目標

避難者人口　23,357 人（地震発生 1 日後の避難所生活者数の予測）が避難所で応急的に 3 日間生活できる量を備蓄する。

1）飲料水

地域住民が、飲料水等を得ることができるよう、市の井戸を始め、県水・市水の浄・配水場を有効活用するとともに、飲料水兼用貯水槽の設置及び耐震化を進め、水源の確保に努める。また、発災後初日の給水のため、容器入り飲料水を備蓄する。

2）食料

燃料や調理器具が必要でなく、長期保存が可能な食料を備蓄する。

3）物資

救助活動、給水活動、避難所開設・運営等、緊急的に必要な資機材を備蓄する。

(2) 食料、物資等の確保体制

1）市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者との協定により、飲料水・食料・生活必需品等を確保できるよう努める。

2）「物資調達・輸送調達等支援システム」により、備蓄物資の管理・情報共有を図り、国や千葉県からの物資支援を円滑に行う。

3）国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。

4）被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関し

て、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。

5）備蓄物資の選定に当たっては、過去の災害や地域特性のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活に配慮した物資の備蓄・確保を推進する。

第９節 通信施設の整備

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 災害通信網の整備	○総務部、都市環境部、千葉県、東日本電信電話株式会社
2. 情報伝達体制の整備	○総務部

1 災害通信網の整備

災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、各種通信設備の整備を図る。

(1) 災害時優先電話の整備

災害発生時に一般電話が異常や輻輳（ふくそう）により通話不能であっても、優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が東日本電信電話株式会社により市役所、消防署、病院ほか市関係施設に設置されているため、災害発生時に有効活用できるよう、関係部課は「災害時優先電話」の設置箇所を普段から認識しておくとともに、必要に応じて増設も検討する。

なお、災害発生時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話㈱千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

(2) ＩＰ電話の整備

庁内各施設間の情報連絡の手段として、庁内ＬＡＮ回線を利用するＩＰ電話を設置しているため、関係部課は、ＩＰ電話の設置箇所を普段から確認し、災害発生時の有効活用を図る。

(3) 災害時特設公衆電話の整備

災害発生時に避難者が、避難所等で家族等との連絡が可能となるよう、「災害時特設公衆電話回線」の整備を進めるとともに、各施設に必要な電話機等を整備し、有効活用を図る。

(4) 防災行政無線等の整備

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、市内の固定系無線（親局、子局、戸別受信機、防災ラジオ）、移動系無線（基地局、陸上移動局［車載型、携帯型］）について、整備拡充を図る。

(5) 新たな通信手段の整備

災害発生時に避難所との連絡手段を確保するため、既に設置してあるＩＰ電話とあわせて、災害発生時に有効性のある通信手段を多層的に整備する。

また、避難所等の災害拠点において公衆無線ＬＡＮの整備を検討する。

(6) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、年２回以上定期又は随時に点検整備を行う。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図る。

さらに、機器の維持・更新についても老朽化したものから順次行い、耐震化されたものを使用

するなど、安定した維持・管理に努める。

(7) 非常用電源の確保

災害発生時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機等を整備し電源の確保を図るとともに、運用に必要となる燃料の確保・調達体制を整備する。また、太陽光や風力等の新エネルギーの導入についても検討する。

２ 情報伝達体制の整備

(1) 多様な情報ツールの活用

災害発生時における市民への情報伝達及び情報発信の手段として、メールサービス「緊急情報サービスならしの（住民用）」への登録を促進する。また、市ホームページ、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Ｙａｈｏｏ!防災速報、X、ＬＩＮＥ、各種ソーシャルネットワーキングサービス、その他多様な情報ツール・通信手段の活用を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

災害発生時における情報伝達体制として、災害対策本部に専任の広報担当者を配置し、必要な情報発信ができる体制を構築する。

第１０節 避難体制の整備

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（〇主務）
1. 避難場所等の指定	〇総務部
2. 避難の事前準備	〇総務部
3. 避難施設・設備等の整備	〇総務部、健康福祉部
4. 避難体制の周知	〇総務部

1 避難場所等の指定

火災の延焼拡大等の危険から、市民が身の安全を確保することができるよう、公共空地等を活用した避難場所を確保する。

千葉県が策定した「災害時における避難所運営の手引き（令和６年３月）」の指定基準を参考に、収容を必要とする避難者に対応して市内公共施設を避難所とする。

一時避難場所・避難所については、市民により分かりやすく避難に適した指定とし、定期的にその安全性並びに収容力を検証するなど、適宜必要な見直しを行うこととする。

■避難場所等の種類

種　　類	定　　義
地元避難場所 （じもとひなんばしょ）	自主防災組織や町会・自治会等があらかじめ定め、地震発生時には自主的に避難や集合して周辺の状況を確認し、地域の対策を検討する、初期避難の場所である。 （空地・公園・集会所等）
一時避難場所 （いっときひなんばしょ）	地域において災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合に、延焼火災などから身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所（屋外）である。 （学校のグラウンド・敷地内の空地、公園等 47 か所）
避難所 （ひなんじょ）	倒壊や火災により家屋を焼失し住居を失った者又は居住が困難となった者のうち、引き続き避難を必要とする者を一定期間収容し、保護するための施設（屋内）である。 （主として小・中・高等学校の体育館 27 か所、補助として幼稚園、保育所等の公共施設）
福祉避難所 （ふくしひなんじょ）	一般の避難所では対応できない要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の特別な配慮を要する者）を収容し、必要な支援をしながら保護するための施設（屋内）である。 （特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、その他公共施設等）
津波一時避難施設（津波避難ビル） （つなみいっときひなんしせつ）	不測の事態に備え、津波の危険性がある地域で高台等に避難する暇がない場合に、津波警報や大津波警報（特別警報）発表の間、津波の危険から一時的に身を守る施設（屋内）である。 （国道 14 号よりも海側の指定した公共施設、小・中学校等）

帰宅困難者向け一時滞在施設 (きたくこんなんしゃむけ いちじたいざいしせつ)	災害発生時に公共交通機関が運行停止したことにより、帰宅が困難となった者が、一時的（1 日間程度）に滞在するための施設（屋内）である。 (駅周辺の学校やホール、ホテル等)

※ 具体的な場所・施設名等については「資料編」参照

(1) 一時避難場所指定の目安

1）耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
① がけ地等損壊する危険性のあるものが付近にないこと
② 緑地や耐火建物群等の防火帯に面するなど、火災の熱から十分に安全性を保てること
③ 相当の広さを有し、1 人当たりの面積が少なくとも 1 ㎡以上確保できること
④ 津波や堤防の決壊による浸水のおそれのある場所ではないこと
2）ある程度のオープンスペースが確保されていること
3）できるだけ四方に出入口が確保されていて、常時出入りが可能なこと
4）情報伝達上の利便性があること
5）できるだけ避難所と隣接した場所であること
6）できるだけ公共施設であること

(2) 避難所指定の目安

1）被災者を一定期間宿泊滞在させることが可能な設備、施設を有すること
2）被災者の利便性を考慮し、市内全域の配置バランスを確保できること
3）情報伝達上の利便性があること
4）耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
5）できるだけ公共施設であること

(3) 福祉避難所指定の目安

1）耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
2）高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者向けの生活環境にあること（バリアフリー・身体障がい者用トイレ等）
3）できるだけ要配慮者の対応になれた職員等がいること
4）情報伝達上の利便性があること

(4) 津波一時避難施設（津波避難ビル）指定の目安（「習志野市津波避難ビル指定ガイドライン（平成 24 年 7 月）」に基づく）

1）国道14号よりも海側の地区にあること
2）新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は、旧耐震基準においてＩｓ値0.6以上であること
3）鉄筋コンクリート（ＲＣ）、又は、鉄骨鉄筋コンクリート（ＳＲＣ）であること
4）3階以上の建物であり、3階以上のフロア、屋上等に一時避難が可能な場所を有すること
5）緊急時に住民などの一時避難が、原則、常時可能であること

(5) 帰宅困難者向け一時滞在施設の目安

1）できるだけ駅周辺にあること

２）施設内に一時受入れ場所として提供できるスペースがあること
３）水道水及びトイレが提供可能なこと
４）情報伝達上の利便性があること

２ 避難の事前準備

予測できない災害に対応するため、市民は日頃から、避難する時の準備をしておくものとし、市はそれらの広報に努める。

■非常持ち出し品

貴重品、現金、有価証券、印鑑、食料、飲料水、タオル、チリ紙、常備薬（お薬手帳）、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯トイレ、メガネ、歯ブラシ、洗口液（液体ハミガキ）、その他各自が必要なもの

３ 避難施設・設備等の整備

(1) 一時避難場所の整備

一時避難場所の中で、液状化の危険性がある一時避難場所においては、できる限りの液状化対策を実施する。

(2) 避難所の整備

避難所に指定した施設については、避難所生活を円滑に進めるため、防災倉庫の設置等を進めるとともに、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領（千葉県防災会議　昭和 48 年 8 月）」に準じて、次のような設備や環境を整備する。

■避難所の設備・環境

① 避難所に指定した施設については、必要に応じ冷暖房、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、感染症対策について、感染者が確認された場合の対応を含め、平常時から検討するよう努めるものとする。
② 応急救護所、通信機器等の施設・設備の整備を図る。
③ 防災倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。
○ 飲料水　○ 食料　○ 非常用電源　○ 照明器具　○ 炊き出し用具
○ 毛布　○ 仮設トイレ　○ マスク　○ 歯ブラシ　○ 生理用品
○ おむつ　○ ミルク　○ 消毒液　○ 固形石鹸
○ 間仕切りパーティション　○ 簡易ベッド　○ 非接触型検温器　○ 乾電池
○ その他高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性に配慮したもの、衛生用品　等
④ 避難生活の長期化、要配慮者に対応するため、さまざまな生活施設・設備の整備や支援体制の整備に努める。
⑤ 避難所に指定されている施設の耐震性を確保する。

⑥ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシーを考慮しつつ、女性や子どもが性犯罪等に遭わないように場を設定し、また洗濯干し場や授乳のためのスペースなどの設備を確保する。
⑦ 灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保に努める。
⑧ 避難所の開設・運営を支援する避難所配備職員は、女性の視点を反映させるため、女性職員を含めた配備体制とし、災害発生時の対応などについて、継続した教育・研修を実施する。

(3) 福祉避難所の確保

避難生活の長期化に対応するため、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、一般的な避難所での避難生活が困難な者の避難施設（以下「福祉避難所」という。）のさらなる確保を推進する。

また、関係部課から職員を選定し、福祉避難所の運営支援などの対応を行うため、健康福祉部を中心に専属の支援班等を設置し、福祉避難所を設置する施設との連絡手段や各主体の役割分担などについて事前協議をするなど、連携体制の強化を図る。

■福祉避難所の確保状況

① 社会福祉法人等12団体（18施設）と「災害時における要援護者の受入れに関する協定」を締結しており、法人が運営している施設を福祉避難所として指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の受入れや施設の一部使用などの避難支援を要請することとしている。
② 上記の中の4団体との指定管理の基本協定において災害発生時等における施設の使用等を規定済みであり、災害発生時に福祉避難所となる。

※「津波一時避難施設（津波避難ビル）」及び「帰宅困難者向け一時滞在施設」の整備については、第 7 節「津波災害予防対策」及び第 12 節「帰宅困難者等対策」の中で記載

4 避難体制の周知

(1) 広報活動

広報紙、ハザードマップ、地区別防災カルテの他、各種の広報媒体を活用し、市民に対し大地震が発生した時の一時避難場所・避難所・福祉避難所・津波一時避難施設（津波避難ビル）・帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難する場合の留意事項等について、広報・啓発活動に努める。

(2) 避難行動・避難の必要性の周知

市民、市内の学校、事業所等の責任者、管理者等に対し、避難する場合の留意事項等について周知に努めるとともに、避難者抑制のため、自宅が無事である者に対しては、避難所への避難を控え、自宅避難により生活が送れるよう、日頃から備蓄物資の確保や家具の固定等、必要な備えをしておくことについて啓発に努める。

(3) 避難所運営についての周知

災害発生時に、地域が主体となり多様な視点を持った自主的な避難所開設・運営ができるよう、避難所運営の手順や各主体の役割を示した「避難所運営マニュアル」を自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、学校等の関係者へ周知する。

(4) 各避難場所等への標識の設置

各避難場所等への避難誘導を円滑に行うため、道路その他周辺の状況の変化等を考慮し、必要に応じた案内標識の設置、駅前表示板及び地域表示板の設置を行い、外国人にも分かるよう、外国語表記の併用に努める。

(5) 事業所等における避難体制の整備

事業所等は、各施設で働く従業員の安全を確保することはもとより、施設を訪れた者の安全に配慮し、施設内での避難も含め、周辺避難場所や避難所の情報を日頃から把握し、安全確実な避難体制の整備を図る。

特に、沿岸部の事業所等においては、津波警報等の発表や避難指示等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難することを周知する一方、事業所という特性から、事業所間の協力等による「共助」の基本理念により、3 階以上の強固な建物の事業所は、階数の低い建物の従業員等の受入れや沿岸部を訪れた市民等を受入れる体制確保に努める。

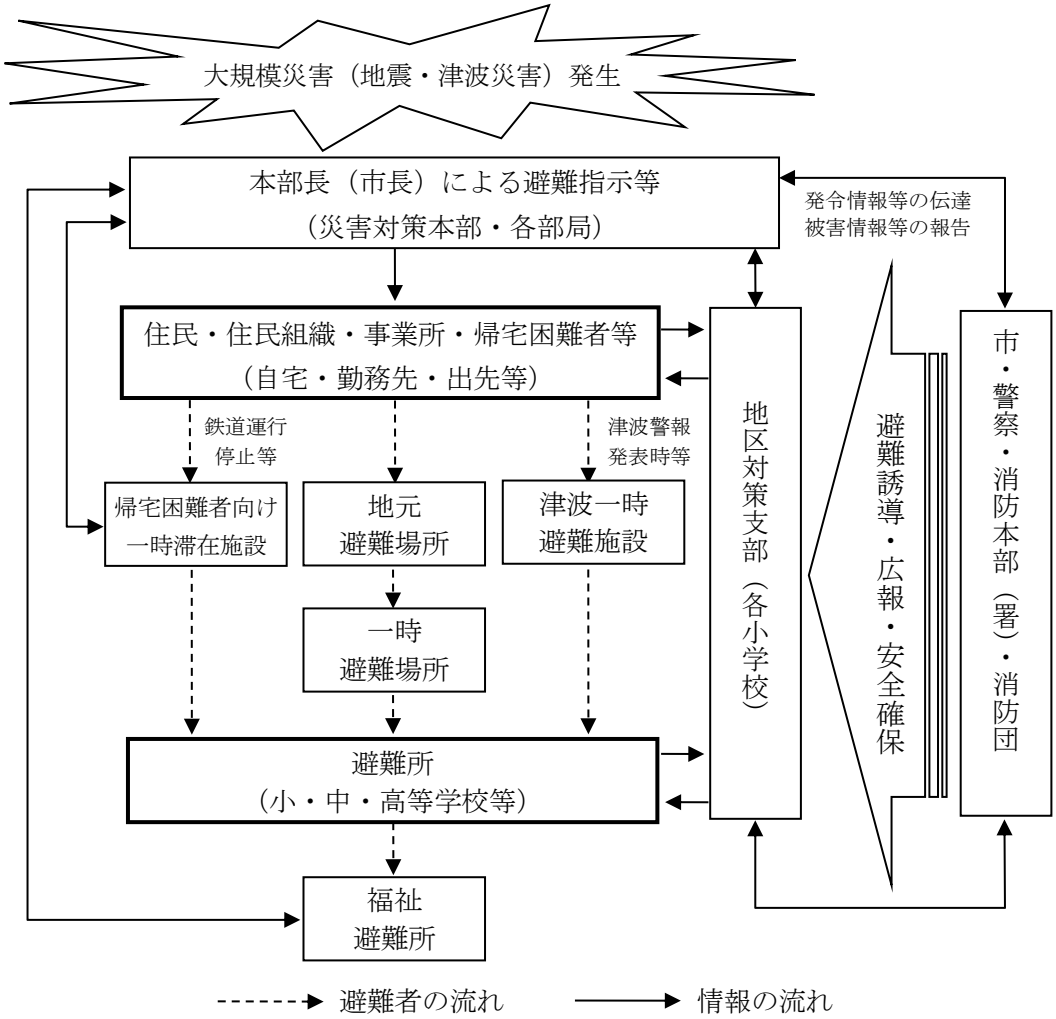

■大規模災害発生時における避難行動・情報伝達の概念図

第１１節 災害時における要配慮者対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 要配慮者の範囲	○総務部、協働経済部、健康福祉部、こども部
2. 避難行動要支援者に対する対応	○健康福祉部、総務部
3. 社会福祉施設等における防災対策	○健康福祉部、総務部、こども部、消防本部
4. 外国人に対する対策	○協働経済部、総務部
5. その他地域で配慮が必要な方への対応	○総務部、健康福祉部、こども部、学校教育部、生涯学習部

1 要配慮者の範囲

災害発生時において、避難行動や避難生活で配慮を要する者を総じて「要配慮者」と定義する。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義する。

■要配慮者の範囲

<table>
<tr><td rowspan="8">要配慮者</td><td rowspan="5">高齢者
障がい者</td><td rowspan="5">避難行動
要支援者</td><td></td></tr>
<tr><td>65 歳以上の要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者世帯の方</td></tr>
<tr><td>40 歳から 64 歳の方のうち要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯と同居している方</td></tr>
<tr><td>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定する介護給付のサービスを受けている方</td></tr>
<tr><td>上記のほか、地域の中で見守りが必要な高齢者又は障がい者</td></tr>
<tr><td colspan="3">乳幼児</td></tr>
<tr><td colspan="3">妊産婦</td></tr>
<tr><td colspan="3">病弱者（慢性疾患を有する方等）</td></tr>
<tr><td colspan="3">日本語の理解が十分でない外国人</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他地域で配慮が必要な方</td></tr>
</table>

2 避難行動要支援者に対する対応

国が策定した「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（令和３年５月内閣府）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和４

年３月）」及び市が実施している「災害時における要配慮者支援制度」に基づき、避難行動要支援者に関する避難支援計画書を策定し、地域防災力の強化を図る。

また、市が策定した「災害時における要配慮者支援マニュアル」を関係者と共有することで、全市的な支援体制の確立に努める。

(1) 避難行動要支援者情報の共有

１）避難行動要支援者の所在把握

平常時から避難行動要支援者の所在を把握するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、年１回更新する。

２）情報の管理

避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められていることから、バックアップも含めたデータ管理体制を整備し、適正な管理のもとデータの流出防止を図る。また、避難行動要支援者名簿は、本人の同意のもと、市職員（健康福祉部・危機管理課・消防本部）、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団が適切に管理する。

なお、災害発生時における情報の開示時期、情報の開示先、情報開示の内容等を「災害時における要配慮者支援マニュアル」に定める。

(2) 支援体制の整備

健康福祉部が主体となり、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援計画書を作成する。また、名簿を保有している民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団が中心となり、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会と連携し、地域社会全体で避難行動要支援者を支援することができる体制整備に努める。

また、災害発生後も避難所における支援、福祉避難所の活用、福祉サービスの継続などについて関係機関との連携が図れるよう体制整備を図る。

(3) 防災設備等の整備

一人暮らしや寝たきりの高齢者及び障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや、防災行政無線の放送を自宅の中で聴ける防災ラジオ及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置及び住宅用火災警報器の設置を促進する。

(4) 避難施設等の整備

要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所のさらなる確保・整備に努めるとともに、国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年８月内閣府）」、千葉県が策定した「災害時における避難所運営の手引き（令和４年３月）」及び「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和４年３月）」などに基づき、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材等をあらかじめ避難施設等へ配備するように努める。

また、避難所のバリアフリー化に考慮した施設の整備を行う。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、災害への備えや災害発生時の対応等を示した「災害時における要配慮者支援マニュアル」、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報の充実を図るととも

に、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(6) 避難指示等の情報伝達

要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

また、民生委員・児童委員及び高齢者相談員は、各自が保有している避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者に対し、安否の確認や必要な情報の伝達などに努める。

(7) 個別計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、民生委員や高齢者相談員等と協力して、避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難支援を行う者や支援に当たっての留意点、支援の方法や避難場所等を記録した個別計画を策定する。

3 社会福祉施設等における防災対策

幼稚園児、保育児童や福祉施設等に通所（園）あるいは入所する者の安全を確保するとともに、民間福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう指導する。

(1) 施設の安全対策

幼稚園、保育所、こども園、総合福祉センター、障害福祉サービス事業所、特別養護老人ホーム及びその他の施設管理者は、施設の耐震化、家具の固定等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所（園）者の実態等に応じた支援・協力が得られるような体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害発生時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所（園）者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成する。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所（園）者に対し、地震に関する知識や災害発生時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

(5) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設等

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、浸水想定区域又は土砂災害（特別）警戒区域に位置する、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）等の管理者等は、災害に対して適切な避難行動が行えるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告が義務付けられている。

■対象施設

① 土砂災害警戒区域内に建物が存在すること

② 浸水想定区域内に建物が存在し、想定浸水深 0.5m以上かつ 24 時間利用者がいる（夜間にも利用者がいる）有床施設であること

対象施設一覧は、資料編 30 ページ参照

4 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・啓発

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人に対し、災害発生時に的確に対応できるよう環境づくりに努める。

避難場所等の表示やパンフレット等について、外国語を併用した表記とするなど、外国人に配慮し、日頃から外国人への防災知識の普及・啓発に努める。

(2) 対応体制の整備

日頃から千葉県、国際交流協会、ボランティア団体等の関係機関と連携を強化し、災害発生時には、避難所等に通訳者の派遣や外国語を表記した案内板の作成、また、的確かつ迅速に必要な災害情報を提供するなど、災害発生時における外国人支援が円滑に行える体制の整備を図る。

5 その他地域で配慮が必要な方への対応

(1) 地域の実状に合わせた必要な配慮

共働きの両親を持つ子どもやその他家庭の事情により、日頃から地域での見守りや支援が必要となる世帯は、災害発生時にも配慮が必要となる可能性があることから、平常時から学校や地域と連携して、見守りや支援、こころのケアなどができる体制の構築に努める。

また、その他、地域の実状により支援や配慮が必要となる方が居住している地域は、自主防災組織や町会・自治会等の支援可能な関係者により、地域の実状に合った支援体制の構築を検討する。

第１２節 帰宅困難者等対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 一斉帰宅の抑制	○総務部、協働経済部
2. 帰宅困難者の安全確保	○総務部、協働経済部
3. 関係機関と連携した取組み	○総務部、協働経済部

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、公共交通機関の停止により、津田沼駅周辺において帰宅困難者が多数発生し、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅や周辺関係機関との情報連絡体制が不十分であったことにより、駅や周辺の避難場所、避難所では多くの混乱が生じた。

1 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

「大規模地震防災・減災対策大綱」における「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、平常時から市民や市内の事業者等に対して広報・周知に努める。

また、鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関に対し、各機関の従業員や職員等への基本原則の周知と、利用客等へのルールの普及・啓発を促進する。

(2) 安否確認方法の事前周知

災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。

鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関にあっては、従業員や従業員の家族との安否確認方法について、事前に検討しておくものとする。

2 帰宅困難者の安全確保

(1) 一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に受け入れ、可能な範囲での物資提供等の帰宅困難者支援を行うための一時滞在施設を、関係機関との協定締結を含め、さらなる確保に努める。

また、一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水、食料、物資の整備についても支援する。

さらに、帰宅困難者を一時滞在施設等へ速やかに誘導できる体制を整えるとともに、一時滞在施設の開設・運営についての体制も整備する。

(2) 支援体制の整備

「帰宅困難者支援マニュアル（令和２年１月）」等を活用し、交通事業者や企業・学校、警察、消防機関等との間で、各主体の役割分担等について確認する。

また、帰宅困難者支援についての訓練を定期的に実施するとともに、各機関の積極的な参加を

促進し、帰宅困難者への支援体制の強化を図る。

(3) 帰宅困難者向け備蓄等の整備促進

遠方から通勤・通学している従業員や学生等がいる事業所、大学、高等学校等については、それらの者が帰宅困難者になる可能性があることから、行動の基本原則を維持させるため、必要な備蓄等の整備について普及・啓発を促進する。

３ 関係機関と連携した取組み

市では、千葉県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、ＪＲ津田沼駅を中心とした鉄道事業者及び、駅周辺事業者、学校、警察、消防機関等により構成する「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立し、帰宅困難者対策の強化を図っている。

本協議会での取組みを踏まえ、市内の各駅周辺においても関係機関の認識の共有を図り、市全体での帰宅困難者対策の強化に努める。

第１３節 調査・研究

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 地震・津波対策に関わる情報の収集	○総務部、各部局、関係機関
2. 専門調査の実施	○総務部、各部局、関係機関

1 地震・津波対策に関わる情報の収集

国、都道府県、他市区町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関が実施した調査・観測・研究の成果などの地震対策に関わる資料及び情報について、継続して随時収集・整理に努める。

(1) 過去の地震・津波災害に関する調査報告書
(2) 地盤・液状化の観測結果等、自然科学の基礎的研究に関する資料
(3) 先進地域の地震災害対策に関する資料　等

2 専門調査の実施

国、都道府県、他市区町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関等から収集した情報を参考に、本市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、関係機関と連携しながら専門的調査・研究を実施するよう努める。

調査・研究に当たっては、地震・津波に関する総合的な防災対策に関わる事項に加え、液状化対策や帰宅困難者対策等、個別の防災対策についても実施を推進する。

第３章　災害応急対策計画

【災害応急対策計画の役割分担】

節　項　目		頁	本部事務局	政策経営部	総務部	協働経済部
第１節	災害応急活動体制の確立	震-3- 1	○	●	●	●
第２節	情報の収集・伝達	震-3-19	○	●	●	●
第３節	災害時の広報	震-3-27	●	○	●	○
第４節	消防・救助・救急活動	震-3-31			●	
第５節	自衛隊への災害派遣要請	震-3-35	○	●	○	
第６節	広域応援の要請	震-3-38	○	●	●	
第７節	警備・交通規制	震-3-42			●	
第８節	避難対策	震-3-46	○			●
第９節	災害時における要配慮者への対応	震-3-54	●			●
第１０節	帰宅困難者等への対応	震-3-57	●			○
第１１節	医療・救護対策	震-3-60				
第１２節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬	震-3-65				●
第１３節	救援物資供給活動	震-3-68	●			○
第１４節	緊急輸送対策	震-3-74	○	●	○	
第１５節	清掃・障害物の除去	震-3-77				●
第１６節	防疫・保健衛生対策	震-3-81				
第１７節	住宅等応急対策	震-3-83			●	○
第１８節	文教対策	震-3-87				
第１９節	ボランティアの協力	震-3-90				●
第２０節	ライフライン施設の応急復旧	震-3-94			●	
第２１節	交通応急対策	震-3-99	●	●	●	○

※主務としての担当には「○」、その他担当には「●」を記載

健康福祉部	都市環境部	こども部	消防本部	学校教育部	生涯学習部	企業局	協力部	その他
●	●	●	●	●	●	●	○	○地区対策支部職員　○避難所配備職員
●	●	●	●	●	●	●	●	●地区対策支部
●				●	●			●協定締結機関
			○					●消防団　●消防協力隊
			●					
	●		○			○		
	●							○習志野警察署　●千葉土木事務所 ●葛南土木事務所　●千葉国道事務所 ●第三管区海上保安本部
●	●		○	●	●	●	●	○避難所配備職員 ●消防団　●習志野警察署
○	●	●		●	●		●	●社会福祉協議会　●協定締結機関
								●東日本旅客鉄道株式会社 ●京成電鉄株式会社 ●協定締結機関
○			●					●習志野市医師会　●習志野市歯科医師会 ●習志野市薬剤師会 ●習志野保健所（健康福祉センター）
○			●					○習志野警察署　●消防団　●自衛隊 ●第三管区海上保安本部 ●習志野保健所（健康福祉センター） ●習志野市医師会　●習志野市歯科医師会 ●消防協力隊　●協定締結機関
						○	●	○千葉県企業局　●社会福祉協議会 ●協定締結機関
	●		○					○習志野警察署　●協定締結機関 ●東日本旅客鉄道株式会社 ●京成電鉄株式会社
	○		●				●	●協定締結機関　●消防団
○	○							●習志野保健所（健康福祉センター） ●千葉県動物愛護センター
	○		●					●千葉土木事務所
		○		○	○		●	
●								○社会福祉協議会
	○					○		○千葉県企業局　○東京電力パワーグリッド株式会社 ○東日本電信電話株式会社 ○習志野郵便局
	○							○東日本旅客鉄道株式会社 ○京成電鉄株式会社 ○京成バス株式会社 ○京成バス千葉セントラル株式会社 ○東洋バス株式会社 ○東日本高速道路株式会社 ○千葉土木事務所　○葛南土木事務所 ○千葉国道事務所

第１節 災害応急活動体制の確立

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 参集・配備	○本部事務局、全ての部局の職員
2. 職員の動員	○本部事務局、全ての部局の職員
3. 災害対策本部設置前の体制	○本部事務局、全ての部局の職員
4. 災害対策本部	○本部事務局、総務部、各部局
5. 地区対策支部	○地区対策支部職員、本部事務局
6. 避難所	○避難所配備職員、本部事務局
7. 災害救助法の適用	○本部事務局
8. 災害時会計・出納対策	○協力部、政策経営部

【対策の基本方針】

- 東日本大震災では、計画通りの迅速な体制が確保できなかったことから、その教訓を踏まえ、参集・配備の体制をより明確にする。
- 市内の震度及び津波警報等の発表状況による自動配備とし、配備基準に応じた配備体制をとる。
- 震度５強以上の地震が発生した場合、又は本部長（市長）が必要と認めた場合、全ての部局の職員は、指定された場所に参集し、体制を確立するとともに、災害対策本部及び地区対策支部等の設置・運営並びに各部局において必要な対策を実施する。
- 市庁舎に災害対策本部、16 か所の市立小学校校舎内等に地区対策支部を設置する。地区対策支部では、地区対策支部職員が中心となり、地区の被害情報を収集し、災害対策本部からの情報を地域住民へ発信する。

1 参集・配備

(1) 参集条件

全ての部局の職員は、市内で以下の震度を観測するような大規模な地震が発生した場合、勤務時間外であってもその震度及び津波警報等の発表に応じて、指示を待たずに参集し、対策を実施する。

■地震・津波に応じた参集条件

震度・津波	参集職員		参集場所
① 市内で震度４	○ 危機管理課職員の半数 ○ 消防本部及び企業局の職員（独自の体制）		各所属勤務場所
① 市内で震度５弱 ② 東京湾内に津波注意報	○ 危機管理課全職員 ○ 消防本部及び企業局の職員（独自の体制） ○ 危機管理監が必要と認めた各部局（警戒配備職員）		各所属勤務場所
① 市内で震度５強以上 ② 東京湾内に津波警報・大津波警報（特別警報）	○ 全ての部局の職員		各所属勤務場所
		地区対策支部職員	災害対策本部
		避難所配備職員	各所属勤務場所 （震度６弱以上で災害対策本部）

(2) 参集手段等の整備

二輪車、徒歩など、迅速に参集できると思われる手段を考慮し、参集を開始する。各職員は、公共交通機関の運休や交通渋滞の発生時でも参集できる手段や、各自が参集・配備するために必要なものについて、日頃から検討を行い、必要な準備を整えておく。

(3) 配備体制の基準

地震が発生又は被害が発生するおそれのある場合は、勤務時間内外によることなく、次の基準により配備体制をとる。

■地震・津波災害における配備体制の基準

区分	種別	指揮	配備時期	配備要員
災害対策本部設置前	情報収集体制	危機管理監	1. 習志野市に設置してある千葉県（気象庁接続）の地震計が震度4を記録したとき[自動配備] 2. 国内（習志野市以外）で震度6弱以上の地震が発生し、救援のための情報収集が必要と危機管理監が認めたとき 3. その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき	1）危機管理課職員の半数 2）消防本部及び企業局の職員※1
	警戒配備		1. 習志野市に設置してある千葉県（気象庁接続）の地震計が震度5弱を記録したとき[自動配備] 2. 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を発表したとき[自動配備] 3. 情報収集体制では対処できないと市長が認めたとき 4. 国内（習志野市以外）で震度6弱以上の地震が発生し、救援活動が必要と市長が認めたとき 5. その他の状況により市長が必要と認めたとき	1）危機管理課全職員 2）消防本部及び企業局の職員※1 3）警戒配備職員（風水害第1配備職員）※2 ① 管理職の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ② 出先機関の施設長※3 4）その他危機管理監が必要と認めた各部局の職員
災害対策本部設置後	災害対策本部	本部長（市長）	1. 習志野市に設置してある千葉県（気象庁接続）の地震計が震度5強以上を記録したとき[自動配備] 2. 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」「大津波警報（特別警報）」を発表したとき[自動配備] 3. 警戒配備では対処できないと本部長（市長）が認めたとき 4. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき	1）全ての部局の職員 2）長期にわたるときは、あらかじめ編成した3グループ（風水害第1～第3配備）がローテーションで対応する

※1 消防本部及び企業局は、地域防災計画に準じた独自の計画に基づき、必要な体制をとる。

※2 警戒配備職員（風水害第1配備職員）は、管理職を含む各部所属人員の3分の1の職員（地区対策支部職員・避難所配備職員を除く）をあらかじめ指定しておく。

※3 出先機関の施設長とは、所長、園長、館長、場長、センター長などをいう。

２ 職員の動員

(1) 勤務時間内の動員

危機管理監又は危機管理課長は、習志野市に設置されている震度計又は気象庁の情報から地震情報を確認し、各部局長に動員を連絡する。連絡方法は、庁内放送、電話、緊急情報サービス「ならしの」（職員用）のうち可能な手段とする。

自動配備以外に該当する基準の場合、危機管理監又は危機管理課長は、地震関連情報を収集し市長に報告の上、市長からの動員指示を各部局長に連絡する。

(2) 勤務時間外の動員

各職員は、テレビ・ラジオ等で積極的に情報を確認し、自動配備をとる。

自動配備以外に該当する基準の場合は、消防本部から危機管理監又は危機管理課長を通じて、市長に報告する。危機管理監又は危機管理課長は、市長からの動員指示を各部局長に連絡する。

連絡方法は、電話又は緊急情報サービス「ならしの」（職員用）のいずれか可能な手段とする。

３ 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部を設置するまでに至らない状況の時は、災害の規模に応じて情報収集体制及び警戒配備をとり、危機管理監の指揮の下、情報収集及び必要な災害対策に当たり、災害の状況に応じて、市長の判断により災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部を設置する前の体制をとった場合は、危機管理監は、必ず市長及び副市長に報告し、必要な指示を仰ぐものとする。

(1) 初動対応

定められた配備基準に基づき、危機管理監を中心として、必要に応じた配備体制を迅速にとり、地震情報の収集・伝達、被害状況の把握・報告、庁内関係部署及び関係機関への連絡を行う。

(2) 報告

危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに危機管理監を経由して市長及び副市長に報告する。

その際、被害が発生、若しくは発生すると予測される場合、市長は災害対策本部を設置する。

また、千葉県、自衛隊、習志野警察署、その他防災関係機関等に対し、必要に応じて電話等の可能な手段により報告する。

■災害対策本部設置前の体制の基準

情報収集体制	1. 習志野市に設置してある千葉県（気象庁接続）の地震計が震度 4 を記録したとき[自動配備] 2. 国内（習志野市以外）で震度 6 弱以上の地震が発生し、救援のための情報収集が必要と危機管理監が認めたとき 3. その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき

警戒配備	1．習志野市に設置してある千葉県（気象庁接続）の地震計が震度 5 弱を記録したとき［自動配備］ 2．気象庁が津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を発表したとき［自動配備］ 3．情報収集体制では対処できないと市長が認めたとき 4．国内（習志野市以外）で震度 6 弱以上の地震が発生し、救援活動が必要と市長が認めたとき 5．その他の状況により市長が必要と認めたとき

4 災害対策本部

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項及び習志野市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての部局の職員が必要な対策に当たる。

(1) 設置基準及び時間

市長は、次の基準において災害対策本部を設置する。

なお、消防本部及び企業局にあっては、地域防災計画に準じた独自の計画に基づき本部体制をとり、災害対策本部と連携して災害対策に当たる。

設置時間にあっては、発災から概ね 1 時間以内に完了させ、迅速な体制確保に努める。

■災害対策本部の設置基準

1．習志野市に設置してある千葉県（気象庁接続）の地震計が震度 5 強以上を記録したとき［自動配備］
2．気象庁が津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」、「大津波警報（特別警報）」を発表したとき［自動配備］
3．警戒配備では対処できないと本部長（市長）が必要と認めたとき
4．その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎 3 階に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長（市長）の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。

■災害対策本部の設置場所

第 1 順位　市庁舎 3 階
第 2 順位　消防庁舎 3 階
第 3 順位　東消防署 1 階

(3) 災害対策本部設置の報告

本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、習志野警察署、その他防災関係機関等に対して

報告する。

■災害対策本部設置の報告

報告先	報告方法
市各部局	庁内放送、電話、口頭、緊急情報サービス「ならしの」（職員用）、防災行政無線
千葉県	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、電話、ＦＡＸ
防災関係機関	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ、口頭
一般市民	防災行政無線（防災ラジオ・戸別受信機）、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、ホームページ、Ｙａｈｏｏ!防災速報、Ｘ、ＬＩＮＥ、広報車
報道機関	電話、ＦＡＸ、口頭

(4) 廃止基準

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認められた場合は、災害対策本部を廃止する。その決定方法や手続き等については、本部設置の場合に準ずる。

(5) 災害対策本部廃止の報告

本部長（市長）は、災害対策本部を廃止したときは、設置した場合と同様に、直ちにその旨を千葉県及び防災関係機関等に報告する。

(6) 組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は、習志野市災害対策本部条例の定めるところにより、次のとおりとする。

また、運営の詳細については、「災害対策本部運営マニュアル」に基づき対策に当たる。

■災害対策本部の組織

① 本部の構成

本部に本部長、副本部長、本部長付、危機管理監及び本部員並びに本部各部及び本部事務局を置く。

② 本部各部

各部は、各本部員が指名する職員をもって構成し、災害時における各部の事務の管理及び連絡調整並びに各部間の連携を迅速に行うとともに本部長の災害対策に関する意思決定の準備等を行う。

③ 本部事務局

本部の設置、運営、各種情報の集約及び本部会議に関する事務を行うため、本部事務局を置く。本部事務局長は危機管理課長とし、本部事務局員は、危機管理課を中心とした総務部の職員によって構成する。

④ 本部会議

災害に対する総合的な応急対策、その他災害対策に必要な事項を協議し、決定するため、本部会議を置く。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、本部長付、危機管理監及び本部員の中から本部長（市長）が指名した者とする。

■習志野市災害対策本部組織図

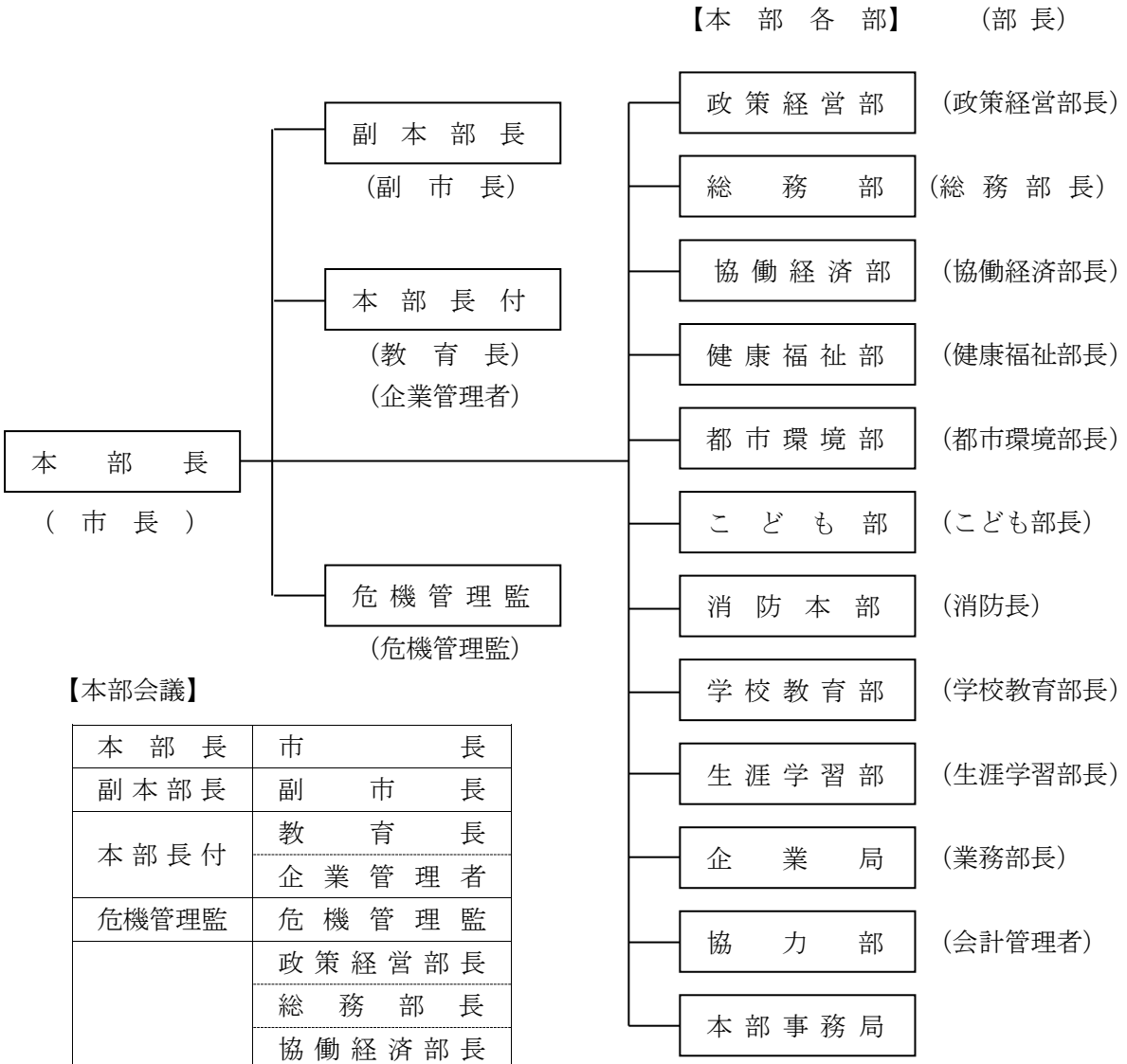

【本部会議】

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長
	企業管理者
危機管理監	危機管理監
本部員	政策経営部長
	総務部長
	協働経済部長
	健康福祉部長
	都市環境部長
	こども部長
	消防長
	学校教育部長
	生涯学習部長
	業務部長
	会計管理者

【本部事務局】

本部事務局長	危機管理課長
本部事務局員	危機管理課職員 総務部職員

※ 本部長等が職務を執れない場合は、あらかじめ定めた順位に従い代理を充てる

■災害対策本部事務分掌

部・局	課	事務分掌
政策経営部	総合政策課 財政課 広報課 秘書課 資産管理課 施設再生課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 関係機関及び各部との連絡調整に関すること。 4. 災害発生時の応急財政措置に関すること。 5. 関係機関との連絡・経費負担の調整に関すること。 6. 応援部隊の支援（受入れ、調整、必要物品供給等）に関すること。 7. 災害発生時の事業継続に関すること。 8. 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。 9. 災害復旧・復興本部の運営に関すること。 10. 災害復興計画の策定に関すること。 11. 報道機関及び各部との連絡調整に関すること。 12. 災害広報に関すること。 13. 被害状況の記録、写真・映像撮影、整理に関すること。 14. 本部長（市長）・副本部長（副市長）の秘書に関すること。 15. 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。 16. 公共施設の復旧対策に関すること。
本部事務局 総務部	危機管理課	1. 災害対策本部の設置及び本部の統括、運営に関すること。 2. 本部員の動員に関すること。 3. 本部長（市長）の命令伝達に関すること。 4. 本部会議に関すること。 5. 防災行政無線に関すること。 6. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 7. 地震・気象情報の収集に関すること。 8. 関係機関及び各部との連絡調整に関すること。 9. 地区対策支部の設置及び避難所の開設に関すること。 10. 災害救助法に関すること。 11. り災（被災）証明書の発行に関すること。

《応急》1 災害応急活動体制の確立

部・局	課	事務分掌
	総務課 情報政策課 人事課 契約検査課 法務課	1.本部事務局の支援（本部事務局員の動員）に関すること。 2.部内の庶務に関すること。 3.部の職員の動員及び配置に関すること。 4.関係機関との連絡調整に関すること。 5.災害対策に必要な物品の調達に関すること。 6.本部長（市長）からの特命事項に関すること。 7.庁内LAN及び住民情報システムの維持及び復旧に関すること。 8.職員の参集及び被災状況の把握・管理に関すること。 9.災害対策従事者名簿の作成、業務従事時間の管理に関すること。 10.公務災害補償その他被災職員の援助に関すること。 11.災害対策従事者の活動支援（飲料水、食料、非常用トイレ等）に関すること。 12.災害発生時の配車に関すること。 13.輸送車両の確保に関すること。 14.燃料の確保に関すること。 15.災害発生時の庁舎等施設対策に関すること。 16.市内の停電情報等の収集・提供に関すること。 17.市内の電話、郵便対策に関すること。
協働経済部	協働政策課 産業振興課 多様性社会推進課 男女共同参画 センター 市民広聴課 防犯安全課 市民課 国保年金課 税制課 市民税課 資産税課 債権管理課	1.部内の庶務に関すること。 2.部の職員の動員及び配置に関すること。 3.所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。 4.関係機関との連絡調整に関すること。 5.災害発生時の家屋被害調査に関すること。 6.災害発生時の食料供給に関すること。 7.災害発生時の物資供給に関すること。 8.救援物資の整理、保管、供給等に関すること。 9.交通機関の情報収集及び帰宅困難者対策に関すること。 10.ボランティアの対応に関すること。 11.災害発生時における要配慮者（日本語の理解が十分でない外国人）対策に関すること。 12.農業被害の調査、災害復旧に関すること。 13.災害発生時の市民相談窓口及び被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）の運営に関すること。 14.炊き出し対策に関すること。 15.行方不明者の情報収集・帳票作成に関すること。

部・局	課	事務分掌
健康福祉部	健康福祉政策課 健康支援課 高齢者支援課 生活相談課 障がい福祉課 介護保険課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 災害発生時における要配慮者（避難行動要支援者・妊産婦）対策に関すること。 6. 災害発生時における福祉避難所に必要な日常生活用品、食料等の調達に関すること。 7. 福祉避難所の開設・移送に関すること。 8. 医療、救護活動（災害医療本部の運営、応急救護所の開設・運営等）に関すること。 9. 保健衛生対策（保健医療関係者による健康相談等の実施）に関すること。 10. 防疫（感染症予防）対策に関すること。 11. 災害発生時の人的被害調査に関すること。 12. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 13. 行方不明者の情報収集・帳票作成に関すること。 14. 遺体の収容・埋葬に関すること。 15. 高齢者等の緊急保護に関すること。 16. ボランティアの対応に関すること。

部・局	課	事務分掌
都市環境部	都市政策課 環境政策課 都市計画課 建築指導課 道路管理課 道路整備課 街路建設課 住宅課 公園緑地課 新清掃工場建設課 都市再生課 区画整理課 クリーンセンター（クリーン推進課・業務課）	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 土木関係資機材の確保に関すること。 6. 被災宅地危険度判定に関すること。 7. 地すべり、がけ崩れ等の点検、応急対策及び復旧に関すること。 8. 液状化による被害の復旧に関すること。 9. 建築物の解体に関すること。 10. 建築物の応急危険度判定に関すること。 11. 道路の整備及び管理に関すること。 12. 道路、橋梁等の応急復旧に関すること。 13. 緊急輸送路についての警察との調整に関すること。 14. 交通安全に関すること。 15. 障害物の除去に関すること。 16. 応急仮設住宅の建設及び補修に関すること。 17. 防疫（感染症予防）対策に関すること。 18. 仮設トイレの設置、し尿の収集・処理に関すること。 19. ペット対策・放浪動物の捕獲に関すること。 20. 大気、水質等環境汚染対策に関すること。 21. 被災地における環境保全の総合調整に関すること。 22. 被災地からのごみの収集、処理に関すること。 23. 瓦礫の受入・処分に関すること。 24. 谷津干潟の環境保全に係る環境省への協力及び連絡調整等に関すること。 25. その他災害の応急対策及び復旧に関すること。
こども部	こども政策課 こども保育課 子育てサービス課 こども家庭課 児童育成課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 災害発生時における要配慮者（乳幼児）対策に関すること。 6. 災害発生時における要配慮者（乳幼児）に必要な日常生活用品、食料等の調達・整備に関すること。 7. 所管施設の乳児、幼児、児童の避難、保護、安否確認に関すること。 8. 応急保育及び放課後児童会の応急開所に関すること。

《応急》1 災害応急活動体制の確立

部・局	課	事務分掌
消防本部	消防本部消防総務課 消防本部予防課 消防本部警防課 中央消防署 東消防署	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 火災の消火活動・予防・警戒に関すること。 6. 要救助者の救出に関すること。 7. 救急・救護に関すること。 8. 被害状況調査及び報告に関すること。 9. 避難命令の伝達及び誘導に関すること。 10. ヘリポートの設置・運営に関すること。 11. 行方不明者の捜索に関すること。 12. 消防機関の相互応援に関すること。
教育委員会 学校教育部	教育総務課 学務課 保健体育安全課 指導課 青少年センター	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 教育関係、災害復旧及び応急財政措置に関すること。 6. 教育関係物品の調達に関すること。 7. 学校教育関係施設における避難所の開設・運営及び避難者の把握に関すること。 8. 学校教育関係施設の応急対策及び復旧に関すること。 9. 被災児童等に対する学用品等の配分に関すること。 10. 炊出設備等の確保及び給食に関すること。 11. 学校の保健・衛生に関すること。 12. 児童等の避難、保護、安否確認に関すること。 13. 災害発生時の応急教育に関すること。
教育委員会 生涯学習部	社会教育課 生涯スポーツ課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 文化財の被害状況の把握及び復旧、保護に関すること。 6. 社会教育施設等における避難所の開設・運営状況及び避難者の把握に関すること。

部・局	課	事務分掌
企業局 業務部 工務部	企業総務課 公営企画課 経理課 営業料金課 工務管理課 ガス水道建設課 ガス水道供給課 ガス水道保安課 下水道課 津田沼浄化センター	1. 企業局災害対策本部の設置、各業務の総括、総務に関すること。 2. 職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 広報に関すること。 6. ガス・水道・下水道の通報、問い合わせ受付に関すること。 7. 需要家広報、報道機関等との連絡調整に関すること。 8. 資材・原燃料等の確保に関すること。 9. 施設・設備等の応急復旧計画の作成及び復旧に関すること。 10. 応急復旧の記録及び管理に関すること。 11. 供給再開計画に関すること。 12. 応急給水計画並びに応急給水に関すること。 13. ガスの閉栓及び記録に関すること。 14. 下水道、下水処理施設等の災害復旧に関すること。
協力部	会計課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局 議会事務局	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 関係機関との連絡調整に関すること。 4. 災害発生時の会計・出納対策及び指定金融機関の対応等に関すること。 5. 市議会議員及び各行政委員会委員の安否確認・対応に関すること。 6. 協働経済部が行う救援物資対策の協力に関すること。 7. その他、他部局への協力に関すること。

※ なお、具体的な対応等については、各種マニュアルに定めるところにより対応する。

(7) 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応

本部長（市長）との連絡にあっては、電話等のあらかじめ定めた連絡方法により連絡する。また、災害の状況により連絡がとれないときは、職員の参集条件に基づき、利用可能な参集手段により、本部長（市長）自らの判断で参集する。

また、本部長（市長）が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応については、政策経営部が本部事務局と調整を図りながら対応する。

(8) 本部長（市長）の代理

本部長（市長）が、被災等の理由により本部長としての職務を執れない場合は、習志野市長職務代理規則の規定に基づき、次の順に本部長代理を充て、災害対策に当たる。

また、本部長以外の本部会議構成員についても、状況に応じて代理を充て、対策に当たる。

■災害対策本部長（市長）の代理者順位

第 1 順位　副市長	第 5 順位　健康福祉部長
第 2 順位　政策経営部長	第 6 順位　都市環境部長
第 3 順位　総務部長	第 7 順位　こども部長
第 4 順位　協働経済部長	

(9) 個別の災害対策

個別の災害対策は、実施主体の各部局が基本的な単位となるため、各部局長を中心として各部局に属する各課の調整を図り災害対策に当たる。ただし、各部局内での調整が困難な場合は、災害対策本部で調整を図る。また、個別の対策を担当する各部局は、被災者の生活が安定するまでの間、担当を変更することなく継続して災害対策業務に当たる。

(10) 関係機関からの派遣要員の受入れ

災害対策本部の中に、外部の関係機関から派遣される要員を受け入れるためのスペース（関係機関調整所）を確保し、情報共有を図り、連携して災害対策に当たる。

(11) 災害対応職員への支援

災害対策本部事務局を始めとする各部局の災害対応職員の水や食料等の活動必需品は、平常時から各自が準備している水や食料等により対応するが、災害対応が長期にわたる場合など、必要に応じた支援を実施する。

5 地区対策支部

習志野市に震度 5 強以上の地震が発生した場合は、地区の情報拠点として、16 か所の市立小学校の校舎内等に地区対策支部を設置し、市職員の中から選任された地区対策支部職員が中心となり、地区の被害情報の収集や災害対策本部からの情報を地域住民へ発信する。

なお、震度 5 強以上の地震以外の状況で支部の設置が必要と考えられるときは、災害対策本部からの指示に基づき必要な場所に設置する。

詳細については、「地区対策支部運営マニュアル」に基づき活動する。

(1) 体制

1）あらかじめ各部局から指定された 3 名の「地区対策支部職員（市職員）」が、災害対策本部に参集し、災害対策本部からの指示を受け、必要な資機材等を受け取ってから各小学校に向かう。

2）地区対策支部の運営主体は、地区対策支部職員であり、3 名の中から運営の責任者を 1 名定める。

(2) 活動内容

「地区対策支部運営マニュアル」に基づき、次の対応を行う。

1）地区の情報収集

地区及び支部内の避難所を巡回し、被害状況や避難者の状況等を収集する。また、自主防災組織、地域住民等がそれぞれ収集・集約した地区の情報を、地区対策支部にて受け取り、それを整理する。

２）災害対策本部との情報連絡

防災行政無線やＩＰ電話等を活用し、収集・整理した情報を災害対策本部へ報告する。また、災害対策本部から、市全体の被災状況や災害対策本部で決定した方針などの情報を受け取る。

３）情報発信

地区対策支部で収集した情報は、支部内に設置するホワイトボードや地図に記録し、また紙面の貼り出し・配布等により、地域住民へ発信する。重要な情報については、避難所配備職員や施設職員を経由し、避難者へ伝達する。

(3) 活動範囲

地区対策支部は、小学校区を基本単位とし、支部の活動範囲は小学校区内を目安とする。

(4) 地区対策支部と避難所の関係

避難所と災害対策本部の連絡は、地区対策支部を経由して行うことから、地区対策支部職員は、避難所配備職員や施設職員等と相互に連携して活動を行う。

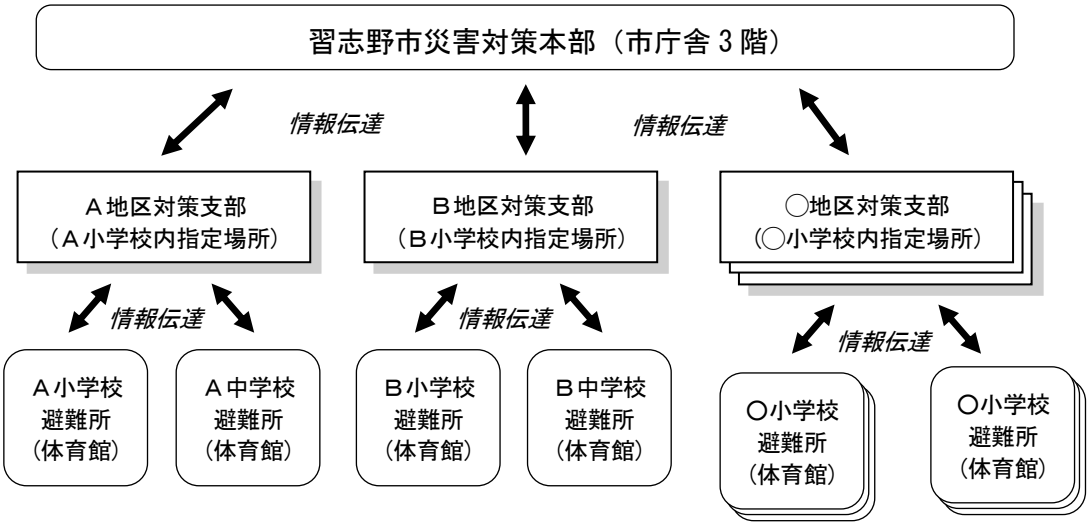

※避難施設となる体育館等が、地震や台風等の被害により使用できなくなった場合又は津波、高潮等が予想され、使用することが危険と判断される場合は、校舎等を代替施設として使用する。

■災害対策本部・地区対策支部・避難所の関係図

6 避難所

習志野市に震度５強以上の地震が発生した場合は、災害の規模や被害状況等を考慮して災害対策本部の指示により、必要に応じた場所に避難所を開設する。また、地区対策支部と同様に、開設等に当たるための避難所配備職員（市職員）４ 名を各避難所に派遣し、施設管理者や自主防災組織等と連携して、避難者の受入れを行う。

(1) 体制

１）あらかじめ各部局から指定された４名の避難所配備職員（市職員）が、各所属の勤務場所に参集し、災害対策本部からの指示に基づき、各避難所に向かう。

２）参集は、震度５強で各所属勤務場所へ、震度６弱以上で災害対策本部へ自動的に参集する。
３）派遣される避難所配備職員４名の中から責任者を１名定める。

(2) 活動内容

第８節「避難対策」及び「避難所運営マニュアル」に定める。

(3) 地区対策支部と避難所の関係

避難所と災害対策本部の連絡は、地区対策支部を経由して行うことから、避難所配備職員は、地区対策支部職員や施設職員等と相互に連携して活動を行う。

■災害拠点設置予定場所（災害発生時に各拠点として活用方法を変更する場所）

分類	災害拠点	設置予定場所
本部	災害対策本部	① 市庁舎３階　② 消防庁舎３階　③ 東消防署１階
	地区対策支部	16 か所の市立小学校校舎内等※
	プレスセンター	市庁舎３階
	市職員宿泊場所	① 各庁舎（当初）　② 各庁舎の空いている会議室等
避難	一時避難場所	市指定 47 か所※
	避難所	① 市指定 27 か所※　② 状況に応じてその他公共施設※
	福祉避難所	協定締結施設又は公共施設※
	帰宅困難者向け一時滞在施設	駅周辺の協定締結施設及び公共施設※
	津波一時避難施設 （津波避難ビル）	指定要件を満たした国道 14 号よりも海側の公共施設及び小・中学校※
活動部隊	消防・警察・自衛隊集結地	① 秋津運動公園　② 袖ケ浦運動公園　③ 茜浜緑地
	その他応援隊集結地	茜浜近隣公園
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等※
医療	災害医療本部	市庁舎Ｇ階
	応急救護所設置場所	保健会館、第一中学校、第二中学校、第七中学校
生活・ライフライン	食料・物資集配拠点	一定の面積を確保できる市内の公共施設等
	給水拠点	各給水場、耐震性井戸付貯水槽、避難所、一時避難場所
	習志野市企業局災害対策本部	習志野市企業局
	① 災害ボランティアセンター ② 災害ボランティアサテライトセンター	① 総合福祉センター（社会福祉協議会） ② 習志野市生涯学習複合施設（プラッツ習志野南館）
	ペットの収容場所 （ペットの救護所）	避難所周辺敷地内（公有地）
	仮設住宅設置場所	市有地（約 1,200 戸分確保）
	災害廃棄物の仮置き場	（仮称）茜浜最終処分場用地等
窓口	① 市民相談窓口 ② 被災者総合相談窓口 （生活再建支援窓口）	① 発災後概ね１か月の間設置：市庁舎Ｇ階 ② 概ね１か月後に移行：市庁舎Ｇ階

	要配慮者相談窓口	○ 総合窓口：市庁舎G階 ○ 出先窓口：総合福祉センター、各高齢者相談センター
調査・証明	① 被災建築物応急危険度判定実施本部 ② 被災宅地危険度判定実施本部（各判定拠点）	市庁舎4階
	① り災（被災）調査本部 ② り災証明書発行場所	市庁舎G階
遺体	遺体安置所	公共施設等
	火葬場	馬込斎場、しおかぜホール茜浜

※ 具体的な設置予定場所については「資料編」参照

7 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用手続

1）市長は、市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、直ちにその旨を、直接、県災害対策本部へ要請する。

2）災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、市長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。習志野市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準（災害救助法施行令）

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多　数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多　数	第1条第1項第3号後段
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。	県知事が内閣総理大臣と協議	内閣府令第1条
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第2条第1号（上記※の基準）
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第2号（上記※の基準）

(3) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

・全壊（全焼・流失）住家　　1世帯・・・・滅失住家　1世帯
・半壊（半焼）　　住家　　2世帯・・・・滅失住家　1世帯
・床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯
・・・・滅失住家　1世帯

注）床下浸水、一部破損は換算しない。

(4) 救助の実施者

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行う必要があると認められる場合は、市長へ救助に関する事務を委任することができる。

救助法が適用されても災害の事態が切迫して知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が救助を実施する。

(5) 救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第6条の規定（「資料編」参照）による。

■災害救助の種類

1）避難所の設置	9）応急仮設住宅の設置及び供与
2）炊き出し、その他による食品の給与	10）飲料水の供給
3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	11）医療
4）助産	12）災害にかかった者の救出
5）災害にかかった住宅の応急修理	13）学用品の給与
6）埋葬	14）遺体の捜索
7）遺体の処理	15）障害物の除去
8）輸送費及び賃金、職員等雇上費	

8 災害時会計・出納対策

(1) 災害時の会計・出納事務

災害救助法が適用された場合、知事が救助を行うこととなるが、救助を迅速に行う必要があると認められる場合は市長が実施するため、救助に係る費用、その他、各種災害対策に係る予算の執行や会計・出納処理が必要となることから、協力部（会計課）及び政策経営部が協力して円滑な実施に努める。

(2) 指定金融機関等への対応

会計・出納事務を円滑に実施するため、指定金融機関の被害状況等を速やかに確認し、状況に応じて、実施可能な処理方法や必要な手続きなどを検討する。

第２節 情報の収集・伝達

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 情報通信手段の確保	○本部事務局
2. 地震情報等の収集伝達	○本部事務局、総務部
3. 災害情報の収集・記録	○本部事務局、地区対策支部、総務部、政策経営部、各部局
4. 被害報告	○本部事務局、各部局

【対策の基本方針】

- 東日本大震災では、市民への情報発信や収集・記録が円滑に行えなかったことから、その教訓を踏まえ、伝達の手段や方法、伝達ルール等の明確化を図るとともに、写真や映像等の災害記録の収集・整理に努める。
- 地震発生の第 1 報は 30 分以内に千葉県及び総務省消防庁に連絡する。
- 地区対策支部を拠点として地震発生後概ね 3 時間以内に地域の災害情報を収集できる体制を整える。
- 住家の被害調査は、被害認定基準に基づき地震発生後 3 日以内に調査を開始し、概ね 14 日以内に、り災証明書の発行ができる体制を整える。

1 情報通信手段の確保

災害発生時の通信手段は、途絶や輻輳等により使用できない可能性もあることから、多層的に手段を確保し、通信に当たる。

(1) 普通電話

１）指定電話と連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害発生時の連絡窓口の統一化を図るため、あらかじめ整備した緊急時連絡先一覧表等を活用し、指定した連絡先及び連絡責任者と継続した通信連絡を行う。

２）災害時優先電話及びＩＰ電話

回線の輻輳により通信が規制される場合には、災害時優先登録を受けた電話及びＩＰ電話を有効活用し、通信を確保する。

３）特設公衆電話

各避難所に整備した特設公衆電話を活用し、避難所における通信を確保する。

４）非常・緊急通話

非常通話又は緊急通話は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急)」の旨及び必要事項を東日本電信電話株式会社に申し出ることにより接続される。

(2) 防災行政無線

移動系（携帯型・車両積載型）及び固定系を用いて、市民への情報伝達や地区対策支部職員、災害対応職員との交信、その他必要な連絡などの通信を行う。また、要配慮者や自主防災組織な

どの、特に確実な情報伝達が必要な方には、防災ラジオや戸別受信機から確実に伝達する。

(3) 消防無線

消防本部と消防署、出張所、消防隊、消防団の間において、独自の無線網により、消防活動の状況やその他災害情報の伝達を行う。

(4) 千葉県防災行政無線等

県が設置している防災行政無線（電話・ＦＡＸ）、千葉県防災情報システムにより千葉県及び千葉県の出先機関、防災関係機関との通信や情報の共有を行う。

(5) メールサービス

平時より運用しているメールサービス「緊急情報サービスならしの（住民用）」を活用し、市民等への情報伝達を行う。

(6) 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

緊急地震速報等、対処に時間がない事態が発生した場合に、市防災行政無線を自動起動させ、人工衛星を用いて国から送信される情報を瞬時に市民に伝達する。また、メール連動システムを活用し、メールサービス「緊急情報サービスならしの（住民用）」を経由して自動的に市民等へ伝達する。

(7) 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、また、特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

１）関東地方及び千葉県地区非常通信協議会の構成機関（警察）の通信施設

２）上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(8) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第 55 条及び第 56 条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

(9) 庁内の各種情報システム等の維持

東日本大震災では、インターネットの有効性が明らかとなったことを踏まえ、各種情報システムを災害対策に有効活用するため、庁内での各種情報システムの被害状況を把握し早期復旧、若しくは、適正な維持管理に努める。

また、市が管理・保管している市民の情報や、その他の業務遂行上必要な各種情報について、保全や管理の徹底を図る。

2 地震情報等の収集伝達

銚子地方気象台は、次の地震・津波情報を伝達する。本市が属する地域名称は、千葉県北西部（東葛飾）及び東京湾内湾である。

地震・津波情報は、可能な手段で広く市民に対して周知を図る。また、市民は、市から伝達される情報を継続して収集するとともに、あらゆる手段を活用して情報の収集に努める。

■地震情報の種類

種　　類	内　　容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表します。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

緊急地震速報	緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを素早く解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせるもの。

■津波情報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報【特別警報】	予想される津波の高さが高いところで3m を超える場合。	10m超 10m＜予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
		10m 5m＜予想高さ≦10m		
		5m 3m＜予想高さ≦5m		
津波警報【警 報】	予想される津波の高さが高いところで1m を超え、3m 以下の場合。	3m 1m＜予想高さ≦3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生。人は津波による流れに巻き込まれる。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
津波注意報【注意報】	予想される津波の高さが高いところで0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m 0.2m≦予想高さ≦1m	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 ただちに海から上がり、海岸から離れる。

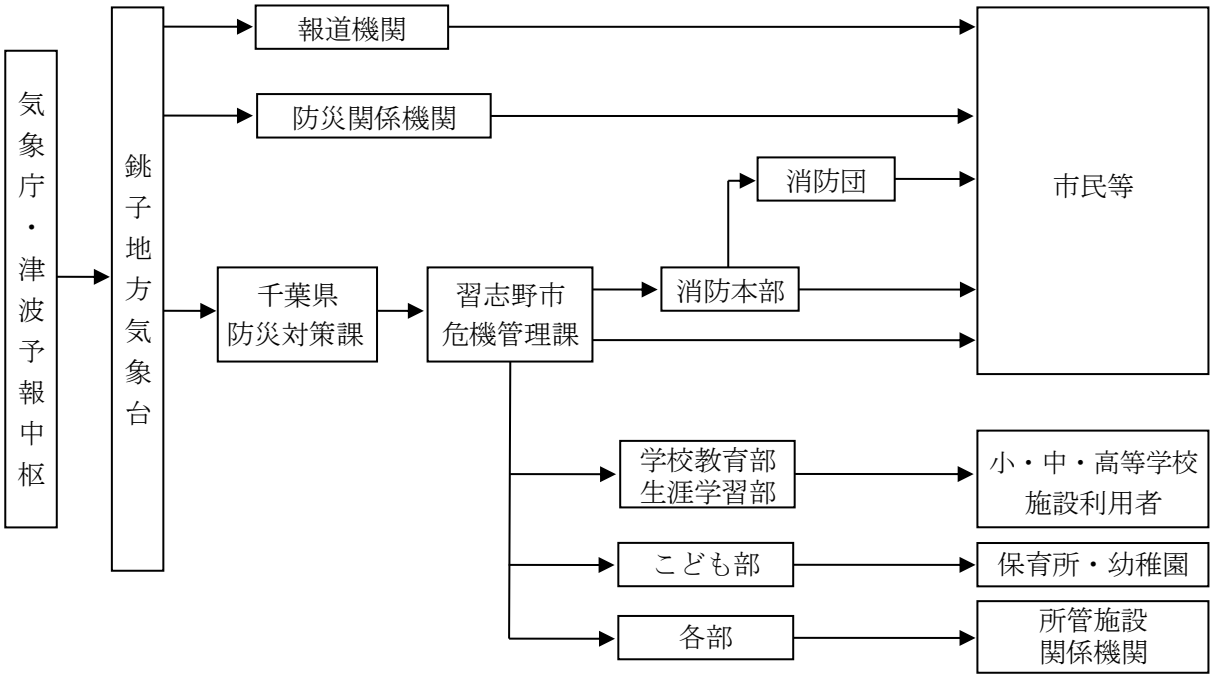

■情報連絡系統図

３ 災害情報の収集・記録

(1) 災害情報の収集

災害対策本部は、地区対策支部、参集職員、市民相談窓口、関係機関等から概略的な被害状況について情報を収集する。

■緊急で把握する情報

１）建物被害の発生状況	６）火災の発生状況
２）土砂災害の発生状況	７）道路の通行障害の発生状況
３）死傷者の発生状況	８）応急救護所、病院の状況
４）避難所・一時避難場所の状況	９）交通（鉄道、駅）の被害状況
５）ライフライン途絶の状況	

(2) 被害調査

災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。住家の被害調査は、全棟を対象に調査を実施し、それをもとにり災証明書の発行を行う。

なお、被害調査は「被害状況判定基準」による。

(3) 被害状況の記録・整理

災害による被害の状況は、写真や映像等の可能な手段により幅広く収集に努め、応急対策・復旧活動等に活用するとともに、災害広報紙への掲載や、その後の防災教育などによる災害記録の伝承のため、記録誌等に整理する。

４ 被害報告

(1) 地震発生時の通報

１）震度4以上を記録した場合、被災状況を千葉県に報告する。

２）震度５強以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月消防災第 267 号)」及び「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月消防防第 246 号)」により被害の有無を問わず、第１報等について千葉県と併せて総務省消防庁に報告する。

３）同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到した場合は、その旨を国（消防庁）及び県に報告する。

(2) 千葉県への報告

市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ＦＡＸ又は千葉県防災行政無線（電話・ＦＡＸ）により県本部事務局に報告する。

ただし、千葉県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する。千葉県への報告の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■報告すべき事項

1）災害の原因
2）災害が発生した日時
3）災害が発生した場所又は地域
4）被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する）
5）被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
② 主な応急措置の実施状況
③ その他必要事項
6）災害による住民等の避難の状況
7）災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
8）その他必要な事項

■勤務時間内における国及び千葉県への連絡方法

1）総務省消防庁
① 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
電話　120-90-49013（地上系）　048-500-90-49013（衛星系）　（消防庁応急対策室）
ＦＡＸ 120-90-49033（地上系）　048-500-90-49033（衛星系）　（消防庁応急対策室）
② 一般加入電話
電話　03-5253-7527　（消防庁応急対策室）
ＦＡＸ 03-5253-7537　（消防庁応急対策室）

2）千葉県
① 県防災行政無線
電話　500-7314（地上系）　012-500-7314（衛星系）　（県防災対策課）
ＦＡＸ 500-7298（地上系）　012-500-7298（衛星系）　（県防災対策課）
② 一般加入電話
電話　043-223-2175　（県防災対策課）
ＦＡＸ 043-222-1127　（県防災対策課）

■勤務時間外における国及び千葉県への連絡方法

１）総務省消防庁 ① 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話　120-90-49102（地上系）　048-500-90-49102（衛星系）　（消防庁宿直室） ＦＡＸ 120-90-49036（地上系）　048-500-90-49036（衛星系）　（消防庁宿直室） ② 一般加入電話 電話　03-5253-7777　（消防庁宿直室） ＦＡＸ 03-5253-7553　（消防庁宿直室）
２）千葉県 ① 県防災行政無線 電話　500-7225（地上系）　012-500-7225（衛星系）　（県防災対策課） ＦＡＸ 500-7110（地上系）　012-500-7110（衛星系）　（県防災対策課） ② 一般加入電話 電話　043-223-2178　（県防災対策課） ＦＡＸ 043-222-5219　（県防災対策課）

■配備体制後の千葉県への連絡方法

１）災害対策本部事務局（情報班） ① 県防災行政無線 電話　500-7309(地上系)　012-500-7309（衛星系） ＦＡＸ 500-7630(地上系)　012-500-7630(衛星系) ② 一般加入電話 電話 043-223-3329　ＦＡＸ 043-222-0100 ２）葛南支部(葛南地域振興事務所　地域防災課) ① 県防災行政無線 電話　501-721(地上系)　012-501-721(衛星系) ＦＡＸ 501-722(地上系)　012-501-722(衛星系) ② 一般加入電話 電話 047-424-8281　ＦＡＸ 047-421-1590

■千葉県への報告一覧

<table>
<tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>報告機関</th><th>報告の内容</th><th>報告時期・方法</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">災害緊急報告</td><td>市町村
消防本部</td><td>1　庁舎等の状況
2　災害規模概況
災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況
3　応急対策の状況
当該災害に対して高じた応急対策について報告
4　措置情報
災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告</td><td rowspan="3">① 覚知後直ちに
② 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに
［電話、ＦＡＸ］</td></tr>
<tr><td>支部総務班</td><td>1　庁舎等の状況
2　庁舎周辺の被害状況
3　支部管内の出先機関及び市町村からの情報
4　支部管内の出先機関の職員参集状況</td></tr>
<tr><td>部門担当部
防災関係機関</td><td>個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害総括報告</td><td>定時報告</td><td rowspan="3">市町村</td><td>被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告
1　被害情報
各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数）
2　措置情報
災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況</td><td>① 原則として1日2回　9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで
② 千葉県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで
［電話、ＦＡＸ及び県防災情報システム端末入力］</td></tr>
<tr><td>確定時報告</td><td>同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。
1 被害情報
各市町村内の全般的な被害状況（件数）
2 措置情報
災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況
3 被害額情報
各市町村内の施設被害及び産業別被害額</td><td>応急対策終了後10日以内
［県防災情報システム端末入力及び文書］</td></tr>
<tr><td>年報</td><td>4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告</td><td>4月20日まで
［県防災情報システム端末入力及び文書］</td></tr>
<tr><td colspan="2">部門別被害額総括報告</td><td>部門担当部</td><td>各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告</td><td>応急対策終了後10日以内
［文書等］</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">災害詳細報告</td><td>市町村</td><td>災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告</td><td rowspan="2">① 原則として1日2回　9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで
② 千葉県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで
［電話、ＦＡＸ及び県防災情報システム端末入力］</td></tr>
<tr><td>部門担当部</td><td>農林水産、県土整備部、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告</td></tr>
<tr><td>防災関係機関</td><td>各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告</td><td>①・② 同上
［電話、ＦＡＸ］</td></tr>
</table>

注）防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

第３節 災害時の広報

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 災害広報	○政策経営部、総務部、本部事務局、協働経済部、健康福祉部、学校教育部、生涯学習部、協定締結機関
2. 報道機関への対応	○政策経営部、総務部、本部事務局
3. 市民相談	○協働経済部、協定締結機関

【対策の基本方針】

- 東日本大震災では、市民等への広報が遅れたことや十分に行えなかったことから、その教訓を踏まえ、市民に必要な情報を、迅速に分かりやすい内容で広報する。
- 地震発生後 2 時間以内に、市民に対して災害の発生状況や市の体制、被害状況、市民自らがとるべき行動を広報する。なお、本部長（市長）自らが発信することも検討する。
- 市民への情報伝達は、発信可能なあらゆる媒体を活用するとともに、地区対策支部や避難所に情報を掲示するほか、地震発生後 5 日以内に災害広報紙を発行し配布する。
- 報道機関への情報提供として、記者会見を定時に開催し全国に情報を発信する。
- 市民相談窓口を設置し、発災直後の応急対策に係る被災者からの要望等を把握する。その後、被災者総合相談窓口に移行し、生活再建支援、住宅確保、各種支援策等の相談業務を行う。

1 災害広報

地震発生直後の広報は、防災行政無線（固定系）等を活用し、市民に災害の状況や市の体制等を理解させ、落ち着いて行動することやできる限り安心感を与えることに重点をおき実施する。

なお、実施に当たっては、本部長（市長）自らが行うことも検討し、より市民に伝わる方法で実施する。

(1) 広報資料の作成

本部事務局は、各部と連絡を図り、災害状況及び対応状況等の情報を収集するほか、必要に応じて各関係機関その他各団体施設等に対し、情報の提供を求め資料作成を行う。

なお、作成に当たっては、災害の状況に応じた市民のニーズに合うことを最大限考慮し、作成に努める。

(2) 地震発生直後の広報

地震発生直後、防災行政無線（固定系）による放送、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）の配信、広報車による巡回などにより情報を伝達する。広報事項は次のとおりとする。

１）地震・津波に関する情報

２）市内の被災の概況

３）延焼火災の状況

４）避難指示等
５）市の体制及び応急対策の実施状況
６）住民のとるべき行動
① 火の元の始末
② 電気ブレーカーやガスの元栓の遮断
③ 余震等から身を守る行動

(3) 避難所における広報

地区対策支部が中心となり、地区対策支部及び避難所に設置する掲示板への情報の掲示や、自主防災組織を通じた災害広報紙の配布などを行う。

広報の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者に配慮し、地域支援組織及びボランティア等の協力を得て、口頭伝達や自主防災組織、町会・自治会等を通じた伝達、また、防災行政無線の放送を自宅の中で聴ける防災ラジオなど多様な手段により行う。

また、語学ボランティア及び国際交流関係団体等の協力を得て、各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、日本語の理解が十分でない外国人に配慮した広報を行う。

(4) 避難所以外の避難者への広報

避難所以外の避難者に対し、避難先を最寄りの地区対策支部へ届け出るよう広報を行う。

(5) 災害広報紙の発行

政策経営部は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。日本語の理解が十分でない外国人に配慮し、外国語を併用した表記にして作成する。広報事項は、適宜、状況に応じて前(3)及び次のとおりとする。

１）地震・津波に関する情報
２）生活関連情報（電気、ガス及び水道の状況、食料及び生活必需品の供給状況）
３）通信施設の復旧状況
４）道路交通状況
５）バス、鉄道等交通機関の運行状況
６）医療機関の対応状況
７）生活再建支援等の情報
８）その他必要な事項

(6) その他の手段による広報

政策経営部は、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Ｙａｈｏｏ!防災速報、Ｘ、ＬＩＮＥ、各種ソーシャルネットワーキングサービスなどを使った広報を行う。なお、広報手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多岐にわたる広報手段を活用する。

２ 報道機関への対応

(1) 報道機関への要請

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民広報、救援物資等の支援協力の呼びかけを要請する。

(2) 緊急放送等の要請

市は、締結している協定に基づき、株式会社ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局の放送機能を積極的に活用する。

なお、ラジオ、テレビ（株式会社ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局を除く。）に対する緊急放送の要請については、県地域防災計画に基づき、原則として千葉県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに千葉県へ報告する。

■千葉県への要請

１）勤務時間内 ① 県防災行政無線 電話　500-7361（地上系）　012-500-7361（衛星系）　（県防災対策課） ＦＡＸ 500-7298（地上系）　012-500-7298（衛星系）　（県防災対策課） ② 一般加入電話 電話　043-223-2175　（県防災対策課） ＦＡＸ 043-222-5208　（県防災対策課）
２）勤務時間外 ① 県防災行政無線 電話　500-7225（地上系）　012-500-7225（衛星系）　（県防災対策課） ＦＡＸ 500-7110（地上系）　012-500-7110（衛星系）　（県防災対策課） ② 一般加入電話 電話　043-223-2178　（県防災対策課） ＦＡＸ 043-222-5219　（県防災対策課）

■放送機関への要請

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	ＦＡＸ	電話	ＦＡＸ
日本放送協会 千葉放送局	500-7393	500-7394	043-203-0507	043-203-0396
千葉テレビ放映㈱ 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
㈱ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878	043-351-7827
㈱ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局	－	－	047-425-0100	047-425-7250

(3) 報道発表

報道機関への対応は、政策経営部を窓口とし、プレスセンターを設置して定時発表型の記者会見を行う。また、必要に応じて臨時の記者会見を行う。

(4) 取材活動への配慮

報道機関による災害対策本部内への立入り等は、原則禁止とする。

また、避難所等での取材は、避難者のプライバシーなどに配慮するとともに、取材車両等が災害対応に支障をきたさないよう注意するように要請する。

3 市民相談

被災者からの要望を一元的に把握するため、地震発生後 1 日以内には、市庁舎に市民相談窓口を設置し、市民からの直接的な要望等を受け付け、把握した要望等を整理した上で災害対策本部に報告する。報告を受けた災害対策本部は、災害の状況を考慮した上で、対策を検討する。

地震発生から概ね 1 か月後を目安に災害復旧・復興本部が設置された以降は、生活再建支援、住宅確保、福祉、税（料）減免等、法令に基づく支援策の手続きや相談業務などの生活再建相談を主たる目的とした被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）に移行する。

総合相談窓口には、女性職員の選出を考慮し、各担当部署から職員を配置するほか、弁護士、建築士、税理士、行政書士や語学ボランティアなどに協力を要請する。

また、必要に応じて、各避難所等での巡回相談を実施し、被災者の要望等の把握に努める。

第４節 消防・救助・救急活動

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 消防活動	○消防本部、消防団、消防協力隊
2. 救助活動	○消防本部、消防団、消防協力隊
3. 救急活動	○消防本部
4. 消防の広域応援要請	○消防本部

【対策の基本方針】

- 地震直後に5か所の消防署所から災害現場に出動し、消火、救出活動を実施すると同時に、消防団、消防協力隊を招集する。
- 随時参集した職員で震災消防隊を編成し、必要に応じて出動させるとともに、望楼勤務者を配置する。
- 千葉県消防広域応援隊、緊急消防援助隊の要請を行い、広域的な体制にて消火・救助活動に当たる。
- 市民、事業所、自主防災組織は、互いに協力して初期消火、近隣の安否確認、倒壊建物等からの救出活動を行う。

1 消防活動

(1) 消火活動要領

消防署・消防団及び消防協力隊が緊密に連携し、市民の生命、身体の安全を確保することを最優先に、「習志野市消防計画・習志野市消防本部震災警防規程」等に基づき活動する。

なお、消防活動の実施に当たっては、活動に当たる消防職員、消防団員、消防協力隊員の安全を確保するよう配慮する。

活動要領は、次のとおりである。

１）避難場所等、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所等、避難路確保の消防活動を行う。

２）重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

３）消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

４）市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

５）重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な

消防活動を優先させる。

６）延焼遮断帯の活用による火災防ぎょ活動

広範囲の延焼危険に対する防止策として、幹線道路、軌道、空地、緑地等を延焼遮断帯として拡大防止を図る。

７）水利選定

消火栓の断水又は極度の水圧低下により消火活動に支障がある場合は、公設・私設を問わずに、防火水槽・プール・工業用水・池及び河川等を利用し、状況に応じて遠距離中継送水を実施する。

(2) 危険物施設等対策

１）災害活動実施者及び住民の安全確保

危険物、ガス、毒物・劇物等の漏えいによる火災、中毒事故等が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、災害活動実施者及び地域住民の安全確保のため、速やかに警察、関係事業者などの出動を要請するとともに、住民の避難誘導、避難指示等を行う。

２）安全措置の指示

危険物施設の被害状況の把握に努めるとともに、災害状況に応じ、関係事業所に対し危険物施設の使用停止又は操業の一部停止若しくは応急措置の指示等を行う。

(3) 被害調査及び報告

消防長は、災害の規模、時間的経過等による状況変化及び各機関の行う災害活動に応じて調査を実施し、その結果を本部長（市長）に報告する。

なお、火災の原因調査は、地震の発生から消火・救助活動が概ね終了した時期をもって、災害対策本部や関係機関等と調整を図りながら開始する。

(4) 消防団の活動

１）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たる。

２）消火活動

消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と連携して行う。

３）救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急救護及び安全な場所への搬送を行う。

４）避難誘導

避難指示等が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

なお、活動に当たっては、避難誘導を行う消防団員自身の安全も確保するよう配慮する。

(5) 市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、事業所の活動

市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、事業所(自衛消防組織)などは、地域の安全を確保するために、初期消火、安否確認、避難誘導、救出救護などの活動を実施する。

(6) 第三管区海上保安本部の活動

船舶火災又は海上火災が発生した場合は、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。また、

火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

２ 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

地震により要救出者、行方不明者が発生した場合は、住民、自主防災組織、町会・自治会等から要救出者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動要領

消防本部は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救助活動を行う。

災害の状況等により市の救助隊だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、市長は千葉県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、千葉県の協力又は習志野市建設協力会等の協定締結機関に出動を要請する。なお、活動に当たっては、救助活動を行う者の安全も確保するよう配慮する。

(3) 市民、自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会及び事業所(自衛消防組織)などは、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいる場合は、可能な限り協力して救助を行う。

(4) 警察の活動

１）救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点的に行う。

２）救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊又は日赤救護班に引き継ぐか、応急救護所、若しくは、最寄りの医療機関に収容する。

(5) 第三管区海上保安本部の活動

１）海難船舶が発生した場合は、その捜査・救助を行う。

２）負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。

３ 救急活動

重症者は、救急車により救急告示病院（災害医療協力病院）等に搬送する。中等症者あるいは救急車に引き継ぐことができない場合は、市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会及び事業所(自衛消防組織)などの協力により、可能な手段で搬送する。

市内の救急告示病院（災害医療協力病院）から災害拠点病院等へは、救急車で搬送するが、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、千葉県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

4 消防の広域応援要請

本部長（市長）又は消防長は、県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した県内の消防力では対応できない場合は、千葉県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

第５節 自衛隊への災害派遣要請

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 災害派遣要請	○本部事務局
2. 受入体制	○総務部、政策経営部、本部事務局、消防本部
3. 撤収要請	○本部事務局、総務部、政策経営部
4. 経費負担区分	○総務部、政策経営部

【対策の基本方針】

- 地震等の規模と市域の被害状況に応じ、千葉県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、秋津運動公園又は袖ケ浦運動公園に受入場所を設置する。
- 応援を受け入れ、案内をするために、市役所に窓口を設置し連携を図る。

1 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の手続き等

本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣を必要とする事態が発生した場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

本部長（市長）が知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は県防災行政無線（電話）又は一般加入電話等により要求し、事後速やかに文書を提出する。

本部長（市長）は、通信の途絶等により知事への要求ができない場合には、陸上自衛隊第１空挺団長に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

■災害派遣要請内容

要請事項	１）災害の情況及び派遣を要請する事由 ２）派遣を希望する期間 ３）派遣を希望する区域及び活動内容 ４）連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
連絡先	千葉県防災危機管理部防災対策課

■緊急の場合の連絡先

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊第１空挺団 (習志野)	第１空挺団長（第３科防衛班長） 電話 047-466-2141 内線 218・236	駐屯地当直司令 電話 047-466-2141 内線 302
	県防災行政無線　632-721・632-725（当直）	

(2) 災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の支援活動内容

項　　目	活　動　内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 自衛隊の自主派遣

災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められ、知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく自衛隊が自主的に部隊等を派遣する。

２ 受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

本部長（市長）は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関の活動と競合又は重複することのないよう重点的・効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 受入体制

本部長（市長）は、自衛隊に対し活動を要請するに当たっては、次の受入体制を整える。

■自衛隊の受入体制

項　　目	内　　容
活動計画の作成	１）活動箇所及び活動内容 ２）活動箇所別必要人員及び必要機材 ３）活動箇所別優先順位 ４）活動に要する資材の種類別保管（調達）場所 ５）部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
交渉窓口	１）連絡窓口を一本化する。 ２）自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
受入場所	１）秋津運動公園又は袖ケ浦運動公園 ２）必要施設 本部事務室、宿舎、材料置場、炊事場（野外の適切な広さ） 駐車場（車１台の基準は3m×8m） 指揮連絡用ヘリコプター発着場

３ 撤収要請

本部長（市長）は、災害派遣の目的を達成し、又はその必要がなくなり災害派遣部隊の撤収要請を知事に要求する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議の上、速やかに文書をもって知事に対しその旨を要求する。ただし、文書による報告に日時を要する場合は、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

４ 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市長と協議して定める。

１）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費。

２）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料。

３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等。

４）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第６節 広域応援の要請

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（〇主務）
1. 千葉県への応援要請	〇本部事務局、総務部、政策経営部
2. 指定地方行政機関等への応援要請	〇本部事務局、総務部、政策経営部
3. 協定締結自治体への応援要請	〇本部事務局、総務部、政策経営部
4. 消防機関の相互応援	〇消防本部、総務部、政策経営部、本部事務局
5. 水道・下水道事業体の相互応援	〇企業局、総務部、政策経営部、本部事務局、
6. 海外からの支援受入れ	〇本部事務局、総務部、政策経営部
7. 広域避難者受入れ及び支援	〇本部事務局、総務部、政策経営部

【対策の基本方針】

- 地震等の規模と市域の被害状況に応じ、協定に基づいて県内市町村、協定締結先に応援を要請する。
- 応援を受け入れ、案内をするために、市役所に窓口を設置し連携を図る。

1 千葉県への応援要請

本部長（市長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。

なお、経費の負担は所定の方法による。

■千葉県への応援要請手続き

要　請　先	千葉県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、県防災行政無線で行い、事後文書を送付する）	
応援の要求	１）災害の状況 ２）応援を必要とする理由 ３）応援を希望する物資等の品名、数量 ４）応援を必要とする場所・活動内容 ５）その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

2 指定地方行政機関等への応援要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定地方公共機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は千葉県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

なお、経費の負担は所定の方法による。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要　請　先	指定地方行政機関又は指定地方公共機関（斡旋をもとめる場合は千葉県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、県防災行政無線で行い、事後文書を送付する）	
職員派遣 ・ 斡旋要請	１）派遣の要請・斡旋を求める理由 ２）職員の職種別人員数 ３）派遣を必要とする期間 ４）派遣される職員の給与その他勤務条件 ５）その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第 29 条 斡旋：災害対策基本法第 30 条 地方自治法 252 条の 17

３ 協定締結自治体への応援要請

(1) 県内市町村との相互応援

県内で大規模地震等の災害が発生し、応急対策活動の万全を期するため必要があると認める場合は、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき応援を要請する。

なお、経費の負担は協定に定めるところによる。

■県内市町村への応援要請手続き

要　請　先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、県防災行政無線で行い、事後文書を送付する）
要 請 事 項	１）被害状況 ２）応援の種類 ３）応援の具体的な内容及び必要量 ４）応援を希望する期間 ５）応援場所及び応援場所への経路 ６）その他必要な事項
応援の種類	１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ３）救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ４）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ５）被災者の一時収容のための施設の提供 ６）被災傷病者の受入れ ７）遺体の火葬のための施設の提供 ８）ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ９）ボランティアの受付及び活動調整 10）その他特に要請のあった事項

(2) 都市間交流による相互応援

都市間交流のある山梨県富士吉田市と千葉県南房総市、京都府京田辺市と協定に基づく自主的支援を行う。なお、経費の負担は協定に定めるところによる。

(3) 他市町村への自主的応援

本市の被災が僅かで他市町村への応援が可能な場合は、被災市町村又は千葉県知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

4 消防機関の相互応援

本部長（市長）は、大規模災害発生時に通常の消防体制では対応することが困難であると予想される場合に、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「緊急消防援助隊要請要綱」に基づき、隣接市長、知事又は消防庁長官に対して応援を要請する。

(1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

被災市町村以外の市町村は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認める場合は、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による迅速かつ円滑な相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊要請要綱に基づく体制

消防庁長官は千葉県知事と緊密な連携を図り、全国の応援可能な消防隊で組織する緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき、適切な措置をとる。

(3) 隣接市等との消防相互応援

消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している隣接市等に対し、要請する。

(4) ヘリコプターの派遣要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

(5) 応援要請

応援要請については、大規模災害が発生し、応援要請が必要と消防長が判断した場合に、本部長（市長）に報告する。本部長（市長）は、隣接市長、知事又は消防庁長官に対して要請を行う。

なお、応援を受ける場合の体制などについては、別に定める消防本部の受援計画に基づき対策に当たる。

5 水道・下水道事業体の相互応援

(1) 水道

災害発生時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認める場合は、次の相互応援協定等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

１）千葉県水道災害相互応援協定（県内水道事業体等管理者）

２）緊急時用連絡管に関する協定（八千代市）

(2) 下水道

「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

6 海外からの支援受入れ

国の緊急災害対策本部等から、海外からの支援の受入れ要請があった場合、また、海外のＮＧＯ（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合は、千葉県や防災関係機関と調整し、その受入れと活動の支援について災害対策本部で検討する。

7 広域避難者の受入れ及び支援

被災地からの市域を越える避難者（広域避難者）に対する支援については、千葉県等からの要請に対し迅速に対応し、避難元自治体及び周辺自治体と連携・協力の下、受入体制を整える。

庁内各部局が連携し、公営住宅や民間賃貸住宅等の活用により、広域避難者の受入施設の提供に努める。なお、広域避難者の受入施設では、ボランティアや避難元の自治体と連携し、仮設住宅入居時と同様の行動がとれるよう、避難者の自主性確保のための支援などを行う。

第７節 警備・交通規制

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 千葉県警察災害警備計画	○習志野警察署
2. 交通規制計画	○習志野警察署、都市環境部、千葉土木事務所、 葛南土木事務所、千葉国道事務所、第三管区海上保安本部
3. 緊急通行車両等の確認等	○習志野警察署、総務部、
4. 運転者のとるべき措置	○習志野警察署、総務部

【対策の基本方針】

- 地震直後から警察と連携を図り、人命の保護を第一に社会秩序の維持のため、災害警備及び交通規制等の活動を行う。
- 緊急輸送路は、地震発生直後に警察が交通規制を行う。

1 千葉県警察災害警備計画

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び習志野警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

１）連絡室

震度４以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

２）対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

３）災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

１）要員の招集及び参集

２）地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

３）装備資機材の運用

４）通信の確保

５）負傷者の救出及び救護

６）避難誘導及び避難地区の警戒
７）警戒線の設定
８）災害の拡大防止と二次災害の防止
９）報道発表
10）行方不明者の捜索及び迷子等の保護
11）死傷者の身元確認、遺体の収容
12）交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
13）地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
14）協定に基づく関係機関への協力要請
15）その他必要な応急措置

２ 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、市が得た道路の被害状況等を連絡し、活動に必要となる交通規制等について、習志野警察署に依頼する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施者	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	１）道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路における交通の規制を行う。	道路交通法第4条
	２）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。	災害対策基本法第76条
警察署長	１）道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路における交通の規制を行う。	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	１）道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	２）通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	1）警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、上記「警察官　2)」の職務の執行について行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	1）道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

(1) 交通規制対象道路

交通規制の対象となる道路は、主として千葉県で定める「千葉県緊急輸送道路 1 次路線及び 2 次路線」、市が指定する「災害時重要路線」の中から選定する。

(2) 交通規制の指針

1）被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

2）交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路 1 次路線（交通規制対象道路)」の中から選定する。

3）前記「公安委員会　2)」の緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

4）緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

5）交通規制を実施する場合は、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

6）直下の地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、「京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画」及び「南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画」により行う。

(3) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の指示を行うものとする。

また、運転者がいない等やむを得ない状況においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 海上交通規制

第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制御し又は禁止する。

3 緊急通行車両の確認等

市は、事前届出している緊急通行車両を有効に活用するため、習志野警察署から道路の被害状況や規制状況等を収集し、円滑に災害対策を行う。

また、必要に応じた緊急通行車両の申請に伴い、円滑に手続が進められるよう、習志野警察署

と綿密な連携を図る。

(1) 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

災害対策に使用する車両は、「緊急通行車両確認申請書」を千葉県又は公安委員会に提出する。千葉県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の災害発生前の確認

公安委員会は、市を含む指定行政機関等が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。

標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

4 運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、習志野警察署と連携を図り、次の事項の広報・周知を図る。

■運転者のとるべき措置

1）走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
① 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
② 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
③ 車両を置いて避難する場合は、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上において避難する場合は、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
2）通行禁止区域等においては、次の措置をとること。
① 車両を道路外の場所に置くこと。
② 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
③ 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

第８節 避難対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 避難指示等	○本部事務局、消防本部、消防団
2. 避難・誘導	○消防本部、健康福祉部、消防団、習志野警察署
3. 避難所等の開設と運営	○避難所配備職員、本部事務局、都市環境部、協働経済部、健康福祉部、学校教育部、生涯学習部、企業局、協力部
4. 避難所等の閉鎖	○避難所配備職員、本部事務局、学校教育部、生涯学習部、協力部
5. 津波警報等発表時の避難	○本部事務局、健康福祉部、学校教育部、消防本部、消防団、習志野警察署

【対策の基本方針】

- 避難者の避難誘導及び支援は、自主防災組織、町会・自治会等・連合町会、事業所等の地域にて行うことを原則とする。延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合は、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所配備職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の地域住民による自治を原則とし、円滑に運営できるよう避難所配備職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。
- 避難生活では、専用スペース、介護支援、福祉避難所の設置等、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所配備職員に女性職員を含めた配備を考慮し、避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れるなどの対策を実施する。

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急を要すると認められる場合は避難のための立退きを指示する。

■避難の種類及び発令基準

種　類	内　　容	基　　準
避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難）を求める。	1）津波注意報・津波警報・大津波警報（特別警報）が発表されたとき 2）地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき 3）がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき 4）有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき 5）大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき 6）その他災害の状況により、住民の生命及び身体を守るため本部長（市長）が必要と認めるとき

※ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、本部長（市長）は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。（平成 25 年 6 月 21 日災害対策基本法の一部改正）

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	避難指示等を行う要件	根拠法令
市長	1）火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	1）災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条
警察官 海上保安官	1）災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき。 2）市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	1）住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	1）災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条

(2) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、警察官等の関係者の協力を得て、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	1）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	1）災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	1）ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	1）火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	1）水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 1）市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	2）消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは、消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
	3）消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	4）水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	1）市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(3) 住民への伝達

避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

1）伝達方法

① 防災行政無線（固定系）により伝達する。

② 市、警察、消防等各機関は、広報車を利用し関係地域を巡回し伝達する。

③ 災害現場へ派遣された職員は、本部の指示に基づき戸別訪問等により関係地域への伝達を行う。
④ メールサービス「緊急情報サービスならしの（住民用）」により、登録者に一斉配信する。
⑤ ケーブルテレビ等報道機関に伝達を依頼する。
⑥ 市ホームページ、緊急速報メール、Ｙａｈｏｏ!防災速報、Ｘ、ＬＩＮＥ、各種ソーシャルネットワーキングサービスなどの、その他の多様な情報ツールを活用し、住民への伝達を行う。

２）伝達内容
① 避難対象地域（町丁名、施設名等）
② 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
③ 避難先（場所・施設名等）
④ 避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
⑤ その他（避難行動時の最小携行品、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(4) 県に対する報告

避難指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、千葉県防災情報システムに入力し、報告する。

(5) 関係機関への通報

市長（知事）が避難指示等を行った時、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に連絡する。

２ 避難・誘導

(1) 避難誘導に関する情報の伝達

本部長（市長）は、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の延焼拡大等を勘案し、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等の避難誘導員に伝達するとともに、消防本部、消防団、習志野警察署等に連絡する。

(2) 住民等の避難

避難は、原則として避難者による自主（自力）避難とする。避難に当たっては、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、民生委員・児童委員、高齢者相談員などが中心となり、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者を優先させる。

自力で避難できない場合、又は避難途中に危険がある場合、あるいは病院等の入院患者や病弱者の場合、それらの避難については車両等を利用して行うものとする。

(3) 事業所等の避難

事業所等は、各施設で働く従業員の安全を確保することはもとより、施設を訪れた者の安全に配慮し、施設内での避難も含め、周辺避難場所や避難所の情報を提供し、安全確実な避難・誘導を実施する。特に、火災や液状化等の周辺における被害状況や避難指示等の情報を的確に把握し、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難することを周知する一方、事業所という特性から、事業所間

の協力等による「共助」の基本理念により、安全なそれぞれの施設への避難に努める。

３ 避難所等の開設と運営

(1) 避難所の開設

避難所を開設する場合は、あらかじめ定められた避難所に避難所配備職員（市職員）4 名を派遣し、施設管理者や学校職員と連携して避難所を開設する。

避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、施設管理者、学校職員及び避難所配備職員は、まず施設の安全点検を実施し、施設の安全が確認された上で、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。

また、避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、緊急速報メール、Ｙａｈｏｏ!防災速報、Ｘ、ＬＩＮＥ等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難者及び自主防災組織等の地域住民によるものとし、避難所配備職員及び施設の職員等がその支援に当たる。

運営に当たっては、避難者の中から避難所運営委員長を選出し、避難所運営委員長、避難者各役割の代表、施設管理者、避難所配備職員等をメンバーとした避難所運営委員会を設置し、連携して運営に当たる。

■避難所の運営項目

１）必要物資の管理・分配
２）避難者の転出入確認、名簿作成
３）情報管理、広報
４）環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等）
５）警備
６）入浴措置
７）高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮
８）傷病者の搬送
９）医療・健康相談スペースの確保
10）相談、苦情処理、要望聞き取り
11）各種調査
12）ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
13）各種記録

(3) 運営に当たっての配慮

１）女性をはじめ多様な人の参画

避難所運営委員会には女性をはじめ多様な人の参画を促し、男女共同参画その他の視点をとり入れた避難所の運営に配慮する。また、避難所において生じる役割は、従来の固定的な性別役割分担に偏らないよう配慮し、プライバシーの確保と共に性犯罪の防止に努める。なお、女

性などを対象とした相談窓口の開設・運営に当たっては、担当課や関係機関と連携し、積極的に活用するものとする。

２）ペットの対策

ペットの避難施設（体育館等）への持ち込みは禁止する。ペットの同行避難に備え避難所の敷地内に収容場所を設けるが、ペットの保護及び飼養は原則飼い主の責任とする。また、トラブルが発生しないように避難所運営委員会でルール作りを行うとともに、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。

３）防疫・感染症対策

防疫・感染症対策として、避難所施設内の計画的な換気、消毒、除虫や除菌等による衛生管理及び避難者の健康管理を徹底する。また、収容人数の調整、パーティション等を用いた避難スペースの確保、必要に応じて、学校の教室等の活用や補助避難所等を開設する等、感染症に配慮した環境を整備する。

４）避難生活長期化への対策

状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

５）医療の提供

疾病、負傷等で医療を必要とする者に対して、救護所への搬送を行う。更に、歩行等移動ができない者に対しては、救護所等より往診を行う。

６）その他の配慮

国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月内閣府)」、千葉県が策定した「災害時における避難所運営の手引き（令和 6 年 3 月)」、市が策定した「避難所運営マニュアル」を基に、必要な事項に配慮しながら対応に当たる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう対応する。

(4) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、千葉県防災情報システムに入力するとともに、知事に対し次の事項を報告する。

１）避難所開設の日時、場所、施設名、開設数

２）収容状況及び収容人数

３）開設期間の見込み

４）その他必要な事項

4 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、避難所運営委員会と災害対策本部が協議し、避難者の帰宅や仮設住宅への移動、近隣避難所との統廃合など必要な調整を行い、あらかじめ避難者に対して閉鎖を予告・周知した上で、順次閉鎖をする。

学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

5 津波警報等発表時の避難

(1) 津波警報等の伝達・避難指示等

東京湾内に気象庁の大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示等の基準に基づき、直ちに避難指示等を行うなど、住民等に対し、迅速かつ的確な伝達を行う。住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、次の点に留意して行う。

1）住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

2）住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、あらゆる情報伝達媒体（電話、防災行政無線（固定系）、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、緊急速報メール、Ｙａｈｏｏ！防災速報、Ｘ、ＬＩＮＥ、広報車等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。

3）気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。

4）走行中の車両、船舶等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（固定系）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、緊急速報メール、テレビ、ラジオなどのあらゆる手段の活用を図り、千葉県及び放送事業者と連携し、避難指示等の伝達に努める。

(2) 行政の避難誘導

大津波警報（特別警報）・津波警報が発表されたときに、市は消防・警察と連携して防災行政無線、広報車、拡声器等により、高台への避難や市が指定した津波一時避難施設（津波避難ビル）に誘導することを基本とし、若しくは建物の３階以上に避難するよう、地域内の事業所、住民等の自主避難と連動して、周知する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や避難行動に時間を要する者には早期に避難を促すよう、連絡を行う。

(3) 住民等の自主避難

1）住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る（自助）」の基本理念により、各々が津波警報等の発表や避難指示等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

　また、避難の際には、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。

　なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

2）地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産

婦、病弱者等の要配慮者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行う。

(4) 事業所等の避難

沿岸部の事業所等においては、住民の自主避難と同様に「自助」の基本理念により、各施設で働く従業員各々が、津波警報等の発表や避難指示等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難することを周知する一方、事業所という特性から、事業所間の協力等による「共助」の基本理念により、3 階以上の強固な建物の事業所は、階数の低い建物の従業員等の受入れや沿岸部を訪れた市民等を受入れ、安全確実な避難の実施に努める。

第９節 災害時における要配慮者への対応

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（〇主務）
1.　要配慮者の安全確保	〇健康福祉部、本部事務局、協働経済部、こども部
2.　避難生活支援	〇健康福祉部、本部事務局、協働経済部、こども部、学校教育部、生涯学習部、協力部、社会福祉協議会、協定締結機関

【対策の基本方針】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の「要配慮者（本節では、以下「要配慮者」という。）」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 国が策定した「災害時要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和 4 年 3 月）」及び市が策定した「災害時における要配慮者支援マニュアル」等に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者相談員、ボランティア等と連携して要配慮者の支援に当たる。
- 要配慮者の避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 妊産婦、新生児など要配慮者に配慮したスペースの確保が必要な場合や避難所での生活が困難と認められる場合には、福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難及び避難指示等の情報について、地域支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障がいのある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

■情報提供の手段

1）防災行政無線（防災ラジオ）	2）広報車
3）テレビ等の文字放送	4）ラジオ
5）緊急情報サービス「ならしの」	6）市ホームページ
7）緊急速報メール	8）Ｙａｈｏｏ！防災速報
9）Ｘ	10）ＬＩＮＥ
11）地区対策支部からの情報発信	12）電話等による口頭伝達

(2) 避難誘導等

要配慮者については、市が策定した「災害時における要配慮者支援マニュアル」等に基づき、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団等の避難支援者が中心となり、避難誘導や必要な支援を行う。

また、要配慮者への避難誘導・支援に当たっては次の事項に留意して行うものとする。

■避難誘導、支援の留意点

1）避難の順位としては、移動若しくは歩行困難な者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等）を優先する。
2）避難の際には、できる限り安全な経路を選定することとし、危険な場所には表示や縄張りを行い、状況により誘導員を配置する。
3）歩行困難者は、状況により適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
4）収容先での救助物資の配給等を考慮し、できるかぎり町会・自治会等の単位で行う。
5）避難誘導、支援に当たっては、避難支援者自身の安全を確保するよう配慮する。

(3) 安否確認

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、民生委員・児童委員や高齢者相談員を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、その後、地区対策支部に名簿を届ける。また、安否が確認できない場合は、避難所に避難してきた避難者や、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織と協力して、再度、名簿を基に安否確認を行い、必要に応じて救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿については、「災害時における要配慮者支援マニュアル」の定めに基づき、情報の管理等に十分留意して活用する。

2 避難生活支援

(1) 避難生活での配慮

要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。

(2) 福祉避難所での支援

1）福祉避難所の開設

妊産婦、新生児など要配慮者に配慮したスペースの確保が必要な場合や避難所での生活が困難と認められる場合には、福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

2）福祉避難所等への移送

避難所における要配慮者の健康状態や特性の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。この際、地域住民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、ボランティア等に対し、福祉避難所までの移送支援について働きかける。

自力での移動が困難な場合は、防災関係機関、関係団体等に協力を呼びかけ、移送に利用

可能な車両等、移送手段の確保に努める。

３）福祉避難所の運営

福祉避難所の運営及び要配慮者への対応は、締結している各協定等に基づき施設職員が実施することを原則とし、市は対応に必要な物資や人員の調達・確保に努める。

また、公共施設の福祉避難所（公民館等）については、施設管理者が主体となって運営し、支援等が必要な場合は、災害対策本部において調整する。

⑶ 要配慮者の生活の確保

１）相談体制の整備

市役所内や総合福祉センター、各地域包括支援センターに要配慮者相談窓口を設置し、市関係部局の職員や専門ボランティア等を派遣して、福祉サービスや健康に関する相談に対応する。

また、各避難所では、健康相談や精神的な相談に対応するため、健康相談スペースを確保し、習志野保健所（健康福祉センター）や専門ボランティア等の協力を得て、医師や看護職、心理職等による巡回相談を実施する。

２）健康面のケアの実施

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、避難所や在宅の要配慮者に対する健康相談、精神的ショックやストレスに対するこころのケアを巡回して実施する。

３）福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等における多様な医療・保健・福祉サービスの継続的な提供に努める。

医療団体や専門性の高いボランティア組織、社会福祉施設、福祉サービス提供事業所等と連携して対応に当たり、市での対応が困難な場合は、市外部からの支援等も含む広域的な関係機関との連絡調整を行う。

４）応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の入居については、要配慮者を優先して行うとともに、高齢者や障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

第１０節 帰宅困難者等への対応

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	○協働経済部、本部事務局、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社
2. 大規模集客施設、駅等における対応	○協働経済部、本部事務局、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社
3. 帰宅困難者等の把握と情報提供	○協働経済部、本部事務局、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社
4. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	○協働経済部、本部事務局、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、協定締結機関
5. 徒歩帰宅支援	○協働経済部、本部事務局、協定締結機関
6. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	○協働経済部、本部事務局

【対策の基本方針】

- 東日本大震災では、駅周辺で多くの帰宅困難者が発生し、認識の共有不足から多くの混乱が生じたため、対策の明確化や認識の共有化を図る。
- 市が策定した「帰宅困難者支援マニュアル」や、千葉県が策定した「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針（平成 29 年 3 月改定）」、国が策定した各種ガイドライン（平成 24 年 9 月 10 日）に基づき、帰宅困難者に対する支援を行う。
- 地震発生後、ただちに交通機関等の運行情報や帰宅困難者の発生状況を把握し、災害情報、交通機関の情報の提供等、鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等の関係機関と情報を共有し、連携して帰宅支援を行う。
- 状況に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の受入れ及び備蓄品の配布等の対応を行う。

１ 一斉帰宅抑制の呼びかけ

鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅することが困難な帰宅困難者や駅前滞留者等に対しては、「大規模地震防災・減災対策大綱」で示された「むやみに移動を開始しない」という基本方針を基に、鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等と連携し、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけを行う。

２ 大規模集客施設、駅等における対応

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、管理する施設及び周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在スペース）に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅、学校等では、従業員や児童等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の提供・収集に努める。

また、企業及び学校などにおいて、従業員、顧客、児童等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

３ 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の状況把握

駅、大規模集客施設等と可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。また、一時滞在施設、避難所、大型店等から被害状況を確認し、収集した情報は、メール、ＦＡＸ、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

(2) 情報提供

市及び鉄道事業者や駅周辺事業者、施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報について、帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送、駅周辺等における大型ビジョンやデジタルサイネージを活用し、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

４ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、あらかじめ協定を締結している各施設の被災状況や使用の可否を確認したうえで、一時滞在施設の開設を要請する。

一時滞在施設の開設状況は、千葉県へ報告するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者の受入れ

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導する。

一時滞在施設では、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。また、飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

５ 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市が災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、千葉県と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、千葉県と連携して緊急速報メール、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、Ｙａｈｏｏ!防災速報、ポータルサイト、ＬＩＮＥ、各種ソーシャルネットワーキングサービス、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

６ 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、千葉県や関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第１１節 医療・救護対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 医療救護体制	○健康福祉部、消防本部、習志野市医師会、 習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会
2. 医療・救護活動	○健康福祉部、消防本部、習志野市医師会、 習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会
3. 医療用資機材・医薬品等の確保	○健康福祉部、習志野保健所（健康福祉センター） 習志野市薬剤師会
4. 被災者の健康管理	○健康福祉部、習志野保健所（健康福祉センター）

【対策の基本方針】

- 災害発生時には災害医療本部及び応急救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、災害医療本部長（健康福祉部次長）の指揮の下、市内における救護活動の調整に当たる。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応に当たる。
- 地震発生後、ただちに情報収集に努め、市内の救急告示病院（災害医療協力病院）の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認し、応急救護所にて、傷病者の緊急度の見極め（トリアージ）や応急手当を行う。
- 重症者は市内の救急告示病院（災害医療協力病院）で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、応急救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となって行い、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。
- 避難生活が長期にわたる場合は、習志野保健所（健康福祉センター）と連携して避難所内において健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

1 医療救護体制

災害発生時には、市庁舎Ｇ階に習志野市災害医療本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や習志野保健所（健康福祉センター）等と連携して救護活動を行う。なお、市内における救護活動は、災害医療本部長（健康福祉部次長）の指揮の下、あらかじめ定める災害医療コーディネーターが調整し、活動を行う。

県災害医療本部では、被災地域内における医療機関や救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

習志野保健所（健康福祉センター）は、連絡調整のため職員を派遣し、応急救護所や避難所等における対応を支援する。

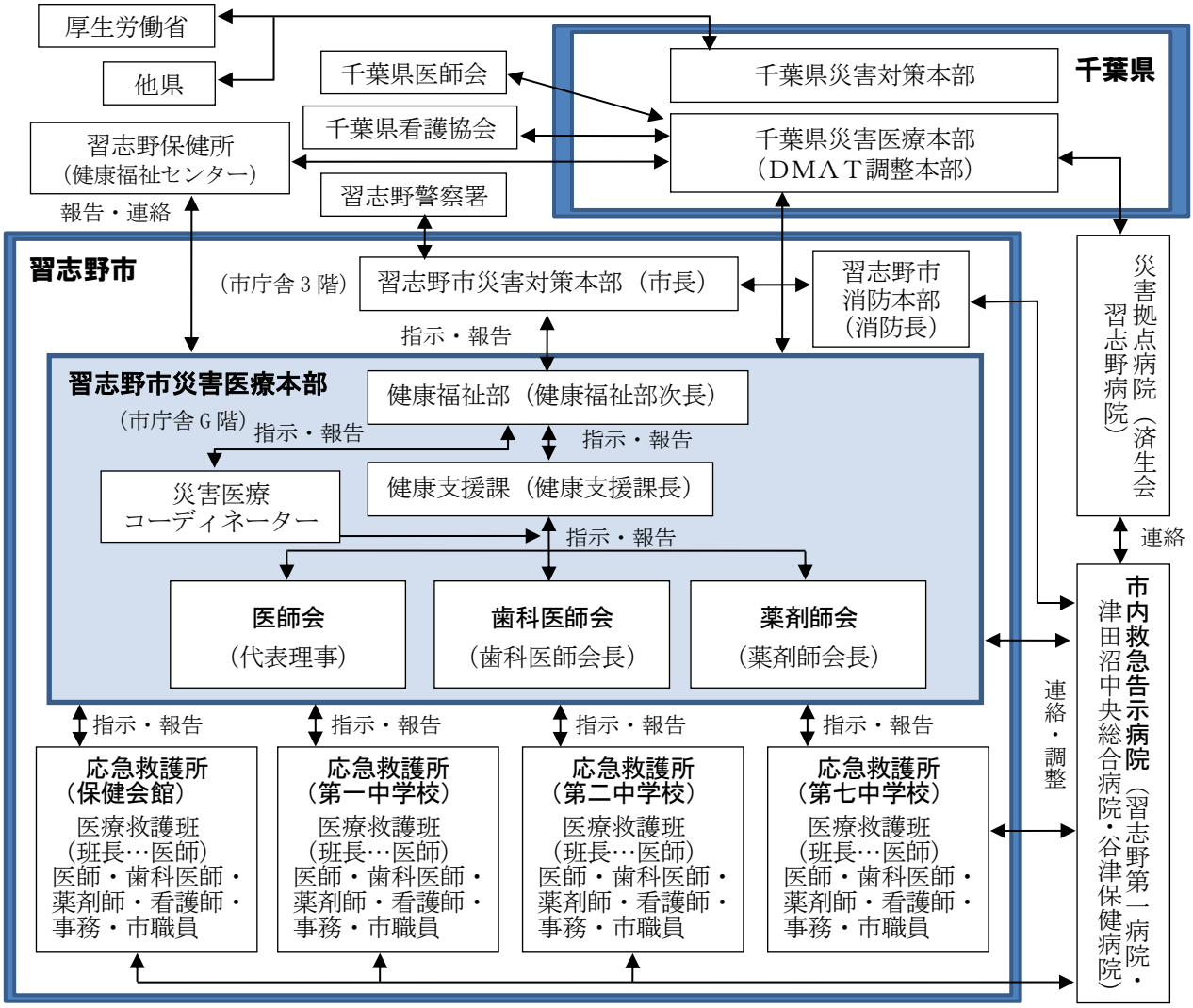

■市の災害時医療体制

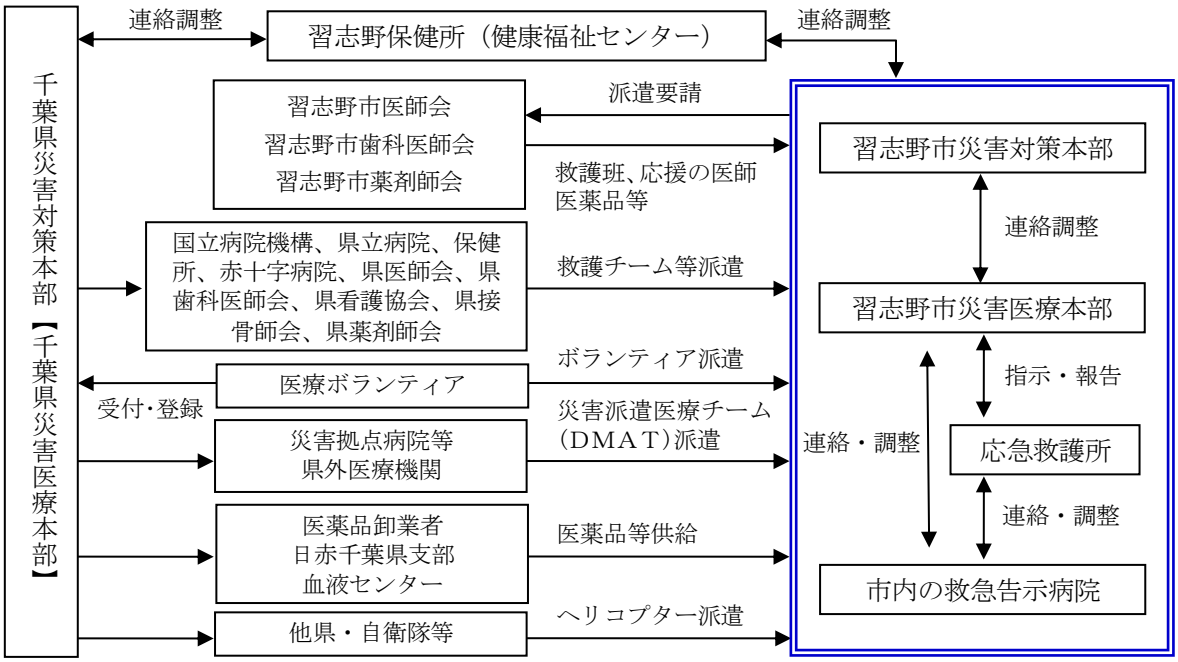

■千葉県及び関係機関との連携図

２ 医療・救護活動

(1) 習志野市災害医療本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、市庁舎Ｇ階に医療救護活動を専門的に統括する災害医療本部を設置する。

災害医療本部には、習志野市医師会、習志野市歯科医師会及び習志野市薬剤師会の各責任者や派遣要員及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して必要な活動を実施する。

なお、設置基準は災害対策本部長が必要と認めた時に速やかに設置することとする。（地震の場合は震度６弱以上観測が確認された場合自動参集し設置）

(2) 医療救護班の編成

習志野市医師会、習志野市歯科医師会及び習志野市薬剤師会から、各応急救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員等と医療救護班を編成して医療救護活動を開始する。

また、必要に応じて、災害医療本部を通じ、県災害医療本部及び習志野保健所（健康福祉センター）等に医薬品の供給や応援を要請する。

(3) 医療情報の収集

習志野市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、ＩＰ電話、ＦＡＸ、ちば救急医療ネット、ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

(4) 応急救護所の開設

傷病者及び避難者の発生状況に応じて、あらかじめ定める場所に応急救護所を開設する。

(5) 応急救護所の運営

応急救護所の運営は、ボランティア等の協力の下で市職員が行い、応急救護所における医療・救護活動は、習志野市医師会を中心とした医療救護班が実施する。また、市内の救護活動の調整は災害医療コーディネーターが実施する。

■応急救護所での活動

１）応急救護所の運営
- ① 災害医療本部、関係機関等との連絡・調整
- ② ボランティアの要請・調整

２）医療・救護活動
- ① 負傷者の緊急度の見極め（トリアージ）
- ② 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ③ 負傷者（軽症者）への応急処置
- ④ 死亡の確認

(6) 後方医療体制

市内の医療機関の状況を把握し、重症者の受入れについて要請する。

また、千葉県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関等へ重症者の受入れを要請する。

(7) 傷病者の搬送

自宅や救出現場から応急救護所又は市内の病院までの搬送は、救急車、公用車、応援車両等により行う。災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

なお、応急救護所等までの搬送については、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会及び事業所(自衛消防組織)などへ協力を呼びかけ、連携して対応する。

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合、千葉県を通じて受入医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩や健診は被災していない市町村の医療機関等で受診するよう指導し、胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、市内の対応可能な医療機関等で対応する。対応が困難な場合、千葉県を通じて受入医療機関を確保し、救急車又はヘリコプターで搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

災害医療本部は、千葉県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

※１　ＤＭＡＴとは、災害の発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）から活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。ＤＭＡＴ1 隊の構成は医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本とする。

※２　ＪＭＡＴとは、日本医師会災害医療チームのことを示す。

３ 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には応急救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて習志野市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、習志野保健所（健康福祉センター）及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、習志野保健所（健康福祉センター）に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要な場合は、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

４ 被災者の健康管理

(1) 避難所での健康相談

①災害対策本部より、避難所設置状況を把握し、要配慮者の状況に応じて、他機関への派遣依頼（医師会、県助産師会等）を行った上で、保健師による避難所巡回を実施する。

②被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれた場合は、避難者の疾患予防のため、習志野保健所（習志野健康福祉センター）と連携し、避難所内において健康相談を実施する。特に集団感染の予防やエコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病、精神科、歯科等の予防対策を含めた相談を実施する。

③必要に応じて周辺地域への巡回活動も実施する。

(2) こころのケア

地震災害によるショックや自らの被災状況の中で精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥るなどの精神的なダメージに対し、千葉県や専門ボランティア等の協力を得て、医師や看護職、心理職等による巡回相談を実施する。

(3) 医療情報の提供

通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第１２節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 行方不明者の捜索	○習志野警察署、協働経済部、健康福祉部、消防本部、消防団、消防協力隊、自衛隊、第三管区海上保安本部
2. 遺体の処理と安置	○健康福祉部、習志野保健所（健康福祉センター）、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野警察署
3. 遺体の埋火葬	○健康福祉部、協働経済部、自衛隊、協定締結機関

【対策の基本方針】

- 地震の状況等から死亡者多数と予想される場合は、1 日以内に遺体安置所を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察署、消防本部、消防団、消防協力隊と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。
- 火葬許可証の早期交付や市有車両、関係機関による搬送手段の確保など、被災者遺族への支援を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

協働経済部と健康福祉部が協力して、警察署、消防本部等から行方不明者に関する情報を収集し、それぞれの部局で管理している市民情報（住民基本台帳や避難行動要支援者の情報）、また、応急救護所や医療機関等への収容に関する情報、遺体安置所への遺体の収容に関する情報等も活用しながら、行方不明者の帳票を作成する。なお、必要に応じて、他の関係部局にもそれぞれが保有している市民情報の提供を依頼する。

帳票は、警察、自衛隊等捜索を行う機関に提供し、情報の共有を図るとともに、遺体の身元確認や処理、埋火葬等の活動にも活用する。

(2) 捜索の実施

消防本部及び消防団は、行方不明者の帳票に基づき捜索活動を行う。

また、警察署、自衛隊、海上保安庁等に協力を要請して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められる場合は、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

海上の行方不明者の捜索、遺体の収容は、第三管区海上保安本部が行う。

なお、捜索の期間は災害発生から 10 日以内とする。ただし、10 日を経過してもなお捜索を要する場合には、知事へ捜索期間の延長について申請する。

２ 遺体の処理と安置

(1) 遺体安置所の設置

遺体の検案、安置等を行うために、市内の公共施設等、遺体の安置に適当な場所を選定して遺体安置所を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

また、棺、ドライアイス等必要な資機材は、協定を締結している葬儀業者等から確保する。確保が困難な場合は、習志野保健所（健康福祉センター）や他市町村に要請する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所等への遺体搬送は、警察署、消防本部、消防団、消防協力隊、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

(3) 遺体の検視（見分）

遺体発見の通報を受けた場合は、救助をした者から発見の状況を聞き取り、遺体安置所に搬送する。警察本部及び習志野警察署は、警察官等が取り扱う死体の死因又は死体の身元の調査等に関する法律（平成 24 年 6 月 22 日法律第 34 号）、死体取扱規則（平成 25 年 3 月 8 日号外国家公安委員会規則第 4 号）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年 11 月 27 日国家公安委員会規則第 3 号）に基づき遺体の検視（見分）を行う。

身元が不明な場合は、警察署、自主防災組織等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、千葉県、警察署等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

(4) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。検案医師は、千葉県、日赤千葉県支部、習志野市医師会、習志野市歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

なお、被害状況により市で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

■遺体の処理

１）遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を実施する。 なお、実施に当たっては、遺体洗浄等において生ずる廃水の処理や必要な設備の設置を考慮する。
２）遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。なお、保存に当たっては、腐敗や腐臭並びに感染症対応について冷却保存等の必要な措置を十分考慮する。
３）検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

遺体安置所又は市民相談窓口で火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

遺体は馬込斎場又はしおかぜホール茜浜にて火葬する。両施設が被災により使用できない場合又は火葬場の火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、他市町村の火葬場で対応するよう千葉県に広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難な場合は、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(3) 身元不明遺体の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和 62 年規則第 7 号）」により無縁仏として保管する。

市民相談窓口	**受　　付**	健康福祉部・協働経済部
↓		
現　場	**捜　　索**	警察・消防・自衛隊等
↓	**遺体発見状況の記録**	警察・消防
遺体安置所	**安置所の開設**	健康福祉部
↓	**遺体の収容**	警察・消防・自衛隊等
↓	**見分・検案**	警察・医師会・歯科医師会等
↓	**身元確認・納棺**	健康福祉部・遺族
火葬場・埋葬地	**搬送・埋葬**	遺族・健康福祉部・葬祭業者・自衛隊

■行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬の流れ

第１３節 救援物資供給活動

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1.　給水活動	○企業局、○千葉県企業局、本部事務局
2.　食料の確保・供給	○協働経済部、協力部、社会福祉協議会、協定締結機関
3.　生活必需品等の供給	○協働経済部、協力部、社会福祉協議会、協定締結機関
4.　救援物資の受入れ	○協働経済部、協力部、社会福祉協議会、協定締結機関

【対策の基本方針】

- 全ての支援は、最も支援が必要となる者から支援を行う。特に、避難所に避難してきた避難者を優先させる。

【給水活動】

- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 給水車等の応援体制が整うまでは、給水場及び自家発電付井戸、耐震性井戸付貯水槽に市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などにより飲料水及び生活用水を取りにくることを基本とする。
- 千葉県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、公園、避難所に給水拠点を拡大し給水活動を行う。

【食料の確保・供給】

- 地震発生 3 日目までは、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応する。
- 4 日目には協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に食料の調達を要請して避難所に供給する。
- 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。

【生活必需品等の供給】

- 地震発生 3 日目までは、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応する。
- 4 日目以降は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に物資の調達を要請して避難所に供給する。
- 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

1 給水活動

県営水道給水区域の応急給水活動は、危機管理監が企業管理者の助言により千葉県企業局と連携して実施するものとする。

市営水道給水区域の応急給水活動は、企業局が実施するものとする。

なお、企業局は市営水道給水区域の応急給水活動が安定した際は、千葉県企業局と協力し、

県営水道給水区域についても、可能な限り、給水体制の確保に努めることとする。

(1) 飲料水・生活用水の確保

１）水源の確保

市内にある耐震性井戸付貯水槽、自家発電付井戸、給水場により飲料水及び生活用水の確保に努める。また、災害時協力井戸として事前に登録している、個人や事業所等が所有する井戸等の活用を図る。給水場には仮設水栓を設置し、必要な職員を配置して応急給水に備える。

また、千葉県企業局は「水道局水道事業震災対策基本計画」に基づき、飲料水の確保を図る。

２）水源の水質検査及び保全

確保した水源の水が飲料水に適するかどうかの検査及び消毒、ろ過等による水質保全に努める。

３）家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、病院、応急救護所等の重要施設への給水を行うため、市民は家庭で備蓄しているペットボトル等の飲料水やお風呂のお湯などの生活用水で対応することを原則とする。

(2) 給水対象地域の把握

断水により、給水が必要な区域を把握する。

(3) 給水方法

応急給水は拠点給水を原則とし、災害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水等を行うものとする。水の運搬及び配布に当たっては、千葉県及び関係機関に要請するほか、民間事業者や自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、ボランティア等に協力を求め、連携しながら実施する。

１）給水場での給水

初期段階は、給水場において、仮設給水栓等を設置し、直接市民に応急給水を行う。

２）搬送給水

給水体制が整った場合は、給水場から市・千葉県が保有する給水車、給水タンクによるほか、ポリエチレン容器、簡易水槽等を協定により確保したトラックに積載させ搬送給水する。

搬送用容器が不足する場合は、千葉県及び関係機関に要請するほか、市内事業所が所有するタンクローリー等の提供を求めるなど、可能な手段により確保する。

３）給水順位

医療機関・給食施設・社会福祉施設・避難所等の緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

(4) 習志野市企業局と千葉県企業局の役割分担

両機関とも、災害対策本部に職員を派遣し情報の収集と共有を図り、協力しながら有効な給水体制を確保する。

１）給水拠点での役割

① 浄・給水場において運搬給水を行う場合の注水は、当該施設を保有する水道事業者が行う。

② 県営水道の給水区域内の避難所については、千葉県企業局が、市営水道の給水区域内の避難所については、企業局が原則として行う。

③ 消火栓、仮配管等を利用する仮設給水栓による応急給水については、千葉県企業局と企

業局が協力して行う。

2）応急給水用資機材の確保及び設置

① 県営水道の給水区域内の避難所については、千葉県企業局が原則として行う。

② 千葉県企業局の浄・給水場においては、千葉県企業局が行う。

③ 消火栓、仮配管等を利用する仮設給水栓の設置は、千葉県企業局と企業局が連携して行う。

3）運搬給水（優先順位）

① 各水道事業者が上下水道耐震化計画において定める「重要施設」への給水については、千葉県又は災害対策本部からの要請に基づき双方が協力し、他に優先して車両による運搬を行う。

② 社会福祉施設、避難所への給水については、災害対策本部からの要請に基づき双方が協力して給水車等による運搬を行う。

③ その他、千葉県又は災害対策本部から要請のあった場合も、双方が協力して給水車等による運搬を行う。

4）水の缶詰及び非常用飲料水ポリ袋

水の缶詰及び非常用飲料水ポリ袋による応急給水は、災害対策本部からの要請に基づき、双方が協力して行う。

① 広域応援要請

協定に基づき県内水道事業体、八千代市に応援を要請する。また、状況によっては、自衛隊への給水活動の要請も検討する。

② 広報

拠点給水、搬送給水などによる給水体制について、防災行政無線などのあらゆる媒体を活用して定期的に広報を行う。また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

③ 給水基準

給水の基準となる水量は、生命維持に必要な数量を最定量（1 人 1 日 3 リットル）とし、以降、復旧工事の進捗状況等により、順次、増量する。なお、必要以上の容器を持参し、基準を上回る給水を求める市民に対しては、一般的な飲料水及び炊事のための水量である旨を充分説明し、協力や理解を求める。

■給水量の目安（発災日を基準とする）

経過日数	目標水量	根　拠
～3 日	3 リットル／人・日	生命維持に最低限必要な飲料水量
4 日～10 日	20 リットル／人・日	炊事、洗面、トイレ、などの最低生活水準を維持するために必要な水量

（習志野市防災アセスメント調査報告書　応急対応能力算定調査「給水」より）

２ 食料の確保・供給

(1) 備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内及び地域での備蓄食料で対応することを基本とし、不足する場合には必要に応じて市の備蓄食料を活用する。

(2) 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

１）避難所に避難している者
２）住家の被害が全半壊（焼）、流失、床上（下）浸水等があって炊事のできない者
３）旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
４）災害応急対策活動従事者
５）施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
６）ライフラインに被害があり自宅で調理できない者

(3) 食料の調達

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、できる限り高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とするとともに、アレルギー等に対応した食料の調達も考慮する。

食料は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に供給を要請する。確保が困難な場合は、千葉県に対して食料の供給を要請する。

また、政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

(4) 食料の管理

調達した食料は、物資の集配拠点にて受け入れ、関係事業者やボランティア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

なお、物資の集配拠点については、一定の面積を確保できる市内の公共施設等を臨時的な集配拠点とする。

(5) 食料の供給

食料の搬送は、供給先の避難所まで食料供給業者に要請する。できない場合は、物資の集配拠点に搬送後、締結している協定等を活用し、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

なお、避難所内での配布は、避難所運営委員会にて円滑な配布を実施する。

(6) 炊き出し

避難所運営委員会や自主防災組織、町会・自治会等から炊き出しの要望があった場合には、

各主体が自主的に行うことを原則として対応する。炊き出しのための燃料、調理器具、食材等は、防災倉庫や協定締結機関等から調達する。また、状況に応じて、自衛隊、日本赤十字社千葉県支部等に炊き出しの支援を要請する。

なお、炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

(7) 食物アレルギー対応食品等の必要数の把握

応急食料品の必要数等は、避難所運営委員会及び避難所配備職員が協力して情報を収集し、地区対策支部を経由して、災害対策本部に伝達する。

避難所運営委員会及び避難所配備職員は、避難者が避難所に来た際に避難者の基本情報と合わせてアレルギー等の食事制限に関する情報を把握する。その情報を基に、避難所運営委員会が、対応食品等を必要に応じて地区対策支部を経由し、災害対策本部に要請する。

3 生活必需品等の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内及び地域での備蓄物資で対応することを基本とし、不足する場合には必要に応じて市の備蓄物資を活用する。

(2) 支給対象者

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品の対象者

住家の被害が全半壊（焼）、流失、床上浸水等があって次に掲げる条件を満たす者 １）被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者　かつ ２）被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 調達の方法

物資は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に供給を要請する。確保が困難な場合は、千葉県に対して物資の供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

■生活必需品の例

１）寝　　具・・・毛布等 ２）衣　　服・・・シャツ、ズボン、パンツ、靴下　等 ３）身の回り品・・・タオル、運動靴、軍手、傘、オムツ　等 ４）炊事用具・・・鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ　等 ５）食　　器・・・茶わん、皿、はし、スプーン　等 ６）日 用 品・・・石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、マスク、ゴミ袋、紙おむつ、生理用品　等 ７）光熱材料・・・ライター、ロウソク、携帯型ライト、灯油　等

※ なお、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者向けの用品は多岐にわた

るため、最も効果的な投入となる品目を選定し、給付するよう努める。

(4) 生活必需品の管理

調達した生活必需品は、物資の集配拠点にて受け入れ、関係事業者やボランティア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

なお、物資の集配拠点については、一定の面積を確保できる市内の公共施設等を臨時的な集配拠点とする。

(5) 生活必需品の搬送

生活必需品の搬送は、供給先の避難所まで生活必需品供給業者に要請する。できない場合は、物資の集配拠点に搬送後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

なお、避難所等での配布は、避難所運営委員会にて円滑な配布を実施する。

4 救援物資の受入れ

(1) 救援物資（義援品）の要請

１）全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資（義援品）の要請を行う。

なお、救援物資（義援品）の受入れは、企業、団体からの物資のみとし、個人からの救援物資は受け付けないことを原則とする。

救援物資（義援品）の要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。また、物資が充足した時点で、マスコミ等を通じて要請の打ち切りを情報提供する。

２）日本赤十字社への要請

日本赤十字社は、千葉県支部及び市町村で義援品を受け付ける。市は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。なお、受付、整理、配布は、救援物資（義援品）と同様に行う。

(2) 救援物資の受付

救援物資の受付は登録制とし、必要がある時期に災害対策本部からの要請に基づき搬送する体制とする。

(3) 救援物資の集積・配送

救援物資を受け入れる集配拠点は、一定の面積を確保できる市内の公共施設等を臨時的な集配拠点とする。

トラック等で大量に持ち込まれた物資は、集配拠点へ誘導する。

集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、協定による民間配送業者等により避難所等へ配分する。

(4) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合は、千葉県から、要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給が行われるため、円滑に受け入れられるよう、必要な体制を整備する。

第１４節 緊急輸送対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 輸送方法	○本部事務局、協定締結機関
2. 重要路線の確保	○習志野警察署、都市環境部
3. トラック輸送	○総務部、協定締結機関
4. ヘリコプター輸送	○消防本部、総務部、政策経営部、本部事務局
5. その他の輸送	○総務部、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社

【対策の基本方針】

- 地震発生 3 時間以内に、臨時ヘリポートを開設し、ヘリコプターによる搬送を行う。
- 緊急輸送路は、地震発生当日に 1 車線を確保することを目標とする。
- 3 日以内には、通行可能とするように関係機関と連携して道路構造物の調査、応急措置を行う。
- 復旧優先路線から応急復旧を行い 3 か月以内に完了する。

1 輸送方法

輸送の方法は、災害による被害の程度、物資の種類、数量、緊急度、交通の状況等を考慮し、次のうち最も適切な方法により行う。

■輸送方法

輸送方法	内　　容
トラックによる輸送	車両による道路輸送が効率的である場合、車両により行う。
鉄道による輸送	道路の状況が輸送に不適であり、鉄道輸送が効率的である場合、鉄道管理者に協力を依頼して行う。
船舶による輸送	陸上輸送が不可能となり、船舶輸送の方が効率的かつ適当な場合に行う。
ヘリコプターによる輸送	陸上輸送又は水上輸送が不可能な場合や人身上、緊急を要する場合に行う。
人力による輸送	災害の規模又はその他の方法によりがたい場合に行う。
上記 2 以上を用いる輸送	災害による被害の程度、道路、水上又は気象等の状況により、輸送可能な方法を併用して行う。

２ 重要路線の確保

(1) 千葉県が指定する緊急輸送道路

災害発生時の被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、千葉県により指定されている緊急輸送道路は以下のとおりである。

■緊急輸送道路（千葉県）

1次路線	１）一般国道357号　２）京葉道路 ３）一般国道14号　４）一般国道296号 ５）東関東自動車道水戸線
2次路線	１）主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線 ２）主要地方道長沼船橋線 ３）主要地方道千葉船橋海浜線 ４）習志野市道00-004号線 ５）習志野市道00-006号線の一部 ６）習志野市道13-058号線 ７）習志野市道13-067号線

注)1 次路線：隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等

2 次路線：1 次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等

(2) 習志野市が指定する災害時重要路線

千葉県により指定されている緊急輸送道路に加え、習志野市として市内を縦横に結ぶ主要道路を災害時重要路線として、下記のとおり指定する。

■災害時重要路線（市）

路線番号	通称	備考
習志野都市計画道路 3・3・2 号線（市道 00-002 号線）	まろにえ通り	
習志野都市計画道路 3・3・3 号線（市道 00-006 号線）	ふれあい橋通り	鷺沼～茜浜区間
習志野都市計画道路 3・4・9 号線（市道 00-004 号線）	市役所前通り	
（市道 00-009 号線）	ハミングロード	

※その他、災害の状況に応じて輸送等に必要となる路線(「災害時各部対応マニュアル」参照)

なお、下記の整備中の区間については、整備完了後に災害時重要路線に指定予定である。

路線番号		整備区間
習志野都市計画道路 3・3・3 号線	（市道 00-006 号線）	鷺沼台～鷺沼
習志野都市計画道路 3・4・4 号線	（市道 00-020 号線）	花咲～本大久保
習志野都市計画道路 3・4・8 号線	（市道 00-125 号線）	谷津
習志野都市計画道路 3・4・9 号線	（市道 00-126 号線）	鷺沼
習志野都市計画道路 3・4・11 号線	（市道 00-010 号線）	本大久保～鷺沼台
習志野都市計画道路 3・4・24 号線	（市道 00-127 号線）	鷺沼

(3) 災害時重要路線の確保

人命の救助・救出、消火を最優先に円滑な応急活動を実施するため、道路交通等に支障を及ぼす障害物の除去や仮復旧を行い、輸送路を確保する。緊急輸送路は、地震発生当日に1車線の通行を確保することを目標とし、3日以内には道路構造物の調査、点検を行い、必要な措置をとる。

3 トラック輸送

(1) 車両の調達

市有車両、協定により手配した車両を一元管理し、各部局からの要請により配車決定を行う。不足する場合は、輸送会社、レンタカー会社等に要請する。

(2) 燃料の調達

市で保有している燃料が不足した場合は、市内の給油所に燃料の供給を要請する。また、市内の給油所に燃料の備蓄がない、あるいは供給が滞る場合には、千葉県に燃料の供給を要請する。

4 ヘリコプター輸送

(1) 出動要請

災害により空中輸送を必要とする場合は、国・千葉県・他自治体や自衛隊に対して、ヘリコプターの出動を要請する。自衛隊への要請は、第3章第5節「自衛隊への災害派遣要請」により行う。

(2) 臨時ヘリポートの開設

臨時ヘリポートの開設の決定は、警察、消防、自衛隊等からの要請に応じて、あらかじめ指定している臨時ヘリポートの状況を考慮し、本部長（市長）が決定する。

消防本部は、開設の決定に備えて、臨時ヘリポート開設予定地の被害状況等の把握に努め、開設の可否を災害対策本部に報告する。（臨時ヘリポート開設予定地は「資料編」参照）

(3) ヘリコプターの離発着可能地点の準備

ヘリコプターの飛来に当たっては、次のとおり受入準備を行うものとする。

なお、ヘリポートには、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。

■ヘリポートの準備

1）着陸地点の標示（石灰等により上空から確認できるように実施）
2）周辺の障害物の除去（人や車、破損しそうな物件等の危険を排除）
3）無線等活動資材の準備（離着陸の誘導や状況の報告）
4）離着陸地点周辺の安全確保要員の配置（周辺への広報等）

５ その他の輸送

(1) 鉄道

道路の被害等で車両による輸送が不可能な場合で、鉄道輸送が適当であると認められた場合は、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社に協力を要請する。

(2) 船舶

陸上の交通が途絶し、被災者や救援物資等を海上輸送する必要がある場合は、関東運輸局に海上輸送に従事する船舶の調達を要請する。

第１５節 清掃・障害物の除去

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 廃棄物（ごみ）の処理	○都市環境部、協力部、協定締結機関
2. し尿の処理	○都市環境部、協働経済部、協力部、協定締結機関
3. 障害物の除去	○都市環境部、消防本部、消防団、協定締結機関
4. 環境汚染の防止	○都市環境部

【対策の基本方針】

- 災害廃棄物の処理にあたっては、環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」や、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び「習志野市災害廃棄物処理計画」等に基づき、関係部局や民間事業者の協力を得ながら、資源化と減量化を図りつつ、長くとも 3 年以内の処理を目指し、迅速に対応を行う。
- 地震発生 3 日目以内に生活に伴い最低限生じる「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「ビン、缶、ペットボトル」の収集を開始する。
- 大量に災害廃棄物が発生した場合には、一定規模の面積を有する公共用地等を仮置き場として開設し、一時的な保管を行う。
- 清掃工場の稼働停止に伴い、家庭ごみ等が処理できなくなった場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮しながら、一時保管あるいは、他の市町村等に応援の要請をする。
- 住家が全半壊した住民以外は自宅トイレを使用し、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。
- 地震発生 1 日以内には、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置するとともに、下水道等の使用不可能な地域においても、順次設置を行う。
- 道路上の障害物は、緊急輸送道路や災害時重要路線を優先に除去を行う。（第 14 節「緊急輸送対策」参照）なお、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

1 廃棄物（ごみ）の処理

(1) クリーンセンターにおける措置

ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により清掃施設の稼働が停止した場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮しながら、一時保管あるいは、他の市町村等に応援の要請をする。

(2) 収集体制の確立

清掃施設の被害状況、避難所等の状況、道路の被害状況等を基に収集体制を検討し、収集車両及び収集作業員を確保する。

ごみの収集は、一般集積所の収集回数を減らして避難所の収集を実施する。また、収集するごみは、「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「ビン、缶、ペットボトル」のみとする。

(3) 処理体制の確立

災害発生時において円滑に廃棄物処理の対応が実施できるよう、事前に市の廃棄物処理計画の策定に努める。大量の廃棄物が発生した場合は、「習志野市災害廃棄物処理計画」や環境省の「災害廃棄物対策指針」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」等に基づき他市町村に援助協力を要請する。

また、廃棄物の処理及び被災建築物の解体・撤去について、民間事業者との協定等の締結を図り協力を求める。

一般家庭から排出されるごみについては、適切な処理方法を住民に広報するとともに、必要に応じて市民相談窓口においても処理方法等の相談に対応する。

(4) 処理方法

大量に災害廃棄物が発生した場合は、収集したごみを一時的に保管するために必要な面積の公共用地等を確保して、仮置き場として開設する。一時的に仮置きした災害廃棄物は、清掃工場及び市外の清掃工場等に受入れを要請して焼却するほか、環境衛生上支障のない方法で処理を行うものとする。

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に原則事業者の責任において処理するものとする。

２ し尿の処理

(1) 自己処理

可能な限り、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。また、協定に基づき大型店連絡協議会や市内大型店、その他の取扱い業者を通じて簡易トイレを確保する。

(2) 仮設トイレの設置

地震発生１日以内には、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、平常時から必要な協定締結等を含め調達するためのルートを確保しておくとともに災害発生時は、市備蓄及び協定によるレンタル、若しくは他市や千葉県等からの応援により確保する。

なお、設置に当たっては、女性や子ども、高齢者や障がい者等が安心して使用できるよう配慮する。また、プライバシーを守りつつも照明を明るくするなど、安全面にも配慮し、性犯罪が起こらないようなトイレの設置方法を考慮する。

(3) 収集体制の確立

本市では、し尿処理施設を所有しておらず、船橋市に処理を委託している。

災害発生時は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の被害状況等を基に収集体制を検討し、収集車両及び収集作業員を確保する。

し尿の処理は、平常時と同様の対応を原則とするが、施設の被害状況によっては、船橋市以外の自治体等のし尿処理施設に受け入れを要請して、処理を行う。

３ 障害物の除去

(1) 実施体制

住居又はその周辺に発生した土砂、瓦礫等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、人的・物的輸送を確保する。市だけで処理不可能な場合は、他市、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 障害物除去の対象

災害による障害物の除去の対象となるのは、概ね次のとおりとする。

■障害物除去の対象

１）住居又はその周辺に発生した障害物
　① 地震災害による半壊又は床上浸水した住家
　② ブロック塀等の倒壊により発生した建設資材等
　③ 液状化及びがけ崩れ等による土砂等
２）交通を遮断している障害物
　① 道路
　　○ がけ崩れ等による土砂等
　　○ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等
　② 橋梁・河川
　　○ 流木、流塵等
　③ 軌道等
　　○ 土砂、竹木等

(3) 住居又はその周辺に発生した障害物の除去

住居又はその周辺に発生した土砂、瓦礫等で、自らの資力により障害物の除去を実施できない者に限り、居室、炊事場、便所、玄関など日常生活を可能にする程度の応急的な除去を行う。

(4) 交通遮断等の障害物

１）道路障害物

道路上の障害物の除去は、自動車、遺体等の特殊なものを除き、道路法の規定に基づき道路管理者が行う。この場合において、災害の規模、障害の内容等により関係者及び関係機関、また、緊急走行を行う消防本部や消防団等と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図る。

２）橋梁・河川

橋梁、河川における流木等の障害物は、速やかに除去し、水害防止に努める。

３）軌道等

軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、法律により当該施設の所有者が行う。

４）海上

港湾区域内の塵芥、流木等は、港湾管理者が除去を行う。

(5) 障害物除去の実施

障害物の除去は、習志野市建設協力会等との協定により実施するほか、消防団や自主防災組

織、町会・自治会等、連合町会、ボランティア等の共助の協力により実施する。
また、除去の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内に完了する。

(6) 障害物の集積場所

除去した障害物は、市有地のうち障害物の集積場所として、周辺に影響を及ぼすことのない土地を選定して、仮置きする。

4 環境汚染の防止

被災した建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に、解体業者に指導するなど環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

なお、ラムサール条約に登録している谷津干潟についても、管理をしている環境省と連携し、環境の保全に努める。

第１６節 防疫・保健衛生対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 防疫・感染症対策	○健康福祉部、都市環境部、習志野保健所（健康福祉センター）
2. 保健衛生活動	○健康福祉部、習志野保健所（健康福祉センター）
3. 動物対策	○都市環境部、習志野保健所（健康福祉センター）、 千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会京葉地域獣医師会

【対策の基本方針】

- 感染症等の予防を行うため、習志野保健所（健康福祉センター）と連携して避難所において巡回による防疫・保健衛生活動を実施する。
- ペットは避難施設（体育館等）への持ち込みは禁止するとともに、飼い主の自己責任にて給餌等を行うことを原則とする。

1 防疫・感染症対策

防疫・感染症対策については、発生により二次的な被害が拡大する危険性があることから、健康福祉部及び都市環境部が協力し、習志野保健所（健康福祉センター）と連携して、必要な活動を迅速かつ的確に実施する。

(1) 防疫（感染症予防）実施体制

健康福祉部は、習志野保健所（健康福祉センター）と連携し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき体制の確立を図り、感染症等の発生及び流行の防止を図るため、迅速に必要な防疫活動を実施する。

(2) 防疫（感染症予防）活動

１）検病調査及び健康診断

千葉県の実施する検病調査に協力し、避難所等において、避難者、被災地域等の住民の検病調査及び感染症法に基づく健康診断を実施する。

２）感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、習志野保健所（健康福祉センター）の行う必要な措置について協力する。

■感染症患者等への措置

１）発生状況、動向及び原因の調査
２）健康診断
３）就業制限
４）感染症指定医療機関への入院勧告
　最寄りの感染症指定医療機関（第一種：成田赤十字病院、第二種：船橋中央病院）
５）消毒等

３）消毒の実施

災害により市内に感染症が発生、又は発生の恐れがある場合、市は、当該地域、住宅、避難所等への消毒薬剤及び殺虫剤の散布を災害時応援協定締結先及び習志野保健所（健康福祉センター）に対して要請する。

なお、使用する防疫用資機材・薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに千葉県に対して要請する。

４）広報活動

防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

５）報告

感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、習志野保健所（健康福祉センター）に報告する。

２ 保健衛生活動

(1) 避難所等巡回による被災者の健康管理

市は、避難所等を巡回し被災者の健康状態、保健・医療・福祉のニーズを把握し、保健活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援の調整を行う。

習志野市医師会、習志野保健所（健康福祉センター）は保健活動チームを編成し、市が行う避難所等における巡回による被災者への声掛け健康相談等による健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、熱中症予防、エコノミークラス症候群、誤嚥性肺炎、こころのケア等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

(2) 入浴情報の提供

入浴施設に関する情報を提供し、必要な衛生管理について周知を図る。

(3) 食中毒等の予防

避難所や被災地域における食事、共同調理、炊き出しなどの食品衛生指導を行うとともに、被災者やボランティア等への食品衛生知識の普及や手洗いの励行などについて周知を図る。

３ 動物対策

(1) 放浪動物への対応

飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、習志野保健所（健康福祉センター）、千葉県動物愛護センターと協力して救助、保護収容する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼い主、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(2) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。避難施設（体育館等）へ

のペットの持ち込みは禁止する。避難所の開設時には、避難所の敷地内にペットの収容場所を確保し、飼い主の責任においてペットを避難させる。

避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、避難所運営委員会や千葉県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公有地を提供するとともに、その旨を飼い主に周知する。

(3) 動物救護活動

災害時に、動物救護活動の対象とする動物（犬及び猫などの小動物）に、応急手当や一時保護及び管理等が必要となった場合は、協定に基づき、千葉県獣医師会京葉地域獣医師会と連携して救護活動を実施する。

第１７節 住宅等応急対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 被災建築物の応急危険度判定	○都市環境部
2. 崖地の危険防止	○都市環境部、千葉土木事務所
3. 住家の被災調査・り災証明書の発行	○協働経済部、総務部、消防本部
4. 被災建築物の応急修理	○都市環境部、政策経営部
5. 住宅の解体	○都市環境部、政策経営部
6. 応急仮設住宅の建設	○都市環境部、政策経営部
7. 空き家の斡旋	○都市環境部

【対策の基本方針】

- 地震発生後 3 日以内に避難所、病院等の緊急に判定を行う必要がある建築物の応急危険度判定（第一次）を行い、続けて共同住宅、戸建て住宅の応急危険度判定（第二次）、被災宅地の危険度判定を実施する。
- 地震発生後 3 日以内に調査を開始し、概ね 2 週間以内に、り災証明書の発行ができる体制を整える。
- 地震発生後 3 週間を目標に、国、千葉県の支援内容にしたがって、家屋の解体撤去を行う。
- 応急仮設住宅は、被災者の意向を反映させて地震発生後 1 か月を目途に用地の確保、建設を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 公営住宅の空き家の斡旋など被災者の住宅確保を支援する。

1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 判定実施体制

市庁舎内に被災建築物応急危険度判定実施本部を災害対策本部の下に設置し、必要な判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。また、「習志野市震前判定計画」に基づき、千葉県、千葉県建築士会習志野支部及び千葉県建築士事務所協会習志野支部等の協力を得て応急危険度判定の有資格者（判定士）等を確保する。

(2) 判定要領

判定士は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会）」に基づき目視により行う。判定の結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」に区分し、建物の出入口等に判定結果を色紙で表示する。

また、避難所、病院等の緊急に判定を行う必要がある建築物の判定を優先的に行い（第一次）、次いで共同住宅、戸建て住宅の判定を実施する（第二次）。

２ 崖地の危険防止

(1) 崖地の応急措置

崖地は、千葉土木事務所の支援を受けて応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、習志野市建設協力会等との協定に基づき協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は避難指示等を行う。

(2) 被災宅地危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

市役所内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、千葉県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会)」等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

３ 住家の被災調査・り災証明書の発行

(1) 住家の被災調査

家屋の被害状況の把握とり災証明書を発行するため、市役所内にり災（被災）調査本部を設置し、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和２年３月内閣府)」に基づき、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない」の区分とし、外観の目視により調査を行う。

また、火災により焼失した家屋等は、消防法に基づき消防本部にて火災調査を行う。

なお、再調査の請求があった場合は、二次調査を実施する。

(2) り災証明書の発行

家屋の被害調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、被災者からの申請に基づき総務部でり災証明書を発行する。また、家屋以外の被害についても、り災証明書等において、可能な範囲で証明する。(り災証明書の様式は「資料編」参照)

なお、火災により焼失した家屋等に係るり災証明書は、火災調査に基づき消防本部で発行する。

４ 被災建築物の応急修理

災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

応急修理の方法は、実情に合わせた建設業者との請負契約により市職員の監督指導のもとに実施する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、修理対象住宅の選定や修理の実施、規模、費用等については、災害救助法の定める範囲で行う。

５ 住宅の解体

全半壊した家屋の解体は、国、千葉県の方針や支援内容に基づいて実施する。公費負担で行う範囲は、公衆又は近隣にとって危険であり早急に解体を要するものとする。

６ 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

災害発生後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、市民相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明書の発行を受けているなど、次の条件に該当する者とする。

なお、これ以外の者への適用については、千葉県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の対象者

次のすべての条件に該当する者
- １）住宅が全壊、全焼又は流失した者
- ２）居住する住家がない者
- ３）自らの資力では住宅を確保できない者
  - ① 生活保護法の被保護者及び要保護者
  - ② 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
  - ③ 上記に準ずる者

(2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保するものとするが、不足が生じた場合には、民間企業所有地等の民有地を借用する。

(3) 建設

仮設住宅は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に利用するための施設を設置できる。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、建設にあたり、関東森林管理局千葉森林事務所、千葉県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。

(4) 入居

入居は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者を考慮し、住宅の困窮度に応じた取扱いを行う。

なお、原則として応急仮設住宅の供与期間は２年以内とし、民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。

7 空き家の斡旋

公営住宅、民間住宅の空き家の情報を収集し、被災者に斡旋する。

公営住宅に関しては、公営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

第１８節 文教対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 災害発生時の対応	○学校教育部、○こども部、○生涯学習部
2. 避難所としての対応	○学校教育部、○生涯学習部、協力部
3. 地区対策支部としての対応	○学校教育部
4. 応急教育	○学校教育部
5. 応急保育	○こども部
6. 文化財の保護	○生涯学習部

【対策の基本方針】

- 地震が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで児童等を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所配備職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れを行う。
- 地震発生から 2 週間後に一部学校を再開し、1 か月後を目標に通常の授業を実施するとともに、児童等に対し、必要な教材、学用品を給与する。ただし、災害救助法が適用された場合は千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 被災者の復旧作業を支援するため、児童等を一時的に預かる応急保育を実施する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

1 災害発生時の対応

各学校等では、市教育委員会が策定した「学校における地震防災マニュアル初版（平成 25 年 6 月）」に基づき、防災マニュアルの見直し及び作成に努めることとし、災害発生時の対応は、別に定められた防災マニュアル等に基づき実施する。

(1) 児童等の避難

学校（園）長等は、地震が発生した場合、児童等の無事を確認する。校（園）舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

(2) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校（園）の教職員で、児童等の安否を確認する。

２ 避難所としての対応

(1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校等、災害発生時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員の役割分担を定めておく。

施設管理者及び学校職員は、避難所配備職員、自主防災組織、町会・自治会等と連携して、施設の開錠、施設の安全点検、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。また、避難所開設後は避難所運営委員会のメンバーとして避難所運営に参画し、避難者による避難所運営を支援する。

(2) その他の文教施設

市が指定する避難所が使用できない場合又は、災害の規模や状況に応じて、幼稚園、保育所、こども園、公民館、コミュニティセンター等、その他の文教施設の活用を検討する。各施設の管理者及び職員は、災害発生時の対応に備え、事前に対応体制を検討する。

災害発生時においては、災害対策本部、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと連携し、避難所の開設・運営等の対応を行う。

３ 地区対策支部としての対応

各小学校には、地区の情報拠点となる地区対策支部が設置されるため、施設の開放等について、可能な限り支援を行う。また、地区対策支部の運営は、市から派遣される地区対策支部職員により行われるが、必要な機材等の貸出しを行う。

４ 応急教育

(1) 施設の被害調査及び連絡

校（園）舎又は文教施設等の被害状況等については、各学校（園）長若しくは施設の管理者が速やかに調査し、児童等の情報と合わせて教育委員会（学校教育部・生涯学習部）へ報告する。教育委員会（学校教育部・生涯学習部）は、各施設から得た情報を整理し、速やかに災害対策本部へ報告する。

(2) 応急教育計画の作成

校（園）長は、災害状況に迅速に対応できるようにするため、学校安全計画に基づき、応急の教育活動を行う。

応急の教育活動の内容等については、教育委員会（学校教育部・生涯学習部）に報告し、速やかに保護者と児童等に周知徹底を図る。

(3) 応急教育の実施

地震発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。2週間後を目途に一部学校を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1か月後を目標に通常の授業を再開する体制をとる。

学校再開に合わせ、速やかに関係機関と協議し学校給食を実施する。特に、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

また、他市町村に避難する児童については、就学手続きの臨時的措置をとる。

(4) 健康管理

災害の状況により、被災学校（園）の学校職員と児童等に対し、感染症の予防接種並びに健康診断、こころのケアについて、習志野保健所（健康福祉センター）及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(5) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

速やかな授業再開の体制を確保するため、災害により学用品を失った児童等に対し、必要な教材や学用品を給与する。

5 応急保育

保育所、幼稚園、こども園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の施設で保育できる体制を確保する。

また、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、各施設の入所手続きを省き一時的保育を行うよう努める。

6 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて消防本部及び生涯学習部長に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

市は文化財の被害状況を速やかに調査し、千葉県に報告する。なお、被害状況調査や応急復旧等で人員が不足する場合には千葉県に応援を要請する。

第１９節 ボランティアの協力

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. ボランティアの受入れ	○社会福祉協議会、協働経済部、健康福祉部
2. ボランティア活動	○社会福祉協議会、協働経済部、健康福祉部

【対策の基本方針】

- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会の判断により設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が総合福祉センター内に設置する。
  また、必要に応じ、災害ボランティアサテライトセンターを設置する。

1 ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアセンター等の設置

１）設置の判断

災害ボランティアセンターの設置は、災害の規模や被害状況を基に社会福祉協議会が判断し、決定後、速やかに協働経済部及び健康福祉部を経由して、災害対策本部に報告する。

２）設置場所

社会福祉協議会を運営主体とする災害ボランティアセンターを総合福祉センター内に設置する。

また、必要に応じ、大久保地区より東側を管轄する拠点として、災害ボランティアサテライトセンターを習志野市生涯学習複合施設（プラッツ習志野南館）に設置する。

なお、総合福祉センター等が地震により使用できない場合、若しくは余震等による被害のおそれが見込まれる場合は、災害対策本部と協議し、他の施設の利用を検討する。

３）県災害ボランティアセンターの設置

千葉県は、被災地に設置される市災害ボランティアセンターの円滑な活動を支援するため、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営する県災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 災害ボランティアセンターの開設及び閉所

１）開設の判断

災害ボランティアセンター等の開設は、災害の規模や被害状況を基に社会福祉協議会が判断し、決定後、速やかに協働経済部及び健康福祉部を経由して、災害対策本部に報告する。

２）閉所の判断

災害ボランティアセンター等の閉所は、災害の規模やボランティアの派遣依頼（被災者のニーズ）の終息、被災の復興状況によって、社会福祉協議会が判断し、決定後、速やかに協働経済部及び健康福祉部を経由して、災害対策本部に報告する。

なお、速やかに生活復興に向けた支援活動を行う体制（復興支援ボランティアセンター、あるいは通常のボランティアセンター）に機能を移行する。

(3) 災害ボランティアセンターの活動

１）災害ボランティアセンターの活動

災害ボランティアセンターでは、各種ボランティア団体との協力体制を構築し、ボランティアの募集・受付、登録・管理、ボランティアの派遣、ボランティアコーディネーターと関係機関との連絡調整等の対応を行い、活動内容は、一般ボランティアの協力による、一般分野のボランティア活動を中心に行う。

また、災害ボランティアサテライトセンターでは、災害ボランティアセンターと連携し、市域の東側を中心に、同様の対応を行う。

その他詳細については、社会福祉協議会で策定した対応マニュアル等により対応する。

２）県災害ボランティアセンターの活動

県災害ボランティアセンターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する。

(4) 災害ボランティアセンターと市との連携

協働経済部及び健康福祉部は、災害ボランティアセンターと緊密に連携し、概ね次のような運営支援を行う。

１）災害ボランティアセンターの設置状況の確認
２）市内被害状況に関する情報の提供
３）災害対策本部等の市の体制に関する情報提供
４）災害ボランティアセンターとの連絡調整、連絡職員の派遣
５）千葉県が派遣する専門ボランティアの受入調整
６）災害ボランティア体制に関する報道機関等への情報提供
７）災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材、活動資金等の提供
８）市ホームページや災害広報紙等を活用したボランティア参加の呼びかけ
９）各種災害対応におけるボランティア需要状況の把握
10）その他必要な事項

(5) ボランティア活動保険（被災地でのボランティア活動保険）

ボランティア活動保険（天災タイプ）は、事前にそれぞれの居住地の社会福祉協議会（ボランティアセンター）でボランティア自身の負担で加入する。

(6) 食事や宿泊場所の確保等

食事や宿泊場所については、原則としてボランティア自身で確保する。

(7) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、要請した専門ボランティアを除き、ボランティア自身が負担することを原則とする。

２ ボランティア活動

(1) ボランティアの活動分野

災害発生時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、市からの要請や自ら希望する専門分野と、自己参加の一般分野に大別し、それぞれ従来の固定的な性別役割分

担に偏らないよう配慮しつつ、次のような分野を担当する。

■ボランティアの活動分野

専門分野 （市担当部局が対応）	一般分野 （災害ボランティアセンターが対応）
１）救護所等での医療救護活動（健康福祉部） ２）病院などへの搬送（健康福祉部） ３）被災建築物応急危険度判定（都市環境部） ４）被災宅地危険度判定（都市環境部） ５）外国語の通訳、情報提供（協働経済部） ６）被災者への心理治療（健康福祉部） ７）高齢者や障がい者等の要配慮者の介護、看護、情報提供（健康福祉部） ８）その他の専門的知識、技能を要する活動等	１）避難所の運営補助 ２）炊出しや食料、飲料水などの受入・配布 ３）救援物資や義援品の仕分け、輸送 ４）高齢者や障がい者等の要配慮者の支援 ５）被災地の清掃、瓦礫の片付け等 ６）避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） ７）その他被災地における軽作業等

⑵ 災害ボランティアセンターが協力を求める主な個人、団体

災害発生時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、災害ボランティアセンターと市の担当部局は、それぞれの分野の関係機関や千葉県を通じて、積極的に協力を求める。

１）個人

① 被災地周辺の住民や学生

② ボランティア活動の一般分野を担う個人

③ その他必要な一般分野の個人

２）団体

① 日本赤十字社千葉県支部

② 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会

③ 千葉県災害ボランティアセンター連絡会

④ その他ボランティア団体・ＮＰＯ法人等

⑶ 市が協力を求める主な個人、団体

１）個人

① 被災建築物応急危険度判定士

② 被災宅地危険度判定士

③ その他必要な専門分野の個人

２）団体

① 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

② 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部

③ その他必要な専門分野の団体

第２０節 ライフライン施設の応急復旧

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 上水道	○企業局、○千葉県企業局
2. 下水道	○企業局
3. 廃棄物処理施設	○都市環境部
4. 電気	○東京電力パワーグリッド株式会社、総務部
5. ガス	○企業局
6. 電話	○東日本電信電話株式会社、総務部
7. 郵便	○習志野郵便局、総務部

【対策の基本方針】

- 東日本大震災では、ライフラインに大きな被害が発生したことから、その教訓や経験を踏まえ、市民生活の安定化を少しでも早く取り戻すため、各機関が迅速に効率的な応急復旧体制をとり、市と密接に連携・協力しながら対応に当たる。
- 災害の規模、被害状況に応じて全国からの応援を要請し、早期復旧を目指す。

1 上水道

(1) 習志野市企業局

１）応急体制

地震発生時の被害状況により、習志野市企業局災害対策本部を設置し、給水区域内における水道施設の応急対策を講じる。

２）活動内容

① 情報収集と緊急措置

企業局災害対策本部は、被災の情報収集と同時に緊急措置を行い、水道施設からの水の流出防止と施設破損に伴う危険物等による二次災害の防止等を図る。

② 応急復旧体制の整備

企業局災害対策本部は、集められた被災情報に基づき、速やかに応急復旧体制を整える。企業局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、千葉県に応援を要請し、応急復旧体制を整える。

③ 応急復旧対策

災害による施設の被害状況を適確に把握し、早期復旧を図り一日も早く平常給水を回復するため応急復旧体制を確立する。

(2) 千葉県企業局

千葉県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」及び「企業局水道事業震災対策基本計画」に基づき、千葉県及び市と密接に連携を図り、災害対応に当たる。

特に、液状化被害が発生しやすい国道 14 号よりも海側の地区を多く管轄としているため、管路パトロール等迅速な被害状況の把握を行うとともに、必要に応じて各種協定等を活用した応急復旧資機材や対応人員の確保により、速やかな復旧体制を確立し、対応に当たる。

２ 下水道

地震による地盤の不等沈下及び隆起、液状化等により、管渠等の流下能力が低下するおそれがあり、また、部分的な破損により閉塞し溢れる可能性があるため、一時的な使用制限を行い、早急に下水道施設の機能回復を図る。

(1) 管渠の応急措置

１）下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

２）幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるため、原則として応急復旧を行い、早期に本復旧の方針を立てる。

３）枝線の被害については直接本復旧を行うとともに、必要に応じて移動式ポンプを設置する。

４）多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑化を図る。

５）工事施工中の箇所においては、工事請負者に対して、二次災害の防止を図り、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて、現場要員、資機材等の補給を指示する。

(2) 下水処理場・ポンプ場等の応急措置

１）下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期するとともに、自家発電装置の燃料の確保を図る。

２）地震又は浸水等により下水道施設が損傷した場合には、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

１）あらかじめ定めたマニュアル等に基づき、対応に必要な職員を確保する。

２）各施設の応急復旧に当たっては、協定等に基づき関係業者と連携して行う。

３）応急対応は市で保有している資機材や車両により行うが、対応が困難な場合は、各種協定に基づき、千葉県や関係業者に応援を要請する。

(4) 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び使用の制限、復旧の状況等の市民への広報は、防災行政無線（固定系）や緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、市ホームページ、Ｙａｈｏｏ!防災速報、X、ＬＩＮＥ、広報車など、可能な手段により行う。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況等に合わせて、その都度実施する。

３ 廃棄物処理施設

地震による地盤の不等沈下及び隆起、液状化等により、施設の損傷や車両の乗り入れ等が困難となり廃棄物の処理能力が低下するおそれがあるため、早急に各処理施設の機能回復を図る。

(1) 芝園清掃工場・リサイクルプラザ

施設の被害状況の確認を行い、関係事業者と連携して損傷部分の応急処置、稼働に必要な燃料や薬品等の確保に努め、関連施設と連携し早期に稼働再開の対応を図る。

また、液状化等により敷地に被害が発生した時は、敷地内の車両走行を可能とするため、関係部局と連携して地盤の整備等応急的な対応を実施する。

4 電気

(1) 震災時の活動体制

1）市

総務部は、緊急時のホットライン等により東京電力パワーグリッド京葉支社に、被害の状況、復旧の状況等について定期的に確認を行い、本部事務局に報告する。

2）東京電力パワーグリッド株式会社

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は、千葉支店に非常災害対策本部を、京葉支社に非常災害対策支部を設置する。本部の下に情報班、復旧班、給電班、システム班、資材班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の８班を置く。また、京葉支社非常災害対策支部の下に情報班、復旧班、及び総務班の３班を置き、対応に当たる。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集・出動方法等について検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

(2) 電気の応急復旧（東京電力パワーグリッドの対応）

1）各設備の運転保守について

① 災害発生時においても、原則として送電を継続する。

② 浸水、倒壊等により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。なお、やむを得ない場合はこの限りではない。

2）被害状況の収集、周知

① 被害状況の収集や全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するため、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

② 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、チラシ等を利用し、被害状況や、復旧見込み、感電事故並びに漏電による出火防止について周知する。

③ 市からの定期的な被害や復旧状況の確認に対して報告し、復旧作業に対する協力を要請する。

■広報事項

1）切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。
2）使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
3）外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
4）電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

5）建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。

(3) 計画停電の周知・対応

東京電力パワーグリッドは、万一、計画停電を行わざるをえない事態に至った場合は、速やかに災害対策本部へ報告するとともに、可能な手段を用いて市民への周知に努める。

また、病院や交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の重要な施設に対して、可能な限りの配慮を行う。

5 ガス

企業局は、地震等の災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害発生時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害発生時には、企業局があらかじめ定めた基準を超えた場合、供給区域全域の供給を停止し、基準以下の場合、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。また、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段により、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

■広報事項

1）地震発生時の対応
① 身の安全を確保すること（机の下に身を隠すなどすること）
② あわてず落ち着いて行動すること
③ 震度 5 相当の地震の場合は、ガスメーター（マイコンメーター）が自動的にガスを遮断すること
④ 揺れがおさまったら、ガス栓を閉めること
⑤ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること
⑥ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること
⑦ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること

2）マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合
① 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかり押し、ランプの点灯を確認する
② 操作終了後 3 分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと

3）供給を停止した場合
① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと
② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと

6 電話

(1) 震災時の活動体制

1）市

総務部は、東日本電信電話株式会社千葉支店に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、本部事務局に報告する。

2）東日本電信電話株式会社

① 災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、千葉県、市及び各関係機関と密接な連絡を図る。

② 災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

③ 災害のため通信が途絶、若しくは、利用の制限を行った場合は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

■広報事項

○ 通信途絶、利用制限の理由と内容
○ 災害復旧措置と復旧見込時期
○ 通信利用者に協力を要請する事項
○ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

3）その他の通信事業者

① 災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、千葉県、市町村及び各防災機関と密接な連絡を図る。

② 災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

③ 災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行った場合は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

■広報事項

○ 通信途絶、利用制限の理由と内容
○ 災害復旧措置と復旧見込時期
○ 通信利用者に協力を要請する事項

7 郵便

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

《応急》20 ライフライン施設の応急復旧

東日本電信電話株式会社等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話株式会社等による応急復旧に協力する。

第２１節 交通応急対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 鉄道	○東日本旅客鉄道株式会社、○京成電鉄株式会社、 ○協働経済部、本部事務局、総務部、 都市環境部
2. バス	○京成バス株式会社、○京成バス千葉セントラル株式会社○東洋バス株式会社、○都市環境部、総務部
3. 道路・橋梁	○東日本高速道路株式会社、○都市環境部、○千葉土木事務所、○葛南土木事務所、○千葉国道事務所

【対策の基本方針】

- 交通事業者や関係機関と連携し、利用客の安全を確保し、公共輸送機能の維持・早期復旧に努める。

1 鉄道

(1) 震災時の活動体制

１）市

協働経済部は、緊急時連絡網等を活用して、鉄道事業者に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、災害対策本部に報告する。

２）各鉄道事業者

① 震災が発生した場合、鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

② 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 災害発生時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。揺れの測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

■運転規制

機関名	運行規制の内容
東日本 旅客鉄道株式会社	地震が発生した場合の列車の運転の取扱いは次による。 １）加速度値が 100 ガル以上の場合、全列車を停止させ、保線社員等が全線を点検実施し、異常のないことを確認後、運転規制を解除する。 ２）加速度値が 80 ガル以上 99 ガル未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺の申告がなく、保線社員等が要注意箇所を点検実施し、異常のないことを確認後、速度規制を解除する。 ３）列車を停止させた場合、速やかに最寄の停車場の駅長又は指令と連絡をとりその指示を受ける。

京成電鉄株式会社	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 １）自社の震度計が震度４（40～99 ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所の異常の有無を確認の上、25km/h 以下の注意運転を行う。安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。 ２）地震計が震度５弱以上（100 ガル以上）の場合は、直ちに列車停止手配をとり当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から運転を再開する。
その他の民営鉄道	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 １）震度５弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。 ２）震度４の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

■乗客の避難誘導

機関名	運行規制の内容
東日本 旅客鉄道株式会社 民営鉄道各社	１）駅における避難誘導 ① 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 ② 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は千葉県があらかじめ定めた一時避難場所、一時滞在施設、避難所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 ２）列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ① 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 ② 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ○ 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 ○ 特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ○ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

■事故発生時の救護活動

機関名	救護活動の内容
東日本 旅客鉄道株式会社 民営鉄道各社	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

(3) 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともに、安全が確認できしだい、あらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し、安全を確保する。

2 バス

(1) 活動体制

バス運行事業者は、震災が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 乗客の避難誘導

運行中に地震を感知して、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの一時避難場所へ誘導する。

3 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について緊急輸送道路を最優先に被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

<table>
<tr><th>【道路種別】
機関（部局）名</th><th>応急措置の概要</th></tr>
<tr><td>【高速道路】
東日本
高速道路株式会社
（ＮＥＸＣＯ東日本）</td><td>１）地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。
<table>
<tr><th>計測震度値</th><th>通行規制内容</th></tr>
<tr><td>計測震度 4.0 以上 4.5 未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合</td><td>速度規制</td></tr>
<tr><td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td><td>通行止</td></tr>
</table>
２）通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。
３）災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路に当たっては、少なくとも上下線各 1 車線又は片側 2 車線を、分離されていない道路に当たっては、1 車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</td></tr>
</table>

【国道】 関東地方整備局	1）被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。
【県道】 千葉土木事務所 葛南土木事務所	1）道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占用者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 2）ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。
【市道】 都市環境部	1）市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部事務局及び千葉県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。 2）上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

(2) 応急復旧対策

【道路種別】 機関（部局）名	応急復旧対策の概要
【国道（県管理区間を除く）】 関東地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。
【県管理国・県道】 千葉土木事務所 葛南土木事務所	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路１次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
【市道】 都市環境部	地震により被害を受けた市道については、原則として、災害時重要路線を優先し、次のような実施手順にしたがって応急復旧を行う。 1）通行車線の確保などの応急復旧目標を設定する。 2）道路の亀裂や陥没等の修復、がけ崩れ等による道路上の障害物除去などの応急復旧方法を選定する。 3）落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁が被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を行う。

第４章　災害復旧計画

第１節 市民生活安定のための支援

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主担当）
1. 被災者総合相談窓口	○協働経済部、総務部
2. 災害公営住宅の建設等	○都市環境部
3. 災害弔慰金・障害見舞金の支給	○健康福祉部
4. 被災者生活再建支援金の支給	○協働経済部、総務部
5. 災害援護資金の貸付け	○健康福祉部
6. 生活福祉資金の貸付け（社会福祉協議会）	○健康福祉部、社会福祉協議会
7. 市税等の減免	○協働経済部、健康福祉部、こども部、学校教育部、生涯学習部
8. 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険における対応	○協働経済部、健康福祉部
9. 義援金等の受付・保管及び配分	○健康福祉部、政策経営部、協力部
10. 災害応急資金融資	○協働経済部
11. 郵便物の特別取扱い等	○日本郵便株式会社
12. 雇用の確保	○協働経済部、船橋公共職業安定所
13. 公共料金の特例措置	○各部、企業局、千葉県企業局、日本放送協会、東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社
14. 市民への周知・広報	○総務部、政策経営部

東日本大震災では、死者・負傷者の発生や、住宅の損壊など多くの市民が被災し、災害応急対策後の生活再建に係る被災者への対応について、市の体制確保が円滑に進まなかったことから、市民生活に大きな支障を与えた。

その教訓を踏まえ、市民生活の安定化を迅速に進めるため、被災者の視点に立ったきめ細やかな支援を、継続して実施する体制を整備する。

1 被災者総合相談窓口

(1) 被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）の設置

１）総合相談窓口への移行

発災直後の応急対策に関する市民相談については、市民相談窓口で対応するが、発災から概ね１か月後を目安に災害復旧・復興本部が設置された以降は、市民からの生活再建相談を主たる目的とした被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）に移行する。

２）移行の決定

総合相談窓口への移行は、災害復旧・復興本部長（市長）が決定する。

３）総合相談窓口の運営

総合相談窓口の運営は、協働経済部を中心として、相談内容に応じた各部局から派遣される職員の協力の下、総合的な窓口として相談を受けるとともに、継続的な運営を行う。

４）総合相談窓口の廃止

総合相談窓口の廃止については、各種支援制度の終了や被災者の生活再建状況に応じて、災害復旧・復興本部の廃止に合わせ、災害復旧・復興本部長（市長）が決定する。

なお、その後の相談については、各担当部署で行う。

(2) 生活相談

災害によって生じる借地・借家などの法律問題や住宅被害による住宅応急修繕、その他生活全般にわたる問題について、担当部署はもとより専門的な問題に対応するため、弁護士会、建築関係団体、また、協定による千葉県行政書士会などの協力を得て生活相談を実施する。

(3) 消費生活相談

災害発生時には、災害に伴う悪質商法等の横行等消費生活にかかる契約・解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、消費生活相談を速やかに開始する。

相談処理や事業者への指導に当たっては、千葉県や習志野警察署、弁護士会などの関係機関に協力を求める。

(4) 青少年電話相談

心身の成長過程にある青少年、特に被災した青少年の様々な悩みについて青少年自身からの相談をはじめ、その保護者からの相談にも応じるため、速やかに電話相談業務などを実施する。

(5) こころの相談室

震災による悲しみや恐れ、不安を和らげるとともに、震災によって生じた夫婦・親子・親類・近隣、そして、避難所で女性をはじめ多様な人が抱えるストレスや悩みなどが受け止められるよう、専門のカウンセラーによる電話、面接による心の悩み相談を実施する。

2 災害公営住宅の建設等

大規模災害により住宅を失った被災者のうち低額所得者は、災害により特に住宅に困窮する状況におかれることが想定される。このため、「公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）」に基づく「災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等」に係る制度をより積極的に利用することにより、災害公営住宅の迅速かつ的確な供給を図ることができるよう、国、千葉県などに協力を要請する。

また、必要に応じて、生活に支障をきたしている被災者に対して、公営住宅の空き家の活用を図るため、国や千葉県と調整を行い、優先的に入居ができるよう要請するとともに、都市再生機構、住宅供給公社等の公的団体に対しても被災者に対する優先的な住宅の供給を要請する。

3 災害弔慰金・障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

「習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例（令和元年 9 月 30 日条例第 16 号改正）」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

「習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

4 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

市は、公益財団法人都道府県センターから委託された支援金の支給に関する事務の一部について、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合。

１）災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

２）10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

３）100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

４）上記１）又は２）に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害

５）上記３）又は４）に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口 10 万人未満）で、１）から３）に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

６）上記３）又は４）に規定する都道府県が 2 以上ある場合において、その自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満。ただし、人口 5 万人未満にあっては 2 世帯以上）における自然災害

(2) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

１）住宅が全壊した世帯

２）住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

３）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

４）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

５）住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給額

支給額は「住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）」と、「住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）」の合計額となる。

■対象世帯別支給限度額（1 世帯あたり 2 人以上）

区分	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）②		合計③
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯	200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯	100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯	200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯	100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	―	住宅を建設・購入する世帯	100 万円	100 万円
		住宅を補修する世帯	50 万円	50 万円
		住宅を賃借する世帯	25 万円	25 万円

同一の自然災害により 2 以上の被害を受けた場合の支援金の額は、上記表で、①＋②のうち最大額のもの＝③とする。

■対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）

区分	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）②		合計③
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯	150 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯	75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯	37.5 万円	112.5 万円
大規模半壊世帯	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯	150 万円	187.5 万円
		住宅を補修する世帯	75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯	37.5 万円	75 万円
中規模半壊世帯	―	住宅を建設・購入する世帯	75 万円	75 万円
		住宅を補修する世帯	37.5 万円	37.5 万円
		住宅を賃借する世帯	18.75 万円	18.75 万円

5 災害援護資金の貸付け

「習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象者及び貸付金額

1）世帯主が療養に要する期間が概ね 1 月以上である負傷を負った場合

2）住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね 3 分の 1 以上の損害であると認められる場合

■災害援護資金貸付限度額

状況	左の欄の状況である場合	世帯主が 1 か月以上の負傷が重なる場合	住居を建て直す場合等	世帯主の 1 か月以上の負傷と住居の建て直しが重なる場合等
世帯主の 1 か月以上の負傷	150 万円	－	－	－
家財の 1/3 以上の損害	150 万円	250 万円		
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170 万円	270 万円	250 万円	350 万円
住居の全壊	250 万円	350 万円	350 万円	－
住居の全体が滅失又は流失	350 万円	－	－	－

(2) 所得制限

■災害援護資金貸付金対象者及び利率等

	世帯人員	市町村民税における総所得金額
所得制限	1 人	220 万円未満
	2 人	430 万円未満
	3 人	620 万円未満
	4 人	730 万円未満
	5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額未満
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする	
利率	年 1.5%（据置期間は無利子）	
据置期間	3 年（特別の事情がある場合は 5 年）	
償還期限	10 年（据置期間を含む）	
償還方法	月賦、半年賦又は年賦	

6 生活福祉資金の貸付け（社会福祉協議会）

(1) 貸付対象

災害によって被害を受けた低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯を対象として、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

また、母子家庭や寡婦を対象としては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据え置きの延長、償還金の支払い猶予等の特別措置を講ずる。

(2) 貸付金額

一世帯 150 万円以内

(3) 貸付条件

１）据置期間　6 月以内
２）償還期間　据置期間経過後 7 年以内
３）利　　子　保証人あり 無利子
　　保証人なし 年 1.5%
４）保証人
① 連帯保証人となること
② 原則として、65 歳未満で、借受人と同一都道府県に居住し、返済完了時点まで保証能力（返済能力）を有する者
③ 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法

月賦、半年賦又は年賦

(5) 連絡先窓口

社会福祉法人　習志野市社会福祉協議会（総合福祉センター内）
電　話　047-452-4161
ＦＡＸ　047-451-8211

7 市税等の減免

習志野市税条例等の規定に基づき、被災した市税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

被災納税者等が、減免申請に関する書類の提出（不服申立てに関するものは除く。）又は納付若しくは納入をその期限内に行うことができないと認めるとき、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換

価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、次のとおり減免する。

■税（料）の減免の内容

税　　目	減免の内容
市民税(県民税)	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。
固定資産税、都市計画税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険料	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。
後期高齢者医療保険料	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。
介護保険料	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について減免を行う。
森林環境税	被災した納付義務者等の状況により免除する。

(5) 保育所・幼稚園・こども園の保育料の減免等

災害等の特別な事由により、保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その被害の程度により、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(6) 児童育成料の減免等

災害等の特別な事由により、児童育成料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その被害の程度により、児童育成料の全部又は一部を減免することができる。

8 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険における対応

災害によって被害を受けた被保険者等の状況に応じて、国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険について次の対応をとる。

■国民健康保険や後期高齢者医療制度における対応

1）被災した被保険者の状況に応じて、一部負担金の減額や免除又は徴収猶予を行う。

■介護保険における対応

1）要介護認定更新申請期限の延長
2）給付差し止めなどの緩和
3）給付割合の変更
4）介護給付に係る給付制限の回避及び解除

９ 義援金等の受付・保管及び配分

(1) 義援金の受付・保管

市に送付された義援金は、健康福祉部で受け付け、記録されたものを協力部（会計課）が一括して指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、義援金に関するマスコミ等の照会に対応するため、持参分、現金書留分、銀行振込分等の件数、金額の集計書類を作成する。

日本赤十字社を通じて配分された義援金を受け付ける。

(2) 義援金の配分

義援金の配分に当たっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。千葉県に義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

(3) 基金寄付金の受付

震災による応急復旧・復興の財源を確保するため、必要に応じて「習志野市まちづくり応援寄附条例（平成 20 年条例第 22 号）」に基づき、広く寄付金を募集し、市内の公共施設等の復旧に活用する。

１０ 災害応急資金融資

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

(1) 災害復興住宅資金

住宅の建設又は購入及び自宅の補修の場合に住宅金融支援機構が融資を行う。

(2) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、「災害復旧貸付」、「災害関係保証」及び「経営安定関連保証」等、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、習志野商工会議所等との連携を図り広報等を行う。なお、手続きに必要な事業主向けり災証明書は、協働経済部で発行する。

■中小企業への支援策

１）災害復旧貸付（(株) 日本政策金融公庫）
２）セーフティネット資金（千葉県）
３）災害関係保証等（千葉県信用保証協会）
４）経営安定化資金（市融資制度）

(3) 農林漁業者への融資

農林水産業に対する災害の応急復旧に係る、各種農業金融制度について周知する。

■農林漁業者への融資

1）習志野市天災による被害農林漁業者に対する経営資金融通規則
2）農林漁業金融公庫資金（農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金）
3）天災融資資金（経営安定資金）
4）県単災害対策資金（経営安定資金、施設復旧資金）

１１ 郵便物の特別取扱い等

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

1）災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
① 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
② 被災者の差し出す郵便物の料金免除
③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
④ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い

１２ 雇用の確保

船橋公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。また、労働基準監督署が行っている、勤めていた企業が災害によって被害を受けたこと等により倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって未払賃金額の一部を立替払いする、未払賃金の立替払制度の紹介等を行う。

■公共職業安定所の職業の斡旋

1）被災者のための臨時職業相談窓口の設置
2）公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
3）雇用保険の失業給付に関する特例措置
災害の影響により、指定された失業の認定日に、やむを得ずハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができる。

１３ 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

■公共料金の特例措置

1）テレビ受信料金の免除等	2）電話料金・電話工事費の減免等
3）電気料金・工事費負担金の免除等	4）ガス料金の納付延長等
5）上・下水道料金の減免等	6）し尿くみ取り手数料の免除等

１４ 市民への周知・広報

災害復興に向けた生活再建支援等について、掲示板への情報の掲示、災害広報紙の発行、市民説明会等の開催などにより、市民に対し、広く周知・広報を行う。

広報の実施に当たっては、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、ケーブルテレビ、Ｙａｈｏｏ!防災速報、X、ＬＩＮＥ、各種ソーシャルネットワーキングサービスなども活用する。なお、広報手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多様な広報手段を確保する。

第２節 生活関連施設の復旧

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当
1. 災害復旧事業	各部局
2. 国の財政援助等	各部局

1 災害復旧事業

千葉県、国と連携して災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業に当たる。

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び千葉県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

法　　律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路、港湾、海岸、下水道、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突提、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業

水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月中央防災会議決定）」と「局地激甚災害指定基準（昭和 43 年 11 月中央防災会議決定）」の二つがあり、この基準により指定を受ける。

また、千葉県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第３節 災害復興

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 災害復旧・復興本部	○政策経営部、各部局
2. 災害復旧・復興計画の重点事項	○政策経営部、各部局
3. 各種事業の推進	各部局

東日本大震災の経験や教訓を生かし、公助としての責任の下、地震により被害を受けた地区の復旧・復興を一日も早く進めるため、応急対策を行う災害対策本部から市民生活の復旧・復興を行う災害復旧・復興本部へ速やかに体制を移行するとともに、災害復興計画や各種事業計画を策定し、市民・事業所等の復興に関わる全ての関係者・団体が協力して、事業の推進を図る。

また、再び起こりうる地震災害による被害を最小限にとどめるため、安全で快適な都市空間を確保するとともに、事業の推進に必要な財源を確保し、新たな社会資本を整備することで「災害に強いまち」の形成に努める。

1 災害復旧・復興本部

(1) 設置基準及び時期

市長は、習志野市災害復旧・復興本部設置要綱に基づき、次の基準において災害復旧・復興本部を設置する。

設置の時期については、発災から概ね１か月後を目安とし、災害の状況や応急対策の状況等に応じて、設置時期を決定する。

■災害復旧・復興本部の設置基準

１）災害対策本部が廃止された場合（災害の危険が解消・災害応急対策が概ね完了）
２）災害応急対策活動から市民生活の再建に移行する必要があると認めた場合
３）その他の状況により市長が必要と認めた場合

(2) 本部の設置・運営

災害復旧・復興本部は、国や千葉県との調整、また、庁内の全体調整を図る必要があることから、政策経営部内に設置し、政策経営部長を中心として総合政策課が運営する。

また、必要に応じて、各部局から必要な人員を派遣し、運営の補助に当たらせるとともに、災害の規模に応じて、本部の運営機能を有する新たな組織の設置も考慮する。

(3) 災害復旧・復興本部の設置及び廃止の報告

本部長（市長）は、災害復旧・復興本部を設置又は廃止したときは、その旨を千葉県及び防災関係機関等へ報告するとともに、広く市民へ広報する。

(4) 本部の所掌事項

災害復旧・復興本部の主な所掌事項は次のとおりとする。

■災害復旧・復興本部の所掌事項

１）復旧・復興方針の決定に関すること
２）復旧・復興事業の計画に関すること
３）復旧・復興事業の推進管理に関すること
４）被災者の生活再建支援策の決定に関すること
５）二次的災害の対策に関すること
６）その他復旧・復興に関し必要なこと

(5) 組織及び事務分掌

災害復旧・復興本部の組織及び運営は、習志野市災害復旧・復興本部設置要綱の定めるところによる。

■災害復旧・復興本部の組織

１）本部の構成
本部に本部長（市長)、副本部長（副市長・教育長・企業管理者)、本部員（部長等）を置く。
２）本部会議
被災者の生活再建支援、災害復旧及び被災地区の復興を総合的に推進するため、本部会議を置く。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、本部員の中から本部長（市長）が指名した者とする。
３）本部事務局
国や千葉県、関係機関、全庁にわたる連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。本部事務局長は、総合政策課長とし、本部事務局員は、総合政策課の職員及び必要に応じた各部局からの派遣職員によって構成する。
４）班の設置
復旧・復興対策を円滑に進めるため、本部内に班を設置する。なお、班員は、必要に応じて変更することも可能とする。
５）新たな組織の設置
災害の規模に応じて、本部の運営機能を有する新たな組織の設置も可能とする。

■習志野市災害復旧・復興本部組織図

２ 災害復旧・復興計画の重点事項

具体的な災害復旧・復興計画の策定に当たっては、以下の点に重点を置き検討し、策定する。

(1) くらしの復旧・復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やＰＴＳＤ等、被災者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 住宅の復旧・復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建が出来るための支援を中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(3) 都市の復旧・復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れたまちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。

また、都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(4) 産業の復旧・復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

３ 各種事業の推進

国や千葉県が実施する災害復旧・復興事業、また、市が実施する災害復旧・復興事業を円滑に進めるため、災害復旧・復興本部を中心として、全庁的な体制を確立し、連携の下各種事業を推進する。

各種復旧・復興事業については、担当部ごとに事業計画の策定や各事業の進捗管理等を行い、本部会議での報告により情報や認識の共有を図り、全庁へ周知する。

また、各種事業の計画や進捗状況等については、定期的にホームページや広報紙等を活用し、広く市民に広報する。

附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第１章 総　則

第１節 計画策定の趣旨

昭和 53 年 6 月 15 日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度 6 以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。

平成 13 年度には、東海地震の震源等が再検討され、地震動、津波についてシミュレーションを実施した結果、震度 6 弱以上又は発生 20 分以内に大津波が来襲する 8 都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の 263 市町村（合併により平成 24 年 4 月 1 日現在 157 市町村）が強化地域として指定された。

習志野市の地域は、この強化地域には含まれていないが、東日本大震災同様に、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、習志野市防災会議は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあたっても被害を最小限にとどめることを目的として、「習志野市地域防災計画（震災編）」の附編として本計画を策定するものである。

第２節 基本方針

1 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

(1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

(2) 地震発生にあたっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置　等

を定めることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの間においても混乱が予想されることから、この間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、「習志野市地域防災計画（震災編）」で対処する。

■気象庁が発表する東海地震に関する情報

<table>
<tr><td>東海地震に関連する調査情報</td><td rowspan="2">定例</td><td rowspan="2">＜発表時期＞
毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表
東海地震に関連する（災害対応は特に無し）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東海地震に関連する（災害対応は特に無し）現象について調査が行われた場合に発表される情報</td></tr>
<tr><td>カラーレベル青</td><td>臨時</td><td>＜発表時期＞
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表
（災害対応は特に無し）</td></tr>
</table>

↓

<table>
<tr><td>東海地震注意情報</td><td rowspan="3">＜発表時期＞
東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</td></tr>
<tr><td>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</td></tr>
<tr><td>カラーレベル黄</td></tr>
</table>

↓

<table>
<tr><td>東海地震予知情報</td><td rowspan="3">＜発表時期＞
「警戒宣言」に伴って発表</td></tr>
<tr><td>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</td></tr>
<tr><td>カラーレベル赤</td></tr>
</table>

３ 計画の前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

(1) 東海地震が発生した場合の習志野市の震度は、ほぼ全域で震度 5 強程度とする。

(2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前 10 時から午後 2 時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

４ 計画の実施

習志野市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に関しては、行政指導、協力要請によって対処する。

５ 計画の位置づけ

本計画は、「習志野市地域防災計画（震災編）」の附編として位置づける。

なお、防災関係機関の業務大綱及び事前の措置は、「習志野市地域防災計画（震災編）」に準ずるものとする。

第２章　東海地震関連情報

第１節 東海地震関連情報の発表時の対応

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
東海地震関連情報の発表	**○総務部**

気象庁から、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報が発表されるため、必要に応じた体制で情報収集に当たる。

■東海地震関連情報

情　　報	発表基準	防災対応
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表する。 示されるカラーレベルは「青」	１）防災対応は特になし。
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報で、その変化の原因についての調査の状況を発表する。 示されるカラーレベルは「青」	１）防災対応は特になし。 ※【国】臨時の判定会が開催され、情報収集連絡体制がとられる。 ※【県】防災対応は特になし。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表する。 示されるカラーレベルは「黄」	１）警戒配備 ２）情報収集、混乱防止措置を実施 ３）必要に応じ、児童等の帰宅等の安全確保対策を実施 ４）消防本部は各部隊の派遣準備 ５）健康福祉部は、医療関係者等の派遣準備 ※【県】災害対策本部設置前配備 ※【国】官邸対策室設置
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表する。 東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表する。 示されるカラーレベルは「赤」	１）災害対策本部設置 ２）津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策を実施 ※【国】地震災害警戒本部設置 ※【県】災害対策本部設置

第２節 東海地震関連情報の伝達

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
東海地震関連情報の伝達	○総務部

東海地震関連情報が発表され場合は、次のルートにより市民、事業所、関係機関等に伝達する。

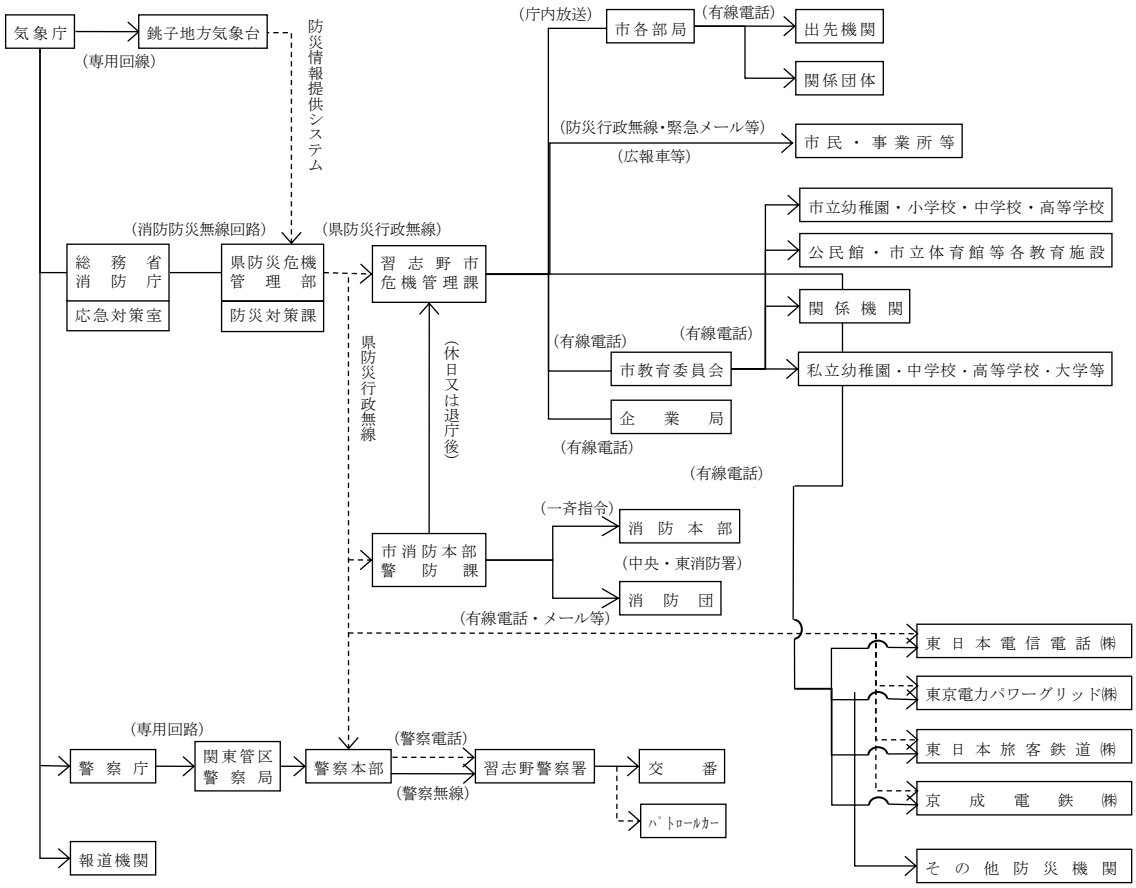

■情報連絡系統図

第３章 東海地震注意情報発表時の対応措置

第１節 活動体制

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒配備をとり、危機管理課を中心に警戒配備職員を動員する。なお、動員体制等については、「習志野市地域防災計画（震災編）」に準ずるものとする。

第２節 応急対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（〇主務）
1. 対策の基本方針	〇危機管理課、各部局
2. 市民への広報	〇危機管理課、政策経営部
3. 施設等への情報伝達	〇学校教育部、〇生涯学習部、〇健康福祉部、〇こども部
4. 関係機関の準備等	各関係機関
5. 広報活動	日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送（千葉支局）、千葉テレビ放送、株式会社ベイエフエム
6. 混乱の防止	習志野警察署、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ

１ 対策の基本方針

東海地震注意情報を受けた場合は、警戒配備をとり、適宜情報を収集して、東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、必要に応じて措置を講じる。

２ 市民への広報

混乱を防止するため、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Ｙａｈｏｏ!防災速報、Ｘ、ＬＩＮＥ、各種ソーシャルネットワーキングサービスなど多様な手段により、注意情報の内容の周知、市民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、直接来る市民等からの問い合わせに対応し、混乱の防止を図る。

３ 施設等への情報伝達

混乱を防止するため、保育所、こども園、幼稚園、小・中・高等学校、社会福祉施設等の関係施設に、伝達可能な手段で迅速に情報を伝達する。

伝達を受けた各施設は、施設利用者や関係者に対して速やかに情報を伝達し、必要な準備を行うように周知する。

４ 関係機関の準備等

《附編》3 東海地震注意情報発表時の対応措置

各関係機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置するなど、必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な連携を図り準備体制をとる。

■各機関の体制

機　　関	内　　容
千葉県	(1)災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。 (2)職員の参集 職員の参集は、第２配備体制とする。 (3)東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部防災対策課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 １）東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 ２）社会的混乱防止のため必要な措置 ３）市町村、各防災機関との連絡調整
警察	(1)災害警備対策室の設置 (2)関係機関との連絡調整 (3)情報の受理伝達等
第三管区 海上保安本部	職員の非常招集及び巡視船艇等の待機の措置をとる。
陸上自衛隊 第１空挺団	(1)第１空挺団に指揮所を開設するとともに、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2)県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話 株式会社千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1)通信量、通信疎通状況の監視 (2)設備運転状況の監視 (3)輻輳（ふくそう）発生時の重要通信確保のための規制措置 (4)電話利用の自粛等の広報活動
株式会社ＮＴＴ ドコモ千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 (1)通信量、通信疎通状況の監視 (2)設備運転状況の監視 (3)輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道 株式会社千葉支社	(1)地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター及び、現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 (2)夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
京成電鉄株式会社	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。

その他各防災機関	要員を確保し、待機体制をとる。

５ 広報活動

日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送、株式会社ベイエフエムは、放送準備体制をとり、通常番組を中断し、東海地震注意情報に関する報道を行う。

６ 混乱の防止

社会的混乱を防止するため、多様な手段により広報を繰り返し行うほか、各機関が実施する次の対策と必要な連携を図る。

■各機関の体制

機　　関	内　　容
千葉県	防災危機管理部（防災対策課）は各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1)混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2)各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3)その他必要な事項
警察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1)警戒警備等、必要な措置をとる。 (2)住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道 株式会社千葉支社	警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 (1)管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 １）強化地域に進入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ２）当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ３）強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 ４）強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 ５）石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 (2)支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 (3)状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (4)階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 (5)状況により警察官の応援要請をする。

京成電鉄株式会社	警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東日本電信電話 株式会社千葉支店	市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1)防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2)一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社ＮＴＴ ドコモ千葉支店	市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1)防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2)一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第４章　警戒宣言発令時の対応措置

第１節 活動体制

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 市の活動体制	○本部事務局、全ての部局の職員
2. 防災関係機関の活動体制	各関係機関

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、市庁舎３階に災害対策本部を設置する。

なお、動員体制等については、「習志野市地域防災計画（震災編）」に準ずるものとする。

(2) 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

１）警戒宣言等各種情報の収集・伝達

２）社会的混乱の防止に係る施策の決定

３）各防災関係機関との連絡調整

４）防災行政無線及び広報車等による市民への情報提供

５）その他必要な事項

2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、次のような組織的対応措置を講ずるため、連携して、円滑な対応を図る。

■各機関の体制

機　　関	内　　容
千葉県	災害対策本部の設置
警察	(1)災害警備本部の設置 (2)警備要員の招集 (3)関係機関との連絡調整 (4)情報の受理伝達等
千葉海上保安部	(1)地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2)地震災害対策本部の組織及び運営 地区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 (3)所掌業務 １）救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。

	２）対策本部船舶の運用に関すること。 ３）関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊 第１空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施。
東日本電信電話 株式会社千葉支店	(1)情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2)要員の確保 １）就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ２）休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社ＮＴＴ ドコモ千葉支店	(1)情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2)要員の確保 １）就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ２）休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道 株式会社千葉支社	(1)地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2)地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3)駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
京成電鉄株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
その他の防災機関	(1)各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、千葉県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとる。 (2)各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておく。

第２節 警戒宣言の伝達及び広報

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 警戒宣言の伝達	○本部事務局、○総務部、各担当部
2. 警戒宣言時の広報	○総務部、本部事務局、関係機関

1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達経路

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

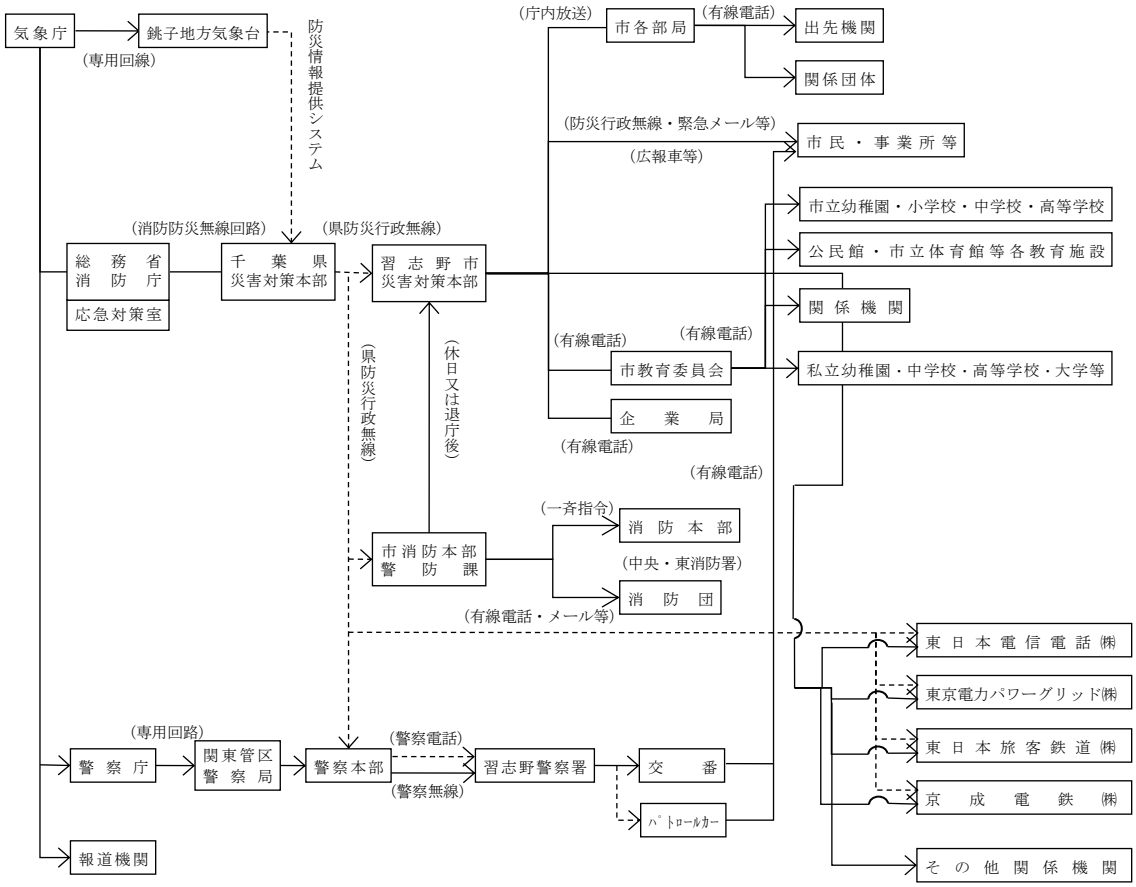

■情報連絡系統図

(2) 伝達方法

1）本部事務局は、千葉県から警戒宣言等を受けたときは、直ちにその旨を各部局及び関係機関に対して伝達する。

休日又は退庁後においては、消防本部が千葉県からの通報を受信し危機管理監及び危機管理課長に伝達する。

2）各部局は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係

機関及び施設に伝達する。

3）市民に対しては、防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを広く伝達する。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

1）警戒宣言、地震予知情報等の内容

2）本市に対して予想される影響

3）各防災関係機関がとるべき体制

4）その他の必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発令された場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか関係機関と協力し、広報活動を積極的に行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予測されるときは、各関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部へ緊急連絡を行うよう要請する。緊急連絡を受けた災害対策本部は、必要な情報を速やかに市民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

■広報の内容

1）広報の項目

① 警戒宣言の内容の周知徹底

② 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、毒劇物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるもの等の防災措置の呼びかけ

③ 地域及び家庭における冷静な対応の呼びかけ

④ 防災措置の呼びかけ

⑤ 急傾斜地など避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

2）広報の実施方法

① 防災行政無線による広報の実施

② 広報車による広報の実施

③ 防災信号による広報の実施

④ 自主防災組織及び町会・自治会等を通じた広報の実施

⑤ 市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Ｙａｈｏｏ!防災速報、Ｘ、ＬＩＮＥ、各種ソーシャルネットワーキングサービス等による広報の実施

⑥ その他の方法による広報の実施

第３節 災害警備対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 基本的な活動	○習志野警察署、本部事務局
2. 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	○習志野警察署、本部事務局

習志野警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置して次のような警備活動を行うため、情報連絡を密に行い、連携して対応に当たる。

1 基本的な活動

(1) 主な活動内容

１）要員招集及び参集
２）避難の指示、警告又は誘導
３）警備部隊の編成及び事前配置
４）通信機材・装備資機材の重点配備
５）補給の準備
６）通信の統制
７）管内状況の把握
８）交通の規制
９）広報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前配置

１）主要駅等人の集中が予想される場所
２）交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
３）京葉臨海石油コンビナート地域における要点
４）災害危険場所
５）その他必要と認める場所

(2) 広報

１）広報内容
① 警戒宣言の内容及び関連する情報
② 住民及び自動車運転者のとるべき措置
③ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
④ その他民心の安定を図るため必要な情報
２）広報手段
① パトロールカー、広報車等の警察車両による広報
② 警察用航空機及び警察用船舶による広報

③ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
④ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第４節 水防・消防対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
水防・消防対策	○消防本部、消防団、消防協力隊

消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対策を講じる。

(1) 対策の主な内容

１）正確な情報の収集及び伝達
２）火災・水害等防除のための警戒
３）津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
４）火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
５）自主防災組織等の防災活動に対する指導
６）資機材の点検整備の実施

第５節 公共輸送対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 東日本旅客鉄道株式会社の措置	○東日本旅客鉄道株式会社
2. 京成電鉄株式会社の措置	○京成電鉄株式会社
3. バス、タクシーの措置	○東洋バス株式会社、○京成バス株式会社、 ○京成バス千葉セントラル株式会社、 ○一般社団法人千葉県タクシー協会

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、各機関と連携し、必要な対策を図る。

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

旅客等への伝達は次による。

１）駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

２）運転中の列車の車掌は、車内の旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 列車の運転規制

県内の線区は、安全な方法により極力運転を確保する。総武線、京葉線は 45km/h に運転規制される。

火薬類を輸送中の貨車及び石油類、塩酸、硫酸等の危険物品を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には、警察、消防機関に連絡する。

(3) 主要駅の対応措置

１）旅客の混雑の状況により適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。

２）混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

３）旅客の混乱により、危険となった場合は直ちに列車の運転を中止する。

(4) 乗車券の取扱い

１）強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

２）状況により、警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券の発売を停止する。

３）強化地域を通過する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

２ 京成電鉄株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

駅・車内等において警戒宣言、地震予知情報等の放送を行い、旅客の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 運行方針

防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道株式会社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

１）警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

２）地震時のダイヤとして一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を乗り入れ各社と調整の上実施する。

(3) 列車の運転中止措置

列車の運転確保に当たっては、千葉県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。

３ バス、タクシーの措置

一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第６節 交通対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 警察のとる交通対策	○習志野警察署
2. 道路管理者の対策	○東日本高速道路株式会社、○千葉国道事務所、 ○都市環境部、○千葉土木事務所、葛南土木事務所

主たる対応は、各機関が実施するが、必要に応じて円滑に対応に当たれるよう、情報連絡を密に行い、連携して対応に当たる。

1 警察のとる交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両）の確認事項

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

2 道路管理者の対策

(1) 国土交通省関東地方整備局

１）道路施設に関する対策

① 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

② 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし､この措置を行うことに伴い必要な補強､落下防止等の保全処置に努めるものとする。

２）道路交通対策

① 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。

② 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。

３）発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

(2) 東日本高速道路株式会社

１）警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。

２）警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。

① 管理する高速自動車国道及び一般有料道路

県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。

② 他道路管理者の管理する道路

関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

３）警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。

① 道路

道路巡回等により、道路状況の把握に努める。

② 電気通信設備

地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

③ 工事中箇所

工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

(3) 千葉県

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

１）危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害発生時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

２）工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(4) 市

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

第７節 上・下水道、電気、ガス、通信等対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 上水道対策	○企業局、○千葉県企業局
2. 下水道対策	○企業局
3. 電気対策	○東京電力パワーグリッド株式会社
4. ガス対策	○企業局
5. 通信対策	○東日本電信電話株式会社、 ○エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社、 ○株式会社ＮＴＴドコモ、 ○ＫＤＤＩ株式会社、 ○ソフトバンク株式会社
6. 工業用水道対策	○千葉県企業局

主たる対応は、各機関が実施するが、必要に応じて、円滑に対応に当たれるよう、情報連絡を密に行い、連携して対応に当たる。

1 上水道対策

(1) 供給方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおり供給を継続する。

また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、災害発生に備え、緊急給水活動が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

１）要員の確保

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、習志野市管工事協同組合等との連絡協力体制について確認する。

２）資機材の点検整備等

災害発生に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

１）無線及び電話等の連絡網を確立する。

２）警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき、直ちに点検確認を実施する。

３）浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

４）浄水池、配水池の水位は、できるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

５）工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

■広報の内容

広報内容	1）通常の供給が維持されていること 2）発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ① 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、バケツ等を利用してフタをし、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 ② 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。 ③ その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。 3）発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	1）報道機関への放送依頼 2）広報車等による広報 3）指定給水装置工事事業者の店頭掲示等 4）市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」（住民用）、緊急速報メール、Ｙａｈｏｏ!防災速報、Ｘ、ＬＩＮＥ等による広報等

２ 下水道対策

(1) 施設等の保安措置

1）危険物を取り扱う処理場・ポンプ場の運転管理については、市職員、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

2）工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

1）石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、二次災害の防止を図るとともに、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

2）次亜塩素酸ナトリウムの残量の確認等のほか、塩素室の各扉の閉鎖、外部への漏えい防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

３ 電気対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

サービス区域内で震度６弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えると

ともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

(3) 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視・点検、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

■広報の内容

広報内容	1）無断昇柱、無断工事をしないこと 2）断線や電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、最寄りの事業所、カスタマーセンターへ通報すること 3）屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること 4）地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと 5）その他必要な事項
広報手段	1）報道機関（テレビ・ラジオ等）による広報 2）広報車による広報

4 ガス対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則としてガスの供給は継続することとし、地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速、かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

所属先に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備える。

(3) 施設の保安措置等

1）無線及び電話等の連絡網を確認する。
2）警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合はこれに基づき、直ちに点検確認を実施する。
3）需要の変化に応じ、供給量の調整を行う。
4）応急対策要員は直ちに日常作業を中止し、警戒体制に入るとともに工事現場においても適宜工事を中止して必要な保安措置を講ずる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、供給量の調整により供給が制限される場合等において、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

なお、広報内容、手段は次表によるほか、大口需要家及び地下街・地下室等、また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には、個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

■広報の内容

広報内容	1）ガスの供給は平常通り行われていること 2）ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法 3）例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処置方法 4）地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意
広報手段	1）広報車による広報 2）指定サービス店、指定ガス工事店の店頭掲示等

5 通信対策

(1) 要員の確保等

必要な要員を確保し、情報連絡室を設置する。

(2) 資機材の点検、確認等

局用予備電源設備、移動電源車、携帯発動発電機、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資機材等の点検、確認を行うとともに、工事中施設の安全措置をとる。

(3) 応急対策

1）電話の輻輳対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないトラヒック状況に応じた利用制限を行うが､その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り､疎通を確保する。

2）手動通話、番号案内

非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。なお、番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

3）電報

非常・緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(4) 電話輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

6 工業用水道対策

千葉県企業局は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合、原則として取水量、配水量を必要最小量にする。

なお、この場合はその旨を受水企業へ連絡するものとする。

⑵ 人員の確保、資機材の点検整備

１）警戒宣言が発令された場合、要員の確保等直ちに工業用水班を設置するとともに、施設及び工事現場等の保安点検及び応急活動のできる非常配備態勢とする。

２）地震発生に備え、復旧作業に必要な資材、機械器具等の点検整備に努める。

⑶ 情報連絡

警戒宣言の発令に係る情報連絡は、「時間内・外の情報連絡体制」に基づき行うものとする。

第８節 学校・病院・社会福祉施設対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 学校対策	○学校教育部
2. 病院・診療所対策	○健康福祉部、習志野保健所（健康福祉センター）、医療機関、習志野市医師会
3. 社会福祉施設対策	○健康福祉部、○こども部

主たる対応は、各機関が実施するが、必要に応じて、円滑に対応に当たれるよう、情報連絡を密に行い、連携して対応に当たる。

1 学校対策

教育委員会（学校教育部）は警戒宣言が発せられた場合には児童等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校・幼稚園については次のとおり対処する。

また、私立学校・幼稚園に対しても、公立学校・幼稚園に準じた対応措置を講ずるよう指導する。

(1) 主な対処内容

1）警戒宣言発令時は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。）の措置をとる。

2）児童等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。

① 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

② 交通機関を利用している児童等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

3）学校に残留し、保護する児童等（上記①・②以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。

4）保護者への連絡は、通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。

5）警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

6）校舎内外の施設・設備（理科室・調理室・工作室・戸棚類・下駄箱・がけ下・万年塀・校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

7）実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

8）地域の関係機関、団体との連携を密にし、対応する。

2 病院・診療所対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては習志野市医師会を通じて次の対応を要請する。

(1) 主な要請事項

1）外来患者の診療は状況等に応じ可能な限り平常どおり行う。

2）入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。

3）手術及び検査は、可能な限り延期とし、医師が状況に応じて適切に対処する。手術予定者については、緊急やむを得ない場合をのぞき、延期するなどの措置を講ずる。
4）手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。
5）警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないような必要な措置をとる。
6）外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。
7）建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、発災による被害防止又は軽減をはかるため必要な措置を与える。
8）非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。
9）飲料水及び食料の確保を図る。
10）救急告示医療機関にあっては、救急患者の受け入れ準備を行う。

3 社会福祉施設対策

社会福祉施設（保育所・こども園・福祉施設）は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

(1) 主な対応措置

1）情報の受伝達を行う。
2）施設の防災点検を行う。
3）出火防止を行う。
4）通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保を行う。
5）要保護者の引き渡し方法
① 通所（園）バスを使用している乳幼児・通所施設利用者は、通常運行している道順により指定された地点で保護者に引き渡す。
② 乳幼児・通所施設利用者は、あらかじめ定めた方法により、利用者名簿等を確認のうえ、保護者に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
③ 保護者への引き渡しが済むまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。
④ 施設外における指導時には、速やかに各施設に帰るものとする。
また、交通機関、道路状況等によって各施設に帰ることが危険と判断される場合は、各施設に連絡をとり適宜、必要な措置をとる。
6）保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
① 乳幼児・通所施設利用者の引き渡し方法や安否確認方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打合せをする。
② 職員、乳幼児、通所施設利用者、入所者、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。

第９節 避難対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
避難対策	○本部事務局、都市環境部、協働経済部、健康福祉部、こども部、学校教育部、生涯学習部、消防本部、消防団、協力部、習志野警察署

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が高い地区にあっては、本部長（市長）は住民の生命及び身体を保護するため、避難指示等を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難指示等の内容は、震災編第３章第８節「避難対策」を参照のこと。

(1) 避難指示等

本部長（市長）は、消防本部や警察署等の関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等の多様な手段により速やかに避難指示等を行う。

(2) 避難所の確認

１）落下物、転倒物の予防措置を確認する。
２）防災設備等を確認する。
３）給食、給水用資機材を確認する。
４）衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する連絡

避難所を開設した場合は、速やかに、千葉県、消防本部、警察署等の関係機関に連絡する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する援護措置

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の特別な配慮が必要な者に対して必要な配慮を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

必要に応じて、生活に必要な物資の給与を行う。

(9) その他

避難終了後、消防本部や警察署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

第１０節 救護救援・防疫・保健活動対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 救護救援対策	○健康福祉部、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、習志野保健所（健康福祉センター）
2. 防疫・感染症対策	○健康福祉部、都市環境部、習志野保健所（健康福祉センター）
3. 保健活動対策	○健康福祉部、習志野保健所（健康福祉センター）

1 救護救援対策

あらかじめ定める場所への応急救護所の設置を準備し、習志野市医師会等に対して、連絡体制の確保、地震発生後における負傷者への対応の準備を要請する。

2 防疫・感染症対策

習志野保健所（健康福祉センター）からの指示により、連携して次の体制を整える。

(1) 習志野保健所（健康福祉センター）の対応

１）習志野保健所（健康福祉センター）は、検病調査及び健康診断の必要が予想されるため、習志野市医師会の協力を得て班の編成を行う。

２）災害発生後の防疫情報及び防疫（感染症予防）活動について、習志野保健所（健康福祉センター）は、管轄市町村に周知徹底を図る。

３）防疫・感染症対策に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ全習志野保健所（健康福祉センター）及び千葉県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。

４）習志野保健所（健康福祉センター）は、当該市町村が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに、市町村に対し、飲料水の安全確保について指導する。

(2) 市の対応

１）習志野保健所（健康福祉センター）の協力に関すること。

２）防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。

３）災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動対策

(1) 習志野保健所（健康福祉センター）の対応

１）平常時より管内概況・地図・医療機関等の施設等について把握し、災害発生時には、市町村と連携して被災状況・医療機関開設状況や救護活動等の情報収集を行う。

２）市が行う保健活動の状況により、その活動を支援し要請に応じ、保健師を派遣するとともに、県健康福祉部に連絡を行う。

また、習志野保健所（健康福祉センター）管内での対応で不足の場合は、速やかに県健康福祉部に連絡し、管外からの支援を要請する。

３）災害発生時に保健活動チームを編成し、避難所及び避難所以外の被災地において、市と連携し被災住民の健康管理や相談等保健活動を行う。

(2) 市の対応

１）平常時より管内概況・地図・医療機関等施設等について把握し、災害発生時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。

２）避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。

３）保健師の派遣の必要性について検討し、必要に応じて習志野保健所（健康福祉センター）を通じ千葉県に派遣依頼をする。

４）避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第１１節 その他対策

【対策の項目・担当】

項　　目	担　　当（○主務）
1. 食料、医薬品の確保	○協働経済部、○健康福祉部、習志野市薬剤師会
2. 緊急輸送の実施準備	○総務部
3. 市が管理、運営する施設対策	○生涯学習部
4. 特定動物の逃走防止	○都市環境部、習志野保育所（健康福祉センター）、千葉県動物愛護センター

１ 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するために次の措置を講ずる。

(1) 食料の確保

１）米穀の確保にあたっては、千葉県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。
２）米穀小売販売業者又は卸売業者等へ精米準備体制をとるよう指示する。
３）「物資の供給協力に関する協定」締結先である民間業者（団体）に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

(2) 医薬品の確保

習志野市薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう協力を要請する。

２ 緊急輸送の実施準備

市及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

市は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

震災編第 3 章第 7 節「警備・交通規制」による。

(3) 関係団体による協力

協定先の輸送会社等に緊急輸送の要請を受けた場合に備え、準備を要請する。

３ 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自粛

するものとする。このため、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

4 特定動物の逃走防止

千葉県は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示するため、協力して必要な対応をする。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

(1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。

(2) 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第５章 市民等のとるべき措置

《附編》5 市民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、習志野市域は震度5強程度になると予測される。ところによってはブロック塀、石塀の倒壊、壁の亀裂のほか水道管の亀裂、軟弱地盤の降沈下、がけ崩れ等の被害が生じ、負傷者等の人的被害の発生が懸念される。

特に、習志野市の人口は17万人を超えるとともに、ＪＲ津田沼駅周辺地域をはじめとし高層建築物が建設され年々増加している。一方、本市をとりまく都市環境は国道 14 号、東関東自動車道、湾岸道路と交通体系の整備に相まって交通量が増大し、著しい都市化現象を呈している。東海地震の発生が予知され、これに伴う判定会の招集、警戒宣言の発令が行われたときは社会的混乱が生じることも予想される。

このため、国、千葉県及び関係機関と一体となり社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会及び各事業所等がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たすこととなる。

そこで、本章では平常時、東海地震注意情報並びに東海地震予知情報（警戒宣言発令時）において、市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会及び各事業所等がそれぞれとるべき防災措置の基準を示すものとする。

第１節 市民のとるべき措置

区　分	と　る　べ　き　措　置
平常時	１　家や塀の耐震化を促進する。 (1)わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2)ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 ２　家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (1)タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 (2)家具類のうえに重いものやガラス類を置かない。 (3)窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 ３　火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (1)ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 (2)プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3)火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。 (4)火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 ４　消火器、消火用水の準備をする。 (1)出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2)出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 ５　非常用飲料水、食料の準備をする。 (1)飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく。(1人1日分の飲料水約3リットル) (2)食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）を3日分程度準備しておく。 また、乳幼児や高齢者向けの食料も準備しておく。 ６　救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。また、お薬手帳やお薬情報のコピーを用意しておく。 ７　生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく、生理用品、簡易トイレ、用途に応じたおむつ、歯ブラシ、洗口液（液体ハミガキ）等を準備しておく。 ８　防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 ９　防災講習会、訓練へ参加する。 市役所、消防本部、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 10　家族で対応措置の話し合いをする。 (1)東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2)警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3)発災した場合の避難場所等、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 11　自主防災組織に積極的に参加する。 12　市が指定する避難場所、避難所のうち、最寄りの避難場所、避難所を2か所以上確認しておく。

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1　テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2　電話の使用を自粛する。 3　自家用車の利用を自粛する。 4　不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5　不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言の発令から地震発生まで	1　警戒宣言情報を入手する。 (1)市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2)千葉県、市、警察署、消防本部等防災関係機関の関連情報に注意する。 2　家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 (1)家具、棚等の上の重いものをおろす。 (2)窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 (3)ベランダの置物を片付ける。 3　火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 (1)火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2)ガス器具類の安全設備を確認する。 (3)プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4)火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 4　消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5　ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 6　非常用飲料水、食料を確認する。 7　救急医薬品を確認する。 8　生活必需品を確認する。 9　防災用品を確認する。 10　電話の使用を自粛する。 千葉県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合せは控える。 11　自家用車の利用を自粛する。 (1)路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2)走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の安全を確保する。 (1)要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 (2)児童等が登校等している場合は、定められた学校等との打ち合せ事項に対応措置をとる。 13　エレベーターの使用をさける。 14　不用な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15　不用な預貯金の引き出しを自粛する。 16　倒壊危険のある地形、建築物から退避する。

第２節 自主防災組織のとるべき措置

（自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会等、連合町会がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。）

区　分	と　る　べ　き　措　置
平常時	1　組織の編成と各班の役割を明確にする。 2　防災知識の普及活動を行う。 (1)各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2)地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3)地域内の消防水利を把握する。 (4)地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5)防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3　防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 4　火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (1)各戸に対して火気使用器具使用場所の点検を指導する。 (2)各戸に対して易、可燃性物品の点検を指導する。 (3)プロパンボンベの点検を指導する。 5　防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 6　情報の収集、伝達体制を確立する。 (1)市、消防本部防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (2)地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1　テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2　地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言の発令から地震発生まで	1　自主防災組織の活動体制を確立する。 (1)自主防災組織の編成を確認する。 (2)自主防災組織本部を設置する。 (3)自主防災組織の役割分担を確認する。 2　市、消防本部等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3　地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。（第1節を参照のこと） 4　防災資材等を確認する。 5　幼児、児童等、高齢者、障がい者等の安全対策措置を呼びかける。 6　食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第３節 事業所のとるべき措置

区　分	と　る　べ　き　措　置
平常時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においてもあらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め防災計画を作成する。 防災計画作成上の留意事項は次による。 １　自衛防災体制の確立 (1)防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2)組織の役割分担の明確化 ２　教育及び広報活動 (1)従業員の防災知識の高揚 (2)従業員の安否確認方法 (3)従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4)従業員の帰宅対策 ３　防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 ４　危害防止対策 (1)施設、設備の定期点検 (2)商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 ５　出火防止対策 (1)火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2)消防水利、機材の整備点検 (3)商品の整備点検 (4)易・可燃性物品の管理点検 ６　消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 ７　情報の収集、伝達体制の確立 (1)市、消防本部等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制の確立 (2)事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報の選定
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	１　テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 ２　自衛防災体制を準備、確認する。 ３　消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 ４　その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言の発令から地震発生まで	１　自衛防災組織の活動体制を確認する。 (1)自衛防災組織の編成を確認する。 (2)自衛防災本部を設置する。 (3)自衛防災本部の役割分担を確認する。 ２　情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防本部等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 ３　危険防止措置を確認する。 (1)施設、設備を確認する。

	(2)商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 4　出火防止措置を確認する。 (1)火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2)火気使用場所及び周辺を確認する。 (3)消防水利、機材を確認する。 (4)易・可燃性物品を確認する。 5　防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 6　食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため原則として営業を継続する。 7　不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館・ホテル及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。 8　石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9　バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 10　一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 　なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11　電話の使用を自粛する。 千葉県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 12　不要な預貯金の引き出しを自粛する。